

枚方市議会定例会議案書

(令和7年12月定例会議会)

目 次

報告第16号	専決事項の報告について	…	1
	専決第10号 損害賠償の額を定めることについて	…	2
	専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	3
議案第37号	令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第6号）	…	5
議案第38号	令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	…	65
議案第39号	令和7年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第3号）	…	78
議案第40号	令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第3号）	…	82
議案第41号	令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	…	92
議案第42号	令和7年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第3号）	…	102
議案第43号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第2号）	…	106
議案第44号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第3号）	…	112
議案第45号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）	…	121
議案第46号	枚方市立サプリ村野NPOセンター条例の一部改正について	…	124
議案第47号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	127
議案第48号	枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正について	…	130
議案第49号	枚方市総合文化芸術センター条例の一部改正について	…	134
議案第50号	枚方市立総合スポーツセンター条例の一部改正について	…	138
議案第51号	枚方市立市民体育館条例の一部改正について	…	145
議案第52号	枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部改正について	…	149
議案第53号	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	152
議案第54号	枚方市公衆便所条例の一部改正について	…	171
議案第55号	枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について	…	174
議案第56号	枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について	…	178
議案第57号	枚方市都市公園条例の一部改正について	…	181
議案第58号	枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について	…	186
議案第59号	枚方市自転車駐車場条例の一部改正について	…	189
議案第60号	枚方市自動車駐車場条例の一部改正について	…	192
議案第61号	ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業請負変更契約締結について	…	196
議案第62号	枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負変更契約締結について	…	199
議案第63号	枚方市立総合福祉会館の指定管理者の指定について	…	202

議案第64号	市道の廃止について	…	208
議案第65号	市道の認定について	…	215
議案第66号	京田辺市が枚方市の区域内で京田辺市道を廃止することの承諾について	…	236
議案第67号	副市長の選任の同意について	…	239
議案第68号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	…	240
議案第69号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	241

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項
 - （1）損害賠償の額を定めることについて（1件）
 - （2）和解及び損害賠償の額を定めることについて（1件）

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）11月7日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の相手方 東京都港区所在の法人
2. 事件の内容 令和7年8月26日付けで東京都港区所在の法人から請求があった市立ひらかた子ども発達支援センターの令和7年8月分の電話料金の納付にあたり、本市子ども未来部において支払期限内に納付が完了せず、9月11日から10月6日までの26日分の延滞利息が発生したものである。
3. 賠償の額 金 11円
4. 賠償の内容
本市は、電話サービス契約に基づき、相手方に延滞利息として金11円を支払う。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）11月17日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

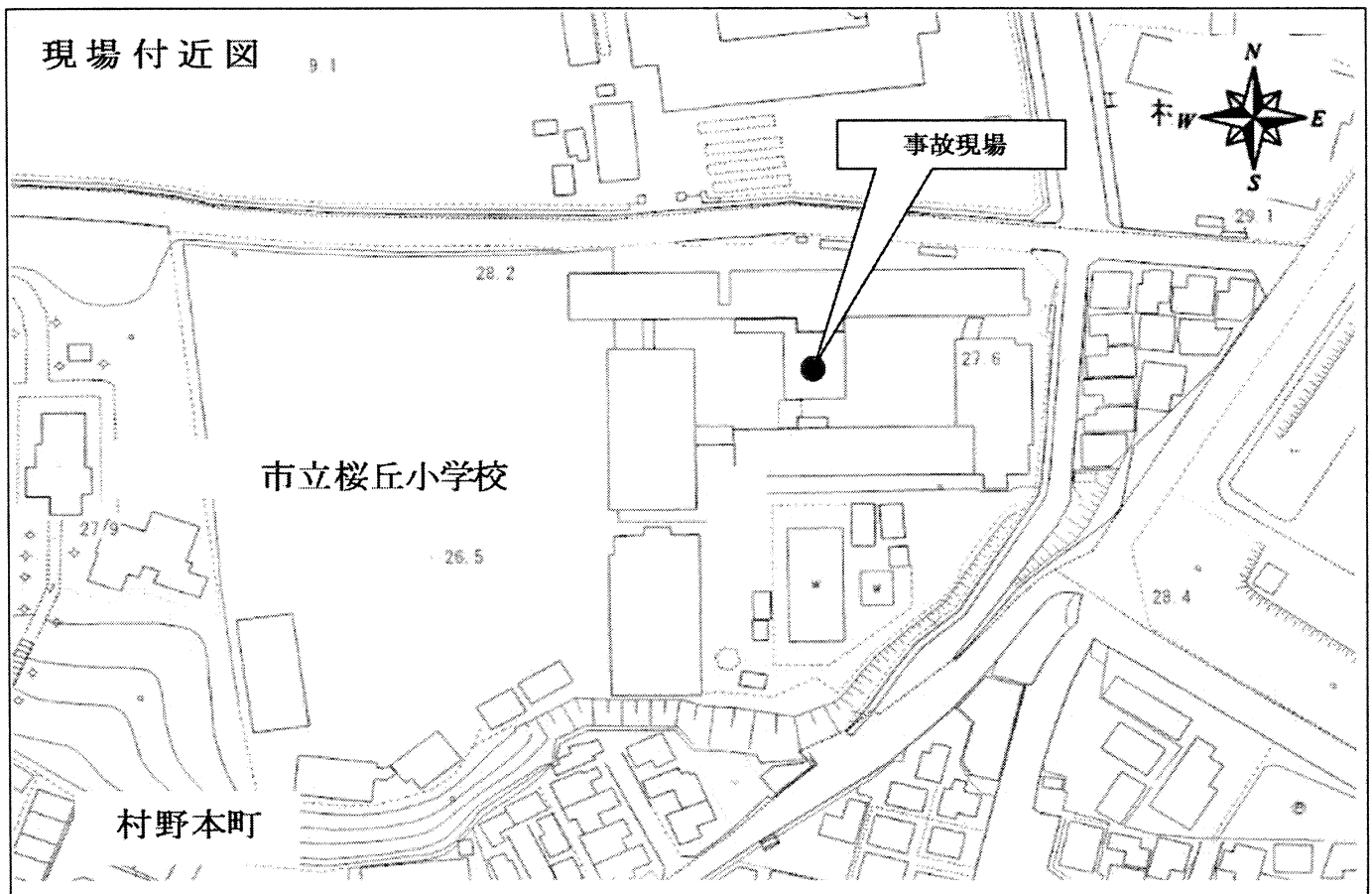
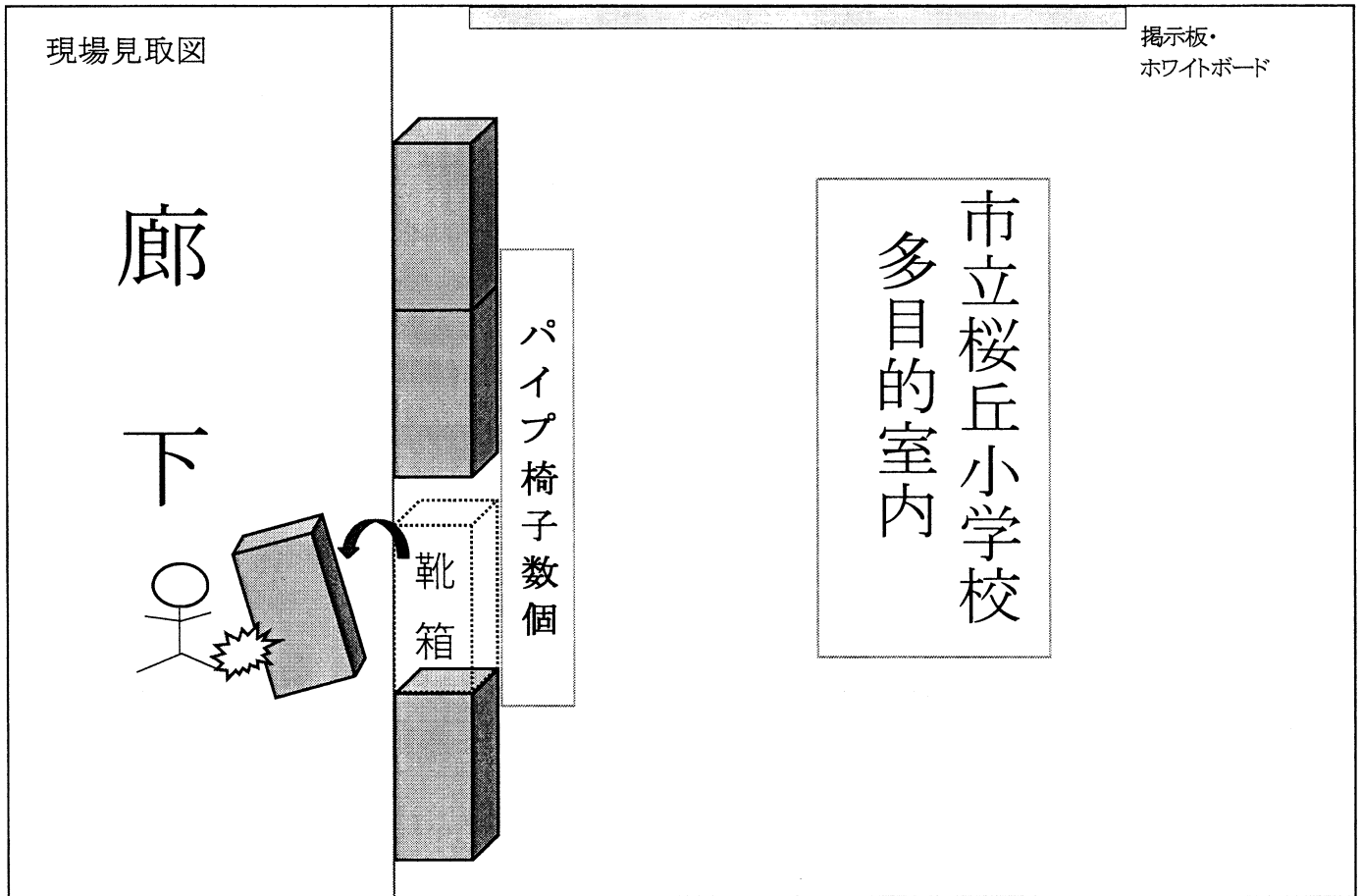
1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者

2. 事 件 の 内 容 令和7年2月7日午後1時30分ごろ、市立桜丘小学校の多目的室において、同校の教職員と児童がパイプ椅子の撤収作業で折りたたんだパイプ椅子を多目的室の靴箱に重ねて立てかけた際、その重みで靴箱が転倒し、通りかかった別の児童の右足に靴箱が倒れ、右足小指を骨折した事故があり、この怪我により、治療中に休会できなかった体操クラブの月謝代の損害が発生したものである。

3. 賠 償 の 額 金 5, 8 4 0 円

4. 和 解 の 内 容

- (1) 本件事故に関しては、本市は相手方に対して、賠償金として、金5, 840円を支払う。
- (2) (1)の賠償金については、本市は専決処分を経た日以降、速やかに支払い相手の指定口座に振り込むものとする。
- (3) 本件事故に関し、上記記載以外に、本市及び相手方との間において何らの債権、債務がないことを確認する。



令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,662,991 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 173,909,155 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		42,975,596	1,590,671	44,566,267
	(1) 国庫負担金	34,125,286	1,555,596	35,680,882
	(2) 国庫補助金	8,748,750	35,075	8,783,825
16. 府支出金		15,629,819	▲30,994	15,598,825
	(1) 府負担金	10,068,789	474,584	10,543,373
	(2) 府補助金	2,446,208	33,988	2,480,196
	(3) 府委託金	3,114,822	▲539,566	2,575,256
18. 寄附金		512,768	77	512,845
	(1) 寄附金	512,768	77	512,845
19. 繰入金		6,622,071	1,048,765	7,670,836
	(1) 基金繰入金	6,469,450	1,048,765	7,518,215
20. 諸収入		2,528,559	44,172	2,572,731
	(5) 雑入	1,663,947	44,172	1,708,119
21. 市債		7,682,800	10,300	7,693,100
	(1) 市債	7,682,800	10,300	7,693,100
歳入合計		171,246,164	2,662,991	173,909,155

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		13,580,974	15,927	13,596,901
	(1) 総務管理費	9,312,932	▲30,079	9,282,853
	(2) 徴 税 費	1,833,356	55,322	1,888,678
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,735,846	5,850	1,741,696
	(4) 選 挙 費	285,225	▲15,166	270,059
3. 民 生 費		89,206,722	3,088,231	92,294,953
	(1) 社会福祉費	37,555,925	1,699,808	39,255,733
	(2) 児童福祉費	37,032,935	739,538	37,772,473
	(3) 生活保護費	14,617,062	648,885	15,265,947
4. 衛 生 費		15,471,805	169,072	15,640,877
	(1) 保健衛生費	7,904,951	167,982	8,072,933
	(2) 清 掃 費	7,566,854	1,090	7,567,944
6. 商 工 費		512,941	188	513,129
	(1) 商 工 費	512,941	188	513,129
7. 土 木 費		15,216,584	▲552,361	14,664,223
	(4) 都市計画費	11,717,983	▲552,361	11,165,622
9. 教 育 費		17,922,042	▲58,066	17,863,976
	(1) 教育総務費	5,014,267	▲22,216	4,992,051
	(2) 小学校費	5,437,008	▲46,330	5,390,678
	(3) 中学校費	1,529,307	6,250	1,535,557
	(4) 幼稚園費	800,424	3,253	803,677
	(6) 保健体育費	3,543,928	977	3,544,905
合 計		171,246,164	2,662,991	173,909,155

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
計量検査委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,851
自動音声配信電話利用料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	594
消防団ホームページ維持管理等業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	286
気象情報提供業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,158
避難行動要支援者名簿管理システム 仮想サーバ移行業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,605
広報業務経費	令和7年度から 令和8年度まで	122,011	令和7年度から 令和8年度まで	130,716
各種行政情報サービス利用料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	660
ふるさと寄附金関係業務経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	296,006
人権尊重のまちづくり基本計画策定 業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,612
NPOサポート事業委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	16,214
サブリ村野管理運営委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	22,878
総合計画等策定支援業務委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	29,400
施設予約システム改修委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,375
仮想デスクトップ再構築委託	-	-	令和7年度から 令和11年度まで	15,092
統合型GIS更新委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	62,613
統合DBeL-QR改修委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,430
ガバメントクラウド用セキュリティ対策業務委託	-	-	令和7年度から 令和13年度まで	4,266
システム標準化・共通化対応経費	令和7年度から 令和8年度まで	157,300	令和7年度から 令和14年度まで	770,008
収納代行業務委託	-	-	令和7年度から 令和11年度まで	25,814
口座振替事務経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,250
市税収納データ入力業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,327
税総合システム改修委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	42,746
職員健康診断委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	21,966
文書搬送業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,187
来庁者自転車駐車場管理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	7,245
クリーニング委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	987
ステーションヒル枚方駐車場等利用料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,283
ため池保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	100
ピアノ等保守点検委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	100

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
観光情報発信案内業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	23,724
大規模小売店舗立地関係業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	6,748
地域活性化支援センター運営委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	53,881
楠葉台場跡管理委託	令和7年度から 令和8年度まで	28,481	令和7年度から 令和8年度まで	29,937
埋蔵文化財発掘等委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	12,309
野外活動センター運営委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	30,113
野外活動センター用地賃借料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,352
総合体育大会等開催委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	39,008
民間体育施設開放事業委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,956
ラグビーカーニバル開催委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,827
渚市民体育館給水管更新工事	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	18,000
施設用地賃借料	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	9,453
枚方市ポイント制度システム運営等業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	19,010
福祉相談・福祉情報提供等事業委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	66,516
総合福祉会館指定管理料	-	-	令和7年度から 令和12年度まで	885,398
総合福祉センター送迎バス等運行委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	45,793
総合福祉センター駐車場等用地賃借料	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	660
検診関連業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	5,560
検便・検尿委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,470
重層の支援体制整備事業委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	177,600
行旅死亡人等葬儀取扱委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	709
レセプト点検・整理事務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,622
保健所等関連業務委託	-	-	令和7年度から 令和12年度まで	77,781
全国市長会予防接種事故賠償補償保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	940
ファミリーサポートセンター等事業委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	1,431
子ども発達支援センター各種保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	962
保育委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,186
日々雇用者傷害保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	373
ショートステイ協力家庭事業活動保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	62
ヤングケアラー等世帯訪問支援事業	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	16,411

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
育児支援家事援助事業	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	3,663
子ども・若者育成事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	20
環境情報コーナー等運営業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,962
市施設ごみ資源化処理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	8,360
資源ごみ持ち取り防止対策業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	8,453
穂谷川清掃工場施設総合管理委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	30,900
清掃施設等各種分析委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	14,126
焼却灰等搬出・処分委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	34,733
使用済小型電子機器等処理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,782
東部清掃工場プラント運転業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	131,604
東部資源循環センター部品購入経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	20,372
汚泥処分委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	5,069
環境公害調査分析等委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	36,912
小中学校教室等空調設備整備事業	-	-	令和7年度から 令和24年度まで	30,000
交通量調査委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	8,000
道路補修工事	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	40,000
道路照明LED化事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,480
樟葉駅前芝生広場管理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	6,600
新生児誕生記念苗木配布事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,499
公園管理等業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	311,849
牧野公園等桜開花期間管理業務経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	614
王仁公園プール設備等改修工事	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	18,400
機械式自転車駐車場管理業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
放置自転車対策事業委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	25,000
自転車保管場所管理運営業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	12,000
交通安全教室実施委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	9,000
めいわく駐車防止交通指導員委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,500
共通駐車券システム事業委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,500
交通安全啓発業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	400
財務会計システム改修委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	5,896

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校園各種保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,355
日本語・多文化共生教室開催事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	103
学校園連絡物小包配送業務委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	26,223
禁野小学校新校舎備品整備等事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	107,363
学校水泳授業民間活用事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	15,152
学校給食調理場関連業務委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	15,146
学校給食管理運営システム運用業務委託	-	-	令和7年度から 令和9年度まで	36,092
学校給食配膳室空調整備事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	41,400
図書館配送委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	905
図書館(分館・分室等)巡回委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	51,360
学校園健康診断委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	29,856
学校園環境衛生検査委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	6,210
支援学級・通級指導教室支援事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	17,411
総合型放課後事業傷害保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	11,065
留守家庭児童会室情報機器通信費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,428
留守家庭児童会室トイレ改修工事	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	29,300
採点支援システム購入経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	5,016
学力向上推進事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	46,482
英語教育推進事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	17,517
中学校武道経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,786
中学校部活動地域展開事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	9,600
庁舎等維持管理委託	令和7年度から 令和9年度まで	5,043	令和7年度から 令和10年度まで	226,517
庁舎等清掃委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	178,888
庁舎周辺等警備委託	令和7年度から 令和12年度まで	8,159	令和7年度から 令和12年度まで	115,080
電算システム等保守委託	令和7年度から 令和12年度まで	236,832	令和7年度から 令和12年度まで	532,551
電算システム等賃借料	令和7年度から 令和13年度まで	998,936	令和7年度から 令和13年度まで	2,212,194
合 計		(4,400,000) 29,143,081		(4,400,000) 35,134,574

()書は、金融機関等に対する債務保証

第 3 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前						
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	8,400	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30 年以内	10 年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
生涯学習市民センター設備等改修事業	87,200						
水道管路耐震化事業（一般会計出資債）	-						
牧野長尾線整備事業	68,700						
御殿山小倉線整備事業	66,600						
施設改善維持補修事業	366,500						
合 計	7,440,900						

（注） 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

		補		正					後	
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法						
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他		
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	-	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる		
	72,500									
	103,900									
	48,000									
	59,100									
	324,200									
	7,451,200									

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備品購入費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	42,975,596	1,590,671	44,566,267		
(項)					
(1) 国庫負担金	34,125,286	1,555,596	35,680,882		
1. 民生費国庫負担金	32,584,744	1,555,596	34,140,340	3. 生活保護費負担金	445,875
				4. 児童扶養手当負担金	61
				6. 障害者自立支援給付費負担金	825,009
				7. 障害児通所給付費等負担金	105,063
				8. 児童手当負担金	7,582
				9. 教育・保育施設型給付負担金	172,006
(項)					
(2) 国庫補助金	8,748,750	35,075	8,783,825		
1. 総務費国庫補助金	4,753,158	5,796	4,758,954	1. 総務費補助金	5,796
2. 民生費国庫補助金	1,871,334	26,050	1,897,384	1. 児童福祉費補助金	5,650
				3. 障害者地域生活支援事業費等補助金	6,600
				4. 老人福祉費補助金	11,372

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
2. 医療扶助費等負担金	408,643
3. 介護扶助費等負担金	33,855
5. 重層的支援体制整備事業交付金	3,377
1. 児童扶養手当負担金	61
1. 障害者自立支援給付費負担金	825,009
1. 障害児通所給付費等負担金	105,063
1. 児童手当負担金	7,582
1. 教育・保育施設型給付負担金	172,006
3. デジタル基盤改革支援補助金	5,796
6. 子ども・子育て支援交付金	4,700
12. 重層的支援体制整備事業交付金	950
3. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	6,600
2. 重層的支援体制整備事業交付金	11,372

概 要 説 明	
1. 生活保護費負担金	445,875
(1) 医療扶助費等負担金	408,643
(2) 介護扶助費等負担金	33,855
(3) 重層的支援体制整備事業交付金	3,377
2. 児童扶養手当負担金	61
3. 障害者自立支援給付費負担金	825,009
4. 障害児通所給付費等負担金	105,063
5. 児童手当負担金	7,582
6. 教育・保育施設型給付負担金	172,006
(1) 私立認定こども園給付費負担金	172,006
1. デジタル基盤改革支援補助金	5,796
1. 児童福祉費補助金	5,650
(1) 子ども・子育て支援交付金	4,700
(2) 重層的支援体制整備事業交付金	950
2. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	6,600
3. 重層的支援体制整備事業交付金	11,372
4. 障害者総合支援事業費補助金	2,428

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				34. 障害者総合支援 事業費補助金	2,428
3. 衛生費国庫補助金	378,889	3,229	382,118	1. 衛生費補助金	3,229
(款)					
16. 府支出金	15,629,819	▲30,994	15,598,825		
(項)					
(1) 府負担金	10,068,789	474,584	10,543,373		
1. 民生費府負担金	9,847,598	474,584	10,322,182	5. 障害者自立支援 給付費負担金	412,502
				6. 障害児通所給付 費等負担金	52,531
				7. 教育・保育施設 型給付負担金	9,551
(項)					
(2) 府補助金	2,446,208	33,988	2,480,196		
2. 民生費府補助金	2,163,575	32,404	2,195,979	2. 老人福祉費補助 金	5,686
				4. 児童福祉費補助 金	26,718
3. 衛生費府補助金	75,568	1,465	77,033	1. 衛生費補助金	1,465
5. 商工費府補助金	6,170	119	6,289	1. 商工費補助金	119
(項)					
(3) 府委託金	3,114,822	▲539,566	2,575,256		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 障害者総合支援事業費補助金	2,428		
60. 保健衛生施設等設備整備費補助金	15	1. 保健衛生施設等設備整備費補助金	15
96. 妊婦のための支援給付事業費補助金	3,214	2. 妊婦のための支援給付事業費補助金	3,214
1. 障害者自立支援給付費負担金	412,502	1. 障害者自立支援給付費負担金	412,502
1. 障害児通所給付費等負担金	52,531	2. 障害児通所給付費等負担金	52,531
1. 教育・保育施設型給付負担金	9,551	3. 教育・保育施設型給付負担金	9,551
		(1) 私立認定こども園給付費負担金	9,551
4. 重層的支援体制整備事業交付金	5,686	1. 重層的支援体制整備事業交付金	5,686
3. 子ども・子育て支援交付金	2,892	2. 児童福祉費補助金	26,718
5. 教育・保育施設型給付補助金	22,876	(1) 子ども・子育て支援交付金	2,892
10. 重層的支援体制整備事業交付金	950	(2) 教育・保育施設型給付補助金	22,876
53. 妊婦のための支援給付事業費補助金	1,465	(3) 重層的支援体制整備事業交付金	950
2. 地方消費者行政強化・推進事業補助金	119	1. 妊婦のための支援給付事業費補助金	1,465
		1. 地方消費者行政強化・推進事業補助金	119

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 総務費委託金	990, 795	▲15, 166	975, 629	1. 総務費委託金	▲15, 166
4. 土木費委託金	2, 123, 346	▲524, 400	1, 598, 946	1. 都市計画費委託金	▲524, 400
(款)					
18. 寄 附 金	512, 768	77	512, 845		
(項)					
(1) 寄 附 金	512, 768	77	512, 845		
7. 教育関係寄附金	18, 393	77	18, 470	1. 指定寄附金	77
(款)					
19. 繰 入 金	6, 622, 071	1, 048, 765	7, 670, 836		
(項)					
(1) 基金繰入金	6, 469, 450	1, 048, 765	7, 518, 215		
1. 基金繰入金	6, 469, 450	1, 048, 765	7, 518, 215	1. 基金繰入金	1, 048, 765
(款)					
20. 諸 収 入	2, 528, 559	44, 172	2, 572, 731		
(項)					
(5) 雑 入	1, 663, 947	44, 172	1, 708, 119		
1. 雑 入	1, 663, 947	44, 172	1, 708, 119	1. 雑 入	44, 172
(款)					
21. 市 債	7, 682, 800	10, 300	7, 693, 100		
(項)					
(1) 市 債	7, 682, 800	10, 300	7, 693, 100		
1. 総 務 債	330, 700	▲23, 100	307, 600	1. 総 務 債	▲23, 100

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
6. 参議院議員選挙委託金	▲15,166
2. 連続立体交差事業 関連委託金	▲524,400
1. 指定寄附金	77
22. 財政調整基金繰入金	1,048,511
68. スポーツ振興基金 繰入金	254
57. 障害福祉サービス 等返還金	18,847
72. その他雑入	25,325
1. 総 務 債	▲23,100

概 要 説 明	
1. 参議院議員選挙委託金	▲15,166
1. 連続立体交差事業関連委託金	▲524,400
1. 指定寄附金	77
アレルギーのある子どもたちのために	
1. 財政調整基金繰入金	1,048,511
2. スポーツ振興基金繰入金	254
1. 障害福祉サービス等返還金	18,847
2. その他雑入	25,325
1. 総 務 債	▲23,100
(1) 総合文化芸術センター別館施設等改修事業	▲8,400
(2) 生涯学習市民センター設備等改修事業	▲14,700

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3.衛 生 債	803, 200	103, 900	907, 100	1. 衛 生 債	103, 900
4.土 木 債	3, 337, 300	▲28, 200	3, 309, 100	1. 都市計画事業債	▲28, 200
6.教 育 債	2, 193, 500	▲42, 300	2, 151, 200	1. 教 育 債	▲42, 300
歳 入 合 計	171, 246, 164	2, 662, 991	173, 909, 155		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 衛 生 債	103,900	1. 衛 生 債	103,900
		(1) 水道管路耐震化事業（一般会計出資債）	103,900
1. 都市計画事業債	▲28,200	1. 都市計画事業債	▲28,200
		(1) 牧野長尾線整備事業	▲20,700
		(2) 御殿山小倉線整備事業	▲7,500
1. 教 育 債	▲42,300	1. 教 育 債	▲42,300
		(1) 施設改善維持補修事業	▲42,300

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 総 務 費	13,580,974	15,927	13,596,901	▲11,206	▲23,100	-	50,233
(項)							
(1) 総務管理費	9,312,932	▲30,079	9,282,853	-	▲23,100	-	▲6,979
12. 企 画 費	464,896	95	464,991	-	-	-	95
18. 津田支所費	8,666	229	8,895	-	-	-	229
22. 文化振興費	951,324	▲11,560	939,764	-	▲8,400	-	▲3,160
26. 生涯学習費	794,996	▲18,843	776,153	-	▲14,700	-	▲4,143
(項)							
(2) 徴 税 費	1,833,356	55,322	1,888,678	3,960	-	-	51,362
1. 賦 課 費	692,079	5,290	697,369	-	-	-	5,290
2. 徴 収 費	436,664	35,000	471,664	-	-	-	35,000
3. 税総合システム 費	704,613	15,032	719,645	3,960	-	-	11,072
(項)							
(3) 戸籍住民基本台 帳費	1,735,846	5,850	1,741,696	-	-	-	5,850
1. 戸籍住民基本台 帳費	1,730,196	5,850	1,736,046	-	-	-	5,850

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	区	区	区	区	区	区
分	分	分	分	分	分	分
金	金	金	金	金	金	金
額	額	額	額	額	額	額
1. 報酬 95	2. 委員報酬 95		1. 人件費 95 (1) 総合計画等策定支援業務事業者選定審査会委員 95			
10. 需用費 229	5. 光熱水費 229		1. 支所運営経費 229 光 229			
12. 委託料 ▲11,560	1. 委託料 ▲11,560		1. 総合文化芸術センター管理運営経費 ▲11,560 (1) 諸経費 ▲11,560 委 ▲11,560			
12. 委託料 ▲18,843	1. 委託料 ▲18,843		1. 生涯学習市民センター設備・機器等改修経費 ▲18,843 (1) 各種設備・機器等改修事業費 ▲18,843 委 ▲18,843			
11. 役務費 5,290	1. 通信運搬費 5,290		1. 個人市民税の賦課経費 3,655 (1) 諸経費 3,655 通 3,655 2. 法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・事業所税の賦課経費 1,635 (1) 諸経費 1,635 通 1,635			
22. 償還金利子及び 割引料 35,000	6. 還付金 35,000		1. 収納業務経費 35,000 (1) 税過誤納還付金 35,000			
12. 委託料 15,032	1. 委託料 15,032		1. 各種委託料 11,072 (1) システム運用委託料 3,960 2. システム標準化・共通化対応経費 3,960 委 3,960			
8. 旅費 64	3. 特別旅費 64		1. 戸籍システム経費 5,786 (1) 戸籍システム事業費 5,786			

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	285,225	▲15,166	270,059	▲15,166	-	-	-
3.参議院議員選挙費	176,291	▲15,166	161,125	▲15,166	-	-	-
(款)							
3.民 生 費	89,206,722	3,088,231	92,294,953	2,054,800	-	25,325	1,008,106
(項)							
(1)社会福祉費	37,555,925	1,699,808	39,255,733	1,248,210	-	25,325	426,273
1.社会福祉総務費	1,558,051	3,897	1,561,948	-	-	-	3,897
2.老人福祉費	1,740,660	3,344	1,744,004	1,671	-	-	1,673
4.障害者福祉総務費	871,619	30,428	902,047	9,028	-	25,325	▲3,925
5.障害者自立支援費	12,364,026	1,650,027	14,014,053	1,237,511	-	-	412,516

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 5,786	1. 委 託 料 5,786	委 5,786 2. コンビニ交付運営経費 64 (1) 諸 経 費 64 旅 64
12. 委 託 料 ▲15,166	1. 委 託 料 ▲15,166	1. ポスター掲示場経費 ▲15,166 (1) ポスター掲示板作製・設置・撤収委託料 ▲15,166
12. 委 託 料 1,703	1. 委 託 料 1,703	1. 国民健康保険・医療助成システム運用事業経費 1,703 委 1,703
22. 償還金利子及び 割引料 2,194	1. 償 還 金 2,194	2. 国庫負担金等償還金 2,194
12. 委 託 料 1,671	1. 委 託 料 1,671	1. 国庫負担金等償還金 1,673 2. 避難行動要支援者名簿関係経費 1,671 委 1,671
22. 償還金利子及び 割引料 1,673	1. 償 還 金 1,673	
12. 委 託 料 9,900	1. 委 託 料 9,900	1. 国庫負担金等償還金 16,884 2. 障害福祉システム管理経費 9,900 委 9,900
18. 負担金補助及び 交付金 3,644	2. 補 助 金 3,644	3. 障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業経費 3,644 (1) 障害者就労施設における生産活動の効率化に資するＩＣＴ 1,413 機器等の導入事業費 補 1,413 (2) 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費 2,231 補 2,231
22. 償還金利子及び 割引料 16,884	1. 償 還 金 16,884	
19. 扶 助 費 1,650,027	75. 介護給付費 1,650,027	1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）事業経費 304,424 (1) 介護給付費 304,424 2. 障害者相談支援事業経費 4,937 (1) 利用計画作成給付費〔扶〕 4,937

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 国民健康保険費	3,605,542	7,663	3,613,205	-	-	-	7,663
10. 介護保険費	6,101,648	3,364	6,105,012	-	-	-	3,364
11. 後期高齢者医療費	6,945,149	1,085	6,946,234	-	-	-	1,085
(項)							
(2) 児童福祉費	37,032,935	739,538	37,772,473	363,927	-	-	375,611
1. 児童福祉総務費	15,326,233	219,670	15,545,903	158,078	-	-	61,592

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		3. 重度訪問介護事業経費 29,091 (1) 介護給付費 29,091 4. 高額障害福祉サービス事業経費 1,281 (1) 介護給付費 1,281 5. 生活介護事業経費 258,691 (1) 介護給付費 258,691 6. 短期入所（ショートステイ）事業経費 39,155 (1) 介護給付費 39,155 7. 行動援護事業経費 13,139 (1) 介護給付費 13,139 8. 共同生活援助（グループホーム）事業経費 312,786 (1) 訓練等給付費〔扶〕 312,786 9. 施設入所支援事業経費 20,528 (1) 介護給付費 20,528 10. 特定障害者特別給付事業経費 2,189 (1) 介護給付費 2,189 11. 就労継続支援事業経費 653,265 (1) 訓練等給付費〔扶〕 653,265 12. 同行援護事業経費 10,541 (1) 介護給付費 10,541
27. 繰 出 金 7,663	1. 繰 出 金 7,663	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 7,663 (1) 事務費等分 7,663
27. 繰 出 金 3,364	1. 繰 出 金 3,364	1. 介護保険特別会計への繰出金 3,364 (1) 事務費等分 3,364
27. 繰 出 金 1,085	1. 繰 出 金 1,085	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 1,085 (1) 事務費等分 1,085
12. 委 託 料 2,434	1. 委 託 料 2,434	1. 国庫負担金等償還金 7,109 2. 保育システム管理経費 1,595 (1) システム改修委託料 3. ファミリーサポートセンター事業経費 113 委 113 4. 障害児通所支援事業経費 210,127
19. 扶 助 費 210,127	50. 障害児通所給付 費 210,127	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保育所費	16,742,344	496,292	17,238,636	205,849	-	-	290,443
3. 母子・父子福祉費	61,618	4,117	65,735	-	-	-	4,117
8. 放課後児童対策費	1,754,611	611	1,755,222	-	-	-	611
9. 児童発達支援センター費	714,245	18,848	733,093	-	-	-	18,848
(項)							
(3) 生活保護費	14,617,062	648,885	15,265,947	442,663	-	-	206,222
1. 生活保護総務費	853,617	58,886	912,503	165	-	-	58,721
2. 扶 助 費	13,689,301	589,999	14,279,300	442,498	-	-	147,501
(款)							
4. 衛 生 費	15,471,805	169,072	15,640,877	10,118	103,900	-	55,054

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金利子及び 割引料 7,109	1. 償 還 金 7,109	(1) 児童発達支援事業費〔扶〕 40,111 (2) 放課後等デイサービス事業費〔扶〕 158,440 (3) 保育所等訪問支援事業費〔扶〕 11,576 5. 重層的支援体制整備事業経費 726 (1) 地域子育て支援拠点事業費 726 委 726
12. 委 託 料 2,126	1. 委 託 料 2,126	1. 私立保育所等経費 129,797 (1) 認定こども園施設型給付費〔扶〕 129,797 ア. 初日分 129,797
19. 扶 助 費 129,797	71. 施設型給付費 129,797	2. 国庫負担金等償還金 364,369 3. 重層的支援体制整備事業経費 2,126 (1) 地域子育て支援拠点事業委託料 2,126
22. 償還金利子及び 割引料 364,369	1. 償 還 金 364,369	1. 国庫負担金等償還金 4,117
22. 償還金利子及び 割引料 4,117	1. 償 還 金 4,117	1. 国庫負担金等償還金 611
22. 償還金利子及び 割引料 611	1. 償 還 金 611	1. 国庫負担金等償還金 18,848
22. 償還金利子及び 割引料 18,848	1. 償 還 金 18,848	
12. 委 託 料 165	1. 委 託 料 165	1. システム標準化・共通化対応経費 165 委 165 2. 国庫負担金等償還金 58,721
22. 償還金利子及び 割引料 58,721	1. 償 還 金 58,721	1. 生活保護法による扶助費 589,999 (1) 医療扶助費 544,858 (2) 介護扶助費 45,141
19. 扶 助 費 589,999	4. 医療扶助費 544,858 48. 介護扶助費 45,141	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 保健衛生費	7,904,951	167,982	8,072,933	10,118	103,900	-	53,964
2. 保健所費	1,146,796	9,675	1,156,471	15	-	-	9,660
3. 予 防 費	3,990,679	54,342	4,045,021	10,103	-	-	44,239
8. 上水道費	617,272	103,965	721,237	-	103,900	-	65
(項)							
(2) 清 掃 費	7,566,854	1,090	7,567,944	-	-	-	1,090
1. 塵芥処理費	7,130,023	1,090	7,131,113	-	-	-	1,090
(款)							
6. 商 工 費	512,941	188	513,129	119	-	-	69
(項)							
(1) 商 工 費	512,941	188	513,129	119	-	-	69
3. 消費者対策費	7,851	188	8,039	119	-	-	69
(款)							
7. 土 木 費	15,216,584	▲552,361	14,664,223	▲524,400	▲28,200	-	239
(項)							
(4) 都市計画費	11,717,983	▲552,361	11,165,622	▲524,400	▲28,200	-	239
1. 都市計画総務費	783,195	3,350	786,545	-	-	-	3,350
4. 立体交差事業費	3,029,820	▲524,400	2,505,420	▲524,400	-	-	-

(単位：千円)

節	細	節
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金利子及び 割引料 9,675	1. 償 還 金 9,675	
12. 委 託 料 13,517	1. 委 託 料 13,517	
22. 償還金利子及び 割引料 40,825	1. 償 還 金 40,825	
23. 投資及び出資金 103,965	1. 投資及び出資金 103,965	
18. 負担金補助及び 交付金 1,090	1. 負 担 金 1,090	
17. 備品購入費 188	1. 庁用器具費 188	
12. 委 託 料 3,350	1. 委 託 料 3,350	
12. 委 託 料 ▲2,400	1. 委 託 料 ▲2,400	

概 要 説 明	
1. 国庫負担金等償還金	9,675
1. 母子保健事業経費 (1) 産後ケア事業費 委 13,092	13,092 13,092
2. 国庫負担金等償還金	40,825
3. 妊婦のための支援給付事業経費 委 425	425
1. 水道事業会計への出資金	103,965
1. 枚方京田辺環境施設組合負担金	1,090
1. 地方消費者行政強化・推進事業補助金事業経費 (1) 消費生活センター機能充実事業費 備 188	188 188
1. 都市づくり情報DX推進事業経費 委 3,350	3,350
1. 京阪本線連続立体交差事業経費 (1) 京阪本線連続立体交差事業費 ア. 収用関連業務委託料 イ. 高架化付帯工事費	▲524,400 ▲524,400 ▲2,400 ▲50,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 都市計画道路整備事業費	492,610	▲31,311	461,299	-	▲28,200	-	▲3,111
(款)							
9. 教 育 費	17,922,042	▲58,066	17,863,976	2,168	▲42,300	331	▲18,265
(項)							
(1) 教育総務費	5,014,267	▲22,216	4,992,051	-	-	-	▲22,216
2. 事務局費	3,665,911	▲22,216	3,643,695	-	-	-	▲22,216
(項)							
(2) 小学校費	5,437,008	▲46,330	5,390,678	-	▲42,300	-	▲4,030
1. 小学校管理費	4,987,912	▲46,330	4,941,582	-	▲42,300	-	▲4,030
(項)							
(3) 中学校費	1,529,307	6,250	1,535,557	-	-	-	6,250

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
14. 工事請負費 ▲50,000	1. 工事請負費 ▲50,000
16. 公有財産購入費 ▲252,000	2. 土地購入費 ▲252,000
21. 補償補填及び賠償金 ▲220,000	1. 補 償 金 ▲220,000
11. 役 務 費 ▲500	4. 手 数 料 ▲500
12. 委 託 料 ▲8,311	1. 委 託 料 ▲8,311
14. 工事請負費 ▲20,000	1. 工事請負費 ▲20,000
18. 負担金補助及び交付金 ▲2,500	1. 負 担 金 ▲2,500
13. 使用料及び賃借料 ▲22,216	1. 使用料及び賃借料 ▲22,216
10. 需 用 費 6,750	6. 修 繕 料 6,750
14. 工事請負費 ▲56,500	1. 工事請負費 ▲56,500
17. 備品購入費 3,420	1. 庁用器具費 3,420

概 要 説 明
ウ. 土地購入経費 ▲252,000 エ. 物件補償費 ▲220,000
1. 牧野長尾線整備事業費 ▲23,000 (1) 収用手数料 ▲500 (2) 工事請負費 ▲20,000 (3) 収用負担金 ▲2,500 2. 御殿山小倉線整備事業費 ▲8,311 (1) 実施設計委託料 ▲8,311
1. 校務用 I C T 機器等管理運営経費 ▲22,216 (1) 機器賃借料 ▲22,216
1. 学校園施設改善事業経費 ▲46,330 (1) 施設改善維持補修経費 ▲46,330 ア. 工事請負費 ▲56,500 イ. 修 繕 料 6,750 ウ. 庁用器具費 3,420

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 中学校管理費	1,231,243	6,250	1,237,493	-	-	-	6,250
(項)							
(4) 幼稚園費	800,424	3,253	803,677	2,168	-	-	1,085
1. 幼稚園費	800,424	3,253	803,677	2,168	-	-	1,085
(項)							
(6) 保健体育費	3,543,928	977	3,544,905	-	-	331	646
1. 保健体育総務費	203,279	254	203,533	-	-	254	-
3. スポーツ施設費	442,065	646	442,711	-	-	-	646
4. 学校給食費	2,896,628	77	2,896,705	-	-	77	-
歳 出 合 計	171,246,164	2,662,991	173,909,155	1,531,599	10,300	25,656	1,095,436

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需 用 費 2,250	6. 修 繕 料 2,250	1. 学校園施設改善事業経費 6,250 (1) 施設改善維持補修経費 6,250 ア. 修 繕 料 2,250 イ. 庁用器具費 4,000
17. 備品購入費 4,000	1. 庁用器具費 4,000	
18. 負担金補助及び 交付金 3,253	2. 補 助 金 3,253	1. 私立幼稚園事業経費 3,253 (1) 一時預かり事業補助金 3,253
18. 負担金補助及び 交付金 254	2. 補 助 金 254	1. 各種補助金 254 (1) 市民スポーツ応援補助金 254
12. 委 託 料 646	1. 委 託 料 646	1. スポーツ施設管理運営経費 646 (1) 指定管理料 2,460 委 2,460 (2) 諸 経 費 ▲1,814 委 ▲1,814
10. 需 用 費 77	1. 消耗品費 77	1. 運営経費 77 (1) 諸 経 費 77 消 77

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備考 [備 考] [その他の 手当の内訳]
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支給率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 前	長 等	5	-	43,292	22,122 ※(3.45月分)	4,763	17,922	88,099	11,622	99,721	通退 944 16,978
	議 員	32	260,584	-	119,829 (4.6月分)	-	-	380,413	64,460	444,873	
	その他の 特 別 職	2,455	448,058	-	-	-	-	448,058	484	448,542	
	計	2,492	708,642	43,292	141,951	4,763	17,922	916,570	76,566	993,136	
補 正 額	長 等	-	-	-	- (- 月分)	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	- (- 月分)	-	-	-	-	-	
	その他の 特 別 職	5	95	-	-	-	-	95	-	95	
	計	5	95	-	-	-	-	95	-	95	
補 正 後	長 等	5	-	43,292	22,122 ※(3.45月分)	4,763	17,922	88,099	11,622	99,721	通退 944 16,978
	議 員	32	260,584	-	119,829 (4.6月分)	-	-	380,413	64,460	444,873	
	その他の 特 別 職	2,460	448,153	-	-	-	-	448,153	484	448,637	
	計	2,497	708,737	43,292	141,951	4,763	17,922	916,665	76,566	993,231	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

※市長のみ期末手当(年間支給率)は3.3月分。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
計 量 検 査 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	4,851		-
	補正後	4,851	-	-
自 動 音 声 配 信 電 話 利 用 料	補正前	-	-	-
	補正額	594		-
	補正後	594	-	-
消防団ホームページ維持管理等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	286		-
	補正後	286	-	-
気 象 情 報 提 供 業 務 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	4,158		-
	補正後	4,158	-	-
避難行動要支援者名簿管理システム 仮想サーバ移行業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,605		-
	補正後	3,605	-	-
広 報 業 務 経 費	補正前	122,011	-	-
	補正額	8,705		-
	補正後	130,716	-	-
各 種 行 政 情 報 サ ー ビ ス 利 用 料	補正前	-	-	-
	補正額	660		-
	補正後	660	-	-
ふるさと寄附金関係業務経費	補正前	-	-	-
	補正額	296,006		-
	補正後	296,006	-	-
人権尊重のまちづくり基本計画策定業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,612		-
	補正後	3,612	-	-
N P O サ ポ ー ト 事 業 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	16,214		-
	補正後	16,214	-	-

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	4,851	-	-	-	900	3,951
8	4,851	-	-	-	900	3,951
-	-	-	-	-	-	-
	594	-	-	-	-	594
8	594	-	-	-	-	594
-	-	-	-	-	-	-
	286	-	-	-	-	286
8	286	-	-	-	-	286
-	-	-	-	-	-	-
	4,158	-	-	-	-	4,158
8	4,158	-	-	-	-	4,158
-	-	-	-	-	-	-
	3,605	-	-	-	-	3,605
8	3,605	-	-	-	-	3,605
8	122,011	-	-	-	-	122,011
	8,705	4,105	2,053	-	-	2,547
8	130,716	4,105	2,053	-	-	124,558
-	-	-	-	-	-	-
	660	-	-	-	-	660
8	660	-	-	-	-	660
-	-	-	-	-	-	-
	296,006	-	-	-	-	296,006
8	296,006	-	-	-	-	296,006
-	-	-	-	-	-	-
	3,612	-	-	-	-	3,612
8	3,612	-	-	-	-	3,612
-	-	-	-	-	-	-
	16,214	-	-	-	-	16,214
8	16,214	-	-	-	-	16,214

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
サブリ村野管理運営委託	補正前	-	-	-
	補正額	22,878		-
	補正後	22,878	-	-
総合計画等策定支援業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	29,400		-
	補正後	29,400	-	-
施設予約システム改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,375		-
	補正後	1,375	-	-
仮想デスクトップ再構築委託	補正前	-	-	-
	補正額	15,092		-
	補正後	15,092	-	-
統合型GIS更新委託	補正前	-	-	-
	補正額	62,613		-
	補正後	62,613	-	-
統合DB e L - QR改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,430		-
	補正後	1,430	-	-
ガバメントクラウド用 セキュリティ対策業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,266		-
	補正後	4,266	-	-
システム標準化・共通化対応経費 (令和7年度設定分)	補正前	157,300	-	-
	補正額	612,708		-
	補正後	770,008	-	-
収納代行業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	25,814		-
	補正後	25,814	-	-
口座振替事務経費	補正前	-	-	-
	補正額	1,250		-
	補正後	1,250	-	-
市税収納データ入力業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,327		-
	補正後	4,327	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	22,878	-	-	-	4,948	17,930
8	22,878	-	-	-	4,948	17,930
-	-	-	-	-	-	-
	29,400	-	-	-	-	29,400
8~10	29,400	-	-	-	-	29,400
-	-	-	-	-	-	-
	1,375	-	-	-	-	1,375
8	1,375	-	-	-	-	1,375
-	-	-	-	-	-	-
	15,092	-	-	-	-	15,092
8~11	15,092	-	-	-	-	15,092
-	-	-	-	-	-	-
	62,613	-	-	-	-	62,613
8~10	62,613	-	-	-	-	62,613
-	-	-	-	-	-	-
	1,430	-	-	1,200	-	230
8	1,430	-	-	1,200	-	230
-	-	-	-	-	-	-
	4,266	-	-	-	-	4,266
8~13	4,266	-	-	-	-	4,266
8	157,300	-	-	-	-	157,300
	612,708	320,705	-	-	-	292,003
8~14	770,008	320,705	-	-	-	449,303
-	-	-	-	-	-	-
	25,814	1,230	1,230	-	615	22,739
8~11	25,814	1,230	1,230	-	615	22,739
-	-	-	-	-	-	-
	1,250	135	135	-	68	912
8	1,250	135	135	-	68	912
-	-	-	-	-	-	-
	4,327	-	-	-	-	4,327
8	4,327	-	-	-	-	4,327

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
税総合システム改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	42,746		-
	補正後	42,746	-	-
職員健康診断委託	補正前	-	-	-
	補正額	21,966		-
	補正後	21,966	-	-
文書搬送業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	3,187		-
	補正後	3,187	-	-
来庁者自転車駐車場管理委託	補正前	-	-	-
	補正額	7,245		-
	補正後	7,245	-	-
クリーニング委託	補正前	-	-	-
	補正額	987		-
	補正後	987	-	-
ステーションヒル枚方駐車場等利用料	補正前	-	-	-
	補正額	4,283		-
	補正後	4,283	-	-
ため池保険料	補正前	-	-	-
	補正額	100		-
	補正後	100	-	-
ピアノ等保守点検委託	補正前	-	-	-
	補正額	100		-
	補正後	100	-	-
観光情報発信案内業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	23,724		-
	補正後	23,724	-	-
大規模小売店舗立地関係業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	6,748		-
	補正後	6,748	-	-
地域活性化支援センター運営委託	補正前	-	-	-
	補正額	53,881		-
	補正後	53,881	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	42,746	-	-	-	-	42,746
8	42,746	-	-	-	-	42,746
-	-	-	-	-	-	-
	21,966	-	-	-	-	21,966
8	21,966	-	-	-	-	21,966
-	-	-	-	-	-	-
	3,187	-	-	-	-	3,187
8	3,187	-	-	-	-	3,187
-	-	-	-	-	-	-
	7,245	-	-	-	-	7,245
8	7,245	-	-	-	-	7,245
-	-	-	-	-	-	-
	987	-	-	-	-	987
8~10	987	-	-	-	-	987
-	-	-	-	-	-	-
	4,283	-	-	-	-	4,283
8	4,283	-	-	-	-	4,283
-	-	-	-	-	-	-
	100	-	-	-	3	97
8	100	-	-	-	3	97
-	-	-	-	-	-	-
	100	-	-	-	-	100
8	100	-	-	-	-	100
-	-	-	-	-	-	-
	23,724	-	-	-	-	23,724
8	23,724	-	-	-	-	23,724
-	-	-	-	-	-	-
	6,748	-	2,452	-	-	4,296
8	6,748	-	2,452	-	-	4,296
-	-	-	-	-	-	-
	53,881	-	-	-	11,834	42,047
8	53,881	-	-	-	11,834	42,047

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
楠葉台場跡管理委託	補正前	28,481	-	-
	補正額	1,456		-
	補正後	29,937	-	-
埋蔵文化財発掘等委託	補正前	-	-	-
	補正額	12,309		-
	補正後	12,309	-	-
野外活動センター運営委託	補正前	-	-	-
	補正額	30,113		-
	補正後	30,113	-	-
野外活動センター用地賃借料	補正前	-	-	-
	補正額	1,352		-
	補正後	1,352	-	-
総合体育大会等開催委託	補正前	-	-	-
	補正額	39,008		-
	補正後	39,008	-	-
民間体育施設開放事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,956		-
	補正後	4,956	-	-
ラグビーカーニバル開催委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,827		-
	補正後	1,827	-	-
渚市民体育館給水管更新工事	補正前	-	-	-
	補正額	18,000		-
	補正後	18,000	-	-
施設用地賃借料	補正前	-	-	-
	補正額	9,453		-
	補正後	9,453	-	-
枚方市ポイント制度システム運営等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	19,010		-
	補正後	19,010	-	-
福祉相談・福祉情報提供等事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	66,516		-
	補正後	66,516	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
8	28,481	-	-	-	-	28,481
	1,456	-	-	-	-	1,456
8	29,937	-	-	-	-	29,937
-	-	-	-	-	-	-
	12,309	6,154	-	-	-	6,155
8	12,309	6,154	-	-	-	6,155
-	-	-	-	-	-	-
	30,113	-	-	-	-	30,113
8	30,113	-	-	-	-	30,113
-	-	-	-	-	-	-
	1,352	-	-	-	-	1,352
8	1,352	-	-	-	-	1,352
-	-	-	-	-	-	-
	39,008	-	-	-	-	39,008
8	39,008	-	-	-	-	39,008
-	-	-	-	-	-	-
	4,956	-	-	-	-	4,956
8	4,956	-	-	-	-	4,956
-	-	-	-	-	-	-
	1,827	-	-	-	-	1,827
8	1,827	-	-	-	-	1,827
-	-	-	-	-	-	-
	18,000	-	-	13,500	-	4,500
8	18,000	-	-	13,500	-	4,500
-	-	-	-	-	-	-
	9,453	-	-	-	-	9,453
8~10	9,453	-	-	-	-	9,453
-	-	-	-	-	-	-
	19,010	-	-	-	-	19,010
8	19,010	-	-	-	-	19,010
-	-	-	-	-	-	-
	66,516	-	-	-	-	66,516
8~10	66,516	-	-	-	-	66,516

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
総合福祉会館指定管理料	補正前	-	-	-
	補正額	885,398		-
	補正後	885,398	-	-
総合福祉センター送迎バス等運行委託	補正前	-	-	-
	補正額	45,793		-
	補正後	45,793	-	-
総合福祉センター駐車場等用地賃借料	補正前	-	-	-
	補正額	660		-
	補正後	660	-	-
検診関連業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	5,560		-
	補正後	5,560	-	-
検便・検尿委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,470		-
	補正後	3,470	-	-
重層的支援体制整備事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	177,600		-
	補正後	177,600	-	-
行旅死亡人等葬儀取扱委託	補正前	-	-	-
	補正額	709		-
	補正後	709	-	-
レセプト点検・整理事務委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,622		-
	補正後	4,622	-	-
保健所等関連業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	77,781		-
	補正後	77,781	-	-
全国市長会予防接種事故賠償補償保険料	補正前	-	-	-
	補正額	940		-
	補正後	940	-	-
ファミリーサポートセンター等事業委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	1,431		-
	補正後	1,431	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	885,398	-	-	-	69,905	815,493
8~12	885,398	-	-	-	69,905	815,493
-	-	-	-	-	-	-
	45,793	-	-	-	-	45,793
8	45,793	-	-	-	-	45,793
-	-	-	-	-	-	-
	660	-	-	-	-	660
8~10	660	-	-	-	-	660
-	-	-	-	-	-	-
	5,560	1,474	1,228	-	-	2,858
8	5,560	1,474	1,228	-	-	2,858
-	-	-	-	-	-	-
	3,470	-	-	-	20	3,450
8	3,470	-	-	-	20	3,450
-	-	-	-	-	-	-
	177,600	24,275	12,137	-	-	141,188
8	177,600	24,275	12,137	-	-	141,188
-	-	-	-	-	-	-
	709	-	-	-	-	709
8	709	-	-	-	-	709
-	-	-	-	-	-	-
	4,622	3,466	-	-	-	1,156
8	4,622	3,466	-	-	-	1,156
-	-	-	-	-	-	-
	77,781	1,722	-	-	-	76,059
8~12	77,781	1,722	-	-	-	76,059
-	-	-	-	-	-	-
	940	-	-	-	-	940
8	940	-	-	-	-	940
-	-	-	-	-	-	-
	1,431	477	477	-	-	477
8~10	1,431	477	477	-	-	477

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
子ども発達支援センター各種保険料	補正前	-	-	-
	補正額	962		-
	補正後	962	-	-
保 育 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	4,186		-
	補正後	4,186	-	-
日 々 雇 用 者 傷 害 保 険 料	補正前	-	-	-
	補正額	373		-
	補正後	373	-	-
ショートステイ協力家庭事業活動保険料	補正前	-	-	-
	補正額	62		-
	補正後	62	-	-
ヤングケアラー等世帯訪問支援事業	補正前	-	-	-
	補正額	16,411		-
	補正後	16,411	-	-
育 児 支 援 家 事 援 助 事 業	補正前	-	-	-
	補正額	3,663		-
	補正後	3,663	-	-
子 ども ・ 若 者 育 成 事 業	補正前	-	-	-
	補正額	20		-
	補正後	20	-	-
環 境 情 報 コ ー ナ ー 等 運 営 業 務 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	1,962		-
	補正後	1,962	-	-
市 施 設 ご み 資 源 化 処 理 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	8,360		-
	補正後	8,360	-	-
資 源 ご み 持 ち 去 り 防 止 対 策 業 務 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	8,453		-
	補正後	8,453	-	-
穂谷川清掃工場施設総合管理委託	補正前	-	-	-
	補正額	30,900		-
	補正後	30,900	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	962	-	-	-	-	962
8	962	-	-	-	-	962
-	-	-	-	-	-	-
	4,186	219	203	-	-	3,764
8	4,186	219	203	-	-	3,764
-	-	-	-	-	-	-
	373	-	-	-	-	373
8	373	-	-	-	-	373
-	-	-	-	-	-	-
	62	-	-	-	-	62
8	62	-	-	-	-	62
-	-	-	-	-	-	-
	16,411	5,470	5,470	-	-	5,471
8~10	16,411	5,470	5,470	-	-	5,471
-	-	-	-	-	-	-
	3,663	1,221	-	-	-	2,442
8~10	3,663	1,221	-	-	-	2,442
-	-	-	-	-	-	-
	20	10	-	-	-	10
8	20	10	-	-	-	10
-	-	-	-	-	-	-
	1,962	-	-	-	-	1,962
8	1,962	-	-	-	-	1,962
-	-	-	-	-	-	-
	8,360	-	-	-	-	8,360
8	8,360	-	-	-	-	8,360
-	-	-	-	-	-	-
	8,453	-	-	-	-	8,453
8	8,453	-	-	-	-	8,453
-	-	-	-	-	-	-
	30,900	-	-	-	-	30,900
8~10	30,900	-	-	-	-	30,900

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
清掃施設等各種分析委託	補正前	-	-	-
	補正額	14,126		-
	補正後	14,126	-	-
焼却灰等搬出・処分委託	補正前	-	-	-
	補正額	34,733		-
	補正後	34,733	-	-
使用済小型電子機器等処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,782		-
	補正後	4,782	-	-
東部清掃工場プラント運転業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	131,604		-
	補正後	131,604	-	-
東部資源循環センター部品購入経費	補正前	-	-	-
	補正額	20,372		-
	補正後	20,372	-	-
汚泥処分委託	補正前	-	-	-
	補正額	5,069		-
	補正後	5,069	-	-
環境公害調査分析等委託	補正前	-	-	-
	補正額	36,912		-
	補正後	36,912	-	-
小中学校教室等空調設備整備事業 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	30,000		-
	補正後	30,000	-	-
交通量調査委託	補正前	-	-	-
	補正額	8,000		-
	補正後	8,000	-	-
道路補修工事	補正前	-	-	-
	補正額	40,000		-
	補正後	40,000	-	-
道路照明LED化事業 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	1,480		-
	補正後	1,480	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	14,126	-	-	-	-	14,126
8	14,126	-	-	-	-	14,126
-	-	-	-	-	-	-
	34,733	-	-	-	-	34,733
8	34,733	-	-	-	-	34,733
-	-	-	-	-	-	-
	4,782	-	-	-	-	4,782
8	4,782	-	-	-	-	4,782
-	-	-	-	-	-	-
	131,604	-	-	-	-	131,604
8	131,604	-	-	-	-	131,604
-	-	-	-	-	-	-
	20,372	-	-	-	-	20,372
8	20,372	-	-	-	-	20,372
-	-	-	-	-	-	-
	5,069	-	-	-	-	5,069
8	5,069	-	-	-	-	5,069
-	-	-	-	-	-	-
	36,912	-	-	-	10,114	26,798
8	36,912	-	-	-	10,114	26,798
-	-	-	-	-	-	-
	30,000	3,600	-	19,800	-	6,600
8~24	30,000	3,600	-	19,800	-	6,600
-	-	-	-	-	-	-
	8,000	-	-	-	-	8,000
8	8,000	-	-	-	-	8,000
-	-	-	-	-	-	-
	40,000	-	-	-	-	40,000
8	40,000	-	-	-	-	40,000
-	-	-	-	-	-	-
	1,480	-	-	-	-	1,480
8	1,480	-	-	-	-	1,480

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
樟葉駅前芝生広場管理委託	補正前	-	-	-
	補正額	6,600		-
	補正後	6,600	-	-
新生児誕生記念苗木配布事業	補正前	-	-	-
	補正額	1,499		-
	補正後	1,499	-	-
公園管理等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	311,849		-
	補正後	311,849	-	-
牧野公園等桜開花期間管理業務経費	補正前	-	-	-
	補正額	614		-
	補正後	614	-	-
王仁公園プール設備等改修工事	補正前	-	-	-
	補正額	18,400		-
	補正後	18,400	-	-
機械式自転車駐車場管理業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,000		-
	補正後	3,000	-	-
放置自転車対策事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	25,000		-
	補正後	25,000	-	-
自転車保管場所管理運営業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	12,000		-
	補正後	12,000	-	-
交通安全教室実施委託	補正前	-	-	-
	補正額	9,000		-
	補正後	9,000	-	-
めいわく駐車防止交通指導員委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,500		-
	補正後	4,500	-	-
共通駐車券システム事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,500		-
	補正後	4,500	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	6,600	-	-	-	6,600	-
8	6,600	-	-	-	6,600	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,499	-	-	-	-	1,499
8	1,499	-	-	-	-	1,499
-	-	-	-	-	-	-
	311,849	-	-	-	-	311,849
8	311,849	-	-	-	-	311,849
-	-	-	-	-	-	-
	614	-	-	-	-	614
8	614	-	-	-	-	614
-	-	-	-	-	-	-
	18,400	-	-	13,800	-	4,600
8	18,400	-	-	13,800	-	4,600
-	-	-	-	-	-	-
	3,000	-	-	-	3,000	-
8	3,000	-	-	-	3,000	-
-	-	-	-	-	-	-
	25,000	-	-	-	-	25,000
8	25,000	-	-	-	-	25,000
-	-	-	-	-	-	-
	12,000	-	-	-	-	12,000
8	12,000	-	-	-	-	12,000
-	-	-	-	-	-	-
	9,000	-	-	-	-	9,000
8	9,000	-	-	-	-	9,000
-	-	-	-	-	-	-
	4,500	-	-	-	-	4,500
8	4,500	-	-	-	-	4,500
-	-	-	-	-	-	-
	4,500	-	-	-	-	4,500
8	4,500	-	-	-	-	4,500

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
交通安全啓発業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	400		-
	補正後	400	-	-
財務会計システム改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	5,896		-
	補正後	5,896	-	-
学校園各種保険料	補正前	-	-	-
	補正額	3,355		-
	補正後	3,355	-	-
日本語・多文化共生教室開催事業	補正前	-	-	-
	補正額	103		-
	補正後	103	-	-
学校園連絡物小包配送業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	26,223		-
	補正後	26,223	-	-
禁野小学校新校舎備品整備等事業	補正前	-	-	-
	補正額	107,363		-
	補正後	107,363	-	-
学校水泳授業民間活用事業	補正前	-	-	-
	補正額	15,152		-
	補正後	15,152	-	-
学校給食調理場関連業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	15,146		-
	補正後	15,146	-	-
学校給食管理運営システム運用業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	36,092		-
	補正後	36,092	-	-
学校給食配膳室空調整備事業	補正前	-	-	-
	補正額	41,400		-
	補正後	41,400	-	-
図書館配送委託	補正前	-	-	-
	補正額	905		-
	補正後	905	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	400	-	-	-	-	400
8	400	-	-	-	-	400
-	-	-	-	-	-	-
	5,896	-	-	5,300	-	596
8	5,896	-	-	5,300	-	596
-	-	-	-	-	-	-
	3,355	-	-	-	-	3,355
8	3,355	-	-	-	-	3,355
-	-	-	-	-	-	-
	103	-	-	-	-	103
8	103	-	-	-	-	103
-	-	-	-	-	-	-
	26,223	-	-	-	-	26,223
8~10	26,223	-	-	-	-	26,223
-	-	-	-	-	-	-
	107,363	-	-	-	42,250	65,113
8	107,363	-	-	-	42,250	65,113
-	-	-	-	-	-	-
	15,152	-	-	-	-	15,152
8	15,152	-	-	-	-	15,152
-	-	-	-	-	-	-
	15,146	-	-	-	-	15,146
8~10	15,146	-	-	-	-	15,146
-	-	-	-	-	-	-
	36,092	-	-	-	-	36,092
8~9	36,092	-	-	-	-	36,092
-	-	-	-	-	-	-
	41,400	-	-	-	-	41,400
8	41,400	-	-	-	-	41,400
-	-	-	-	-	-	-
	905	-	-	-	-	905
8	905	-	-	-	-	905

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
図書館(分館・分室等)巡回委託	補正前	-	-	-
	補正額	51,360		-
	補正後	51,360	-	-
学校園健康診断委託	補正前	-	-	-
	補正額	29,856		-
	補正後	29,856	-	-
学校園環境衛生検査委託	補正前	-	-	-
	補正額	6,210		-
	補正後	6,210	-	-
支援学級・通級指導教室支援事業	補正前	-	-	-
	補正額	17,411		-
	補正後	17,411	-	-
総合型放課後事業傷害保険料	補正前	-	-	-
	補正額	11,065		-
	補正後	11,065	-	-
留守家庭児童会室情報機器通信費	補正前	-	-	-
	補正額	3,428		-
	補正後	3,428	-	-
留守家庭児童会室トイレ改修工事	補正前	-	-	-
	補正額	29,300		-
	補正後	29,300	-	-
採点支援システム購入経費	補正前	-	-	-
	補正額	5,016		-
	補正後	5,016	-	-
学力向上推進事業	補正前	-	-	-
	補正額	46,482		-
	補正後	46,482	-	-
英語教育推進事業	補正前	-	-	-
	補正額	17,517		-
	補正後	17,517	-	-
中学校武道経費	補正前	-	-	-
	補正額	3,786		-
	補正後	3,786	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	51,360	-	-	-	-	51,360
8~10	51,360	-	-	-	-	51,360
-	-	-	-	-	-	-
	29,856	-	-	-	-	29,856
8	29,856	-	-	-	-	29,856
-	-	-	-	-	-	-
	6,210	-	-	-	-	6,210
8	6,210	-	-	-	-	6,210
-	-	-	-	-	-	-
	17,411	4,180	-	-	-	13,231
8	17,411	4,180	-	-	-	13,231
-	-	-	-	-	-	-
	11,065	2,601	2,601	-	4,101	1,762
8	11,065	2,601	2,601	-	4,101	1,762
-	-	-	-	-	-	-
	3,428	-	-	-	-	3,428
8	3,428	-	-	-	-	3,428
-	-	-	-	-	-	-
	29,300	1,332	1,332	18,800	-	7,836
8	29,300	1,332	1,332	18,800	-	7,836
-	-	-	-	-	-	-
	5,016	-	-	-	-	5,016
8	5,016	-	-	-	-	5,016
-	-	-	-	-	-	-
	46,482	9,306	-	-	-	37,176
8	46,482	9,306	-	-	-	37,176
-	-	-	-	-	-	-
	17,517	-	-	-	-	17,517
8	17,517	-	-	-	-	17,517
-	-	-	-	-	-	-
	3,786	-	-	-	-	3,786
8	3,786	-	-	-	-	3,786

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
中学校部活動地域展開事業	補正前	-	-	-
	補正額	9,600		-
	補正後	9,600	-	-
庁舎等維持管理委託 (令和7年度設定分)	補正前	5,043	-	-
	補正額	221,474		-
	補正後	226,517	-	-
庁舎等清掃委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	178,888		-
	補正後	178,888	-	-
庁舎周辺等警備委託 (令和7年度設定分)	補正前	8,159	-	-
	補正額	106,921		-
	補正後	115,080	-	-
電算システム等保守委託 (令和7年度設定分)	補正前	236,832	-	-
	補正額	295,719		-
	補正後	532,551	-	-
電算システム等賃借料 (令和7年度設定分)	補正前	998,936	-	-
	補正額	1,213,258		-
	補正後	2,212,194	-	-
合 計	補正前	126,715,571		37,613,186
	補正額	5,991,493		-
	補正後	132,707,064		37,613,186

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	9,600	-	6,400	-	-	3,200
8	9,600	-	6,400	-	-	3,200
8～9	5,043	-	-	-	-	5,043
	221,474	-	-	-	-	221,474
8～10	226,517	-	-	-	-	226,517
-	-	-	-	-	-	-
	178,888	-	-	-	-	178,888
8～10	178,888	-	-	-	-	178,888
8～12	8,159	-	-	-	-	8,159
	106,921	-	-	-	-	106,921
8～12	115,080	-	-	-	-	115,080
8～12	236,832	-	-	-	-	236,832
	295,719	4,824	-	-	396	290,499
8～12	532,551	4,824	-	-	396	527,331
8～13	998,936	-	-	-	-	998,936
	1,213,258	1,225	-	-	96	1,211,937
8～13	2,212,194	1,225	-	-	96	2,210,873
	89,102,385	5,356,905	1,803,796	16,351,400	2,766,205	62,824,079
	5,991,493	397,731	35,718	72,400	154,850	5,330,794
	95,093,878	5,754,636	1,839,514	16,423,800	2,921,055	68,154,873

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現 在 高 見 込 額
				当該年度中 起 債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	51,900,837	54,820,774	7,682,800	5,406,738	57,096,836
	補正額	-	-	10,300	-	10,300
	補正後	51,900,837	54,820,774	7,693,100	5,406,738	57,107,136
(1) 総 務	補正前	9,124,844	8,607,790	330,700	653,110	8,285,380
	補正額	-	-	▲23,100	-	▲23,100
	補正後	9,124,844	8,607,790	307,600	653,110	8,262,280
(2) 民 生	補正前	2,222,683	2,297,801	748,500	202,987	2,843,314
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	2,222,683	2,297,801	748,500	202,987	2,843,314
(3) 衛 生	補正前	4,829,074	5,015,723	979,066	836,741	5,158,048
	補正額	-	-	103,900	-	103,900
	補正後	4,829,074	5,015,723	1,082,966	836,741	5,261,948
(4) 農林水産業	補正前	3,967	18,260	-	240	18,020
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	3,967	18,260	-	240	18,020
(5) 商 工	補正前	170,350	163,650	-	6,700	156,950
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	170,350	163,650	-	6,700	156,950
(6) 土 木	補正前	19,362,123	20,381,136	3,337,300	1,908,890	21,809,546
	補正額	-	-	▲28,200	-	▲28,200
	補正後	19,362,123	20,381,136	3,309,100	1,908,890	21,781,346
(7) 消 防	補正前	623,454	554,959	27,700	70,172	512,487
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	623,454	554,959	27,700	70,172	512,487
(8) 教 育	補正前	15,564,342	17,781,455	2,259,534	1,727,898	18,313,091
	補正額	-	-	▲42,300	-	▲42,300
	補正後	15,564,342	17,781,455	2,217,234	1,727,898	18,270,791
2. そ の 他	補正前	61,893,304	56,979,790	-	5,536,084	51,443,706
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	61,893,304	56,979,790	-	5,536,084	51,443,706
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	231,599	212,299	-	19,300	192,999
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	231,599	212,299	-	19,300	192,999
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	228,772	101,512	-	83,808	17,704
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	228,772	101,512	-	83,808	17,704
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	61,432,933	56,665,979	-	5,432,976	51,233,003
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	61,432,933	56,665,979	-	5,432,976	51,233,003
合 計	補正前	113,794,141	111,800,564	7,682,800	10,942,822	108,540,542
	補正額	-	-	10,300	-	10,300
	補正後	113,794,141	111,800,564	7,693,100	10,942,822	108,550,842

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1) 議会費	-	-	-	-	-	-
(2) 総務費	95	▲19,168	-	-	35,000	15,927
(3) 民生費	-	17,999	-	-	3,070,232	3,088,231
(4) 衛生費	-	13,517	-	-	155,555	169,072
(5) 農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6) 商工費	-	188	-	-	-	188
(7) 土木費	-	▲7,861	-	▲330,311	▲214,189	▲552,361
(8) 消防費	-	-	-	-	-	-
(9) 教育費	-	▲5,073	-	▲56,500	3,507	▲58,066
(10) 公債費	-	-	-	-	-	-
(11) 諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12) 予備費	-	-	-	-	-	-
合 計	95	▲398	-	▲386,811	3,050,105	2,662,991
現計予算の内訳	23,511,146	33,543,916	1,866,933	6,226,168	106,098,001	171,246,164
総 計	23,511,241	33,543,518	1,866,933	5,839,357	109,148,106	173,909,155
総計の構成比 (%)	13.5	19.3	1.1	3.4	62.7	100.0

令和 7 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,587 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,579,348 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

(単位：千円)

歲	入	合	計	37,570,761	8,587	37,579,348
---	---	---	---	------------	-------	------------

(単位：千円)

歲出合計	37,570,761	8,587	37,579,348
------	------------	-------	------------

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
保険料督促等帳票封入封緘等 業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	12,870
収納代行業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	33,717
特定健康診査受診券封入封緘等 業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,500
特定健康診査集団健診委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	15,549
診療報酬明細書等点検業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	33,714
特定保健指導利用勧奨業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4,345
特定保健指導個別医療機関業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,176
口座振替磁気ファイル化处理委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,509
国民健康保険医療費適正化啓発 業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,356
特定健診受診勧奨業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	13,358
糖尿病性腎症重症化予防業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7,251
国民健康保険被保険者台帳 CD-R 化处理委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,700
データ入力業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,908
子ども・子育て支援金制度対応 システム改修委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,355
e L T A X 対応システム改修委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,387
システム保守等委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	83,086

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電算システム等賃借料	-	-	令和7年度から 令和13年度まで	27,336
合 計		41,190		292,307

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	25,736,904	6	25,736,910		
(項)					
(1) 府補助金	25,736,904	6	25,736,910		
1. 保険給付費等交付金	25,704,835	6	25,704,841	2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	6
(款)					
4. 繰入金	3,605,548	7,657	3,613,205		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,605,548	7,657	3,613,205		
1. 一般会計繰入金	3,605,548	7,657	3,613,205	3. 職員給与等繰入金	▲6
				4. 事務費等分繰入金	7,663
(款)					
6. 国庫支出金	-	924	924		
(項)					
(2) 国庫補助金	-	924	924		
9. 子ども・子育て支援事業費補助金	-	924	924	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	924
歳入合計	37,570,761	8,587	37,579,348		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険者努力支援分	6	1. 保険者努力支援分	6
1. 職員給与等繰入金	▲6	1. 職員給与等繰入金	▲6
		2. 事務費等分繰入金	7,663
1. 事務費等分繰入金	7,663		
1. 子ども・子育て支援事業費補助金	924	1. 子ども・子育て支援事業費補助金	924

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	696,168	8,587	704,755	924	-	-	7,663
(項)							
(1) 総務管理費	637,256	7,796	645,052	924	-	-	6,872
1. 一般管理費	630,260	7,796	638,056	924	-	-	6,872
(項)							
(2) 徴 収 費	57,800	791	58,591	-	-	-	791
1. 一般管理費	57,800	791	58,591	-	-	-	791
(款)							
3. 保健事業費	392,860	-	392,860	6	-	-	▲6
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	346,135	-	346,135	6	-	-	▲6
1. 特定健康診査等 事業費	346,135	-	346,135	6	-	-	▲6
歳 出 合 計	37,570,761	8,587	37,579,348	930	-	-	7,657

(単位：千円)

節	細	節	明
区	分	区	分
金	額	金	額
12. 委 託 料 7,796	1. 委 託 料 7,796	1. 各種委託料 (1) システム変更委託料 (2) 国民健康保険システム運用維持業務委託料	7,796
11. 役 務 費 791	1. 通信運搬費 791	1. 事務経費 通 791	791
		(財 源 補 正)	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	12,870		-
	補正後	12,870	-	-
収納代行業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	33,717		-
	補正後	33,717	-	-
特定健康診査受診券封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,500		-
	補正後	3,500	-	-
特定健康診査集団健診委託	補正前	-	-	-
	補正額	15,549		-
	補正後	15,549	-	-
診療報酬明細書等点検業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	33,714		-
	補正後	33,714	-	-
特定保健指導利用勧奨業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,345		-
	補正後	4,345	-	-
特定保健指導個別医療機関業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	2,176		-
	補正後	2,176	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,509		-
	補正後	1,509	-	-
国民健康保険医療費適正化啓発業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,356		-
	補正後	1,356	-	-
特定健診受診勧奨業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	13,358		-
	補正後	13,358	-	-

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	12,870	-	-	-	-	12,870
8	12,870	-	-	-	-	12,870
-	-	-	-	-	-	-
	33,717	-	-	-	-	33,717
8~11	33,717	-	-	-	-	33,717
-	-	-	-	-	-	-
	3,500	-	3,500	-	-	-
8	3,500	-	3,500	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	15,549	-	15,549	-	-	-
8	15,549	-	15,549	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	33,714	-	33,714	-	-	-
8~10	33,714	-	33,714	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	4,345	-	4,345	-	-	-
8	4,345	-	4,345	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	2,176	-	2,176	-	-	-
8	2,176	-	2,176	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,509	-	1,509	-	-	-
8	1,509	-	1,509	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,356	-	1,356	-	-	-
8	1,356	-	1,356	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	13,358	-	13,358	-	-	-
8	13,358	-	13,358	-	-	-

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
糖尿病性腎症重症化予防業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	7,251		-
	補正後	7,251	-	-
国民健康保険被保険者台帳 C D - R 化 処 理 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	2,700		-
	補正後	2,700	-	-
データ入力業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	2,908		-
	補正後	2,908	-	-
子ども・子育て支援金制度対応 システム改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,355		-
	補正後	3,355	-	-
e L T A X 対応システム改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	2,387		-
	補正後	2,387	-	-
システム保守等委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	83,086		-
	補正後	83,086	-	-
電算システム等賃借料 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	27,336		-
	補正後	27,336	-	-
合 計	補正前	612,673		206,561
	補正額	251,117		-
	補正後	863,790		206,561

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	7,251	-	7,251	-	-	-
8	7,251	-	7,251	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	2,700	-	-	-	-	2,700
8	2,700	-	-	-	-	2,700
-	-	-	-	-	-	-
	2,908	-	2,798	-	-	110
8	2,908	-	2,798	-	-	110
-	-	-	-	-	-	-
	3,355	-	-	-	-	3,355
8	3,355	-	-	-	-	3,355
-	-	-	-	-	-	-
	2,387	-	-	2,100	-	287
8	2,387	-	-	2,100	-	287
-	-	-	-	-	-	-
	83,086	-	347	-	-	82,739
8	83,086	-	347	-	-	82,739
-	-	-	-	-	-	-
	27,336	-	1,730	-	-	25,606
8~13	27,336	-	1,730	-	-	25,606
	406,112	-	96,409	-	-	309,703
	251,117	-	87,633	2,100	-	161,384
	657,229	-	184,042	2,100	-	471,087

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
クレジット等決済業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,600
合 計		1,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
クレジット等決済業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,600		-
	補正後	1,600	-	-
合 計	補正前	217,178		138,594
	補正額	1,600		-
	補正後	218,778		138,594

のについての前年度末までの支出額

の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	1,600	-	-	-	1,600	-
8	1,600	-	-	-	1,600	-
	78,584	-	-	-	78,584	-
	1,600	-	-	-	1,600	-
	80,184	-	-	-	80,184	-

令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,475,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏見 隆

入 歳

[illegible]

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護予防普及啓発事業委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,600
口座振替磁気ファイル化処理委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	301
保険料督促等帳票封入封緘等 業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,762
収納代行業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	13,570
データ入力業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	533
介護保険負担割合証等封入封緘 業務委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,319
システム保守等委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	34,511
電算システム等賃借料	-	-	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	9,547
合 計		51,177		118,320

歲入

— 86 —

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 事務費等分繰入金	3,364	1. 事務費等分繰入金 3,364

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	837,180	3,364	840,544	-	-	-	3,364
(項)							
(1) 総務管理費	568,707	2,441	571,148	-	-	-	2,441
1. 一般管理費	568,707	2,441	571,148	-	-	-	2,441
(項)							
(2) 徴 収 費	37,231	923	38,154	-	-	-	923
1. 一般管理費	37,231	923	38,154	-	-	-	923
歳 出 合 計	40,471,833	3,364	40,475,197	-	-	-	3,364

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分	分	分	分
金	額	金	額	分	分	分
12. 委 託 料	1. 委 託 料	1. 介護保険電子計算システム経費	2, 441			
2, 441	2, 441	(1) システム保守・開発等委託料				
11. 役 務 費	1. 通信運搬費	1. 徴収事務経費	923			
923	923	通	923			

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
介護予防普及啓発事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,600		-
	補正後	3,600	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	301		-
	補正後	301	-	-
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,762		-
	補正後	3,762	-	-
収納代行業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	13,570		-
	補正後	13,570	-	-
データ入力業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	533		-
	補正後	533	-	-
介護保険負担割合証等封入封緘業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,319		-
	補正後	1,319	-	-
システム保守等委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	34,511		-
	補正後	34,511	-	-
電算システム等賃借料 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	9,547		-
	補正後	9,547	-	-
合 計	補正前	640,662		197,500
	補正額	67,143		-
	補正後	707,805		197,500

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	3,600	900	450	-	1,800	450
8	3,600	900	450	-	1,800	450
-	-	-	-	-	-	-
	301	-	-	-	-	301
8	301	-	-	-	-	301
-	-	-	-	-	-	-
	3,762	-	-	-	-	3,762
8	3,762	-	-	-	-	3,762
-	-	-	-	-	-	-
	13,570	-	-	-	-	13,570
8~11	13,570	-	-	-	-	13,570
-	-	-	-	-	-	-
	533	-	-	-	-	533
8	533	-	-	-	-	533
-	-	-	-	-	-	-
	1,319	-	-	-	-	1,319
8	1,319	-	-	-	-	1,319
-	-	-	-	-	-	-
	34,511	-	-	-	-	34,511
8	34,511	-	-	-	-	34,511
-	-	-	-	-	-	-
	9,547	-	-	-	-	9,547
8~13	9,547	-	-	-	-	9,547
	443,162	77,514	38,758	-	47,570	279,320
	67,143	900	450	-	1,800	63,993
	510,305	78,414	39,208	-	49,370	343,313

令和 7 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,085 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,850,447 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
口座振替磁気ファイル化処理委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1, 047
収納代行業務委託	令和 7 年度から 令和11年度まで	7, 331
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3, 168
データ入力業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	6, 542
システム保守等委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	29, 211
電算システム等賃借料	令和 7 年度から 令和13年度まで	9, 106
合 計		56, 405

歲入

— 96 —

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 事務費等分繰入金	1,085	

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節	細	節
区	分	区
金	額	金
11. 役 務 費 791	1. 通信運搬費 791	1. 徴収事務経費 通 791
12. 委 託 料 294	1. 委 託 料 294	2. コンビニ収納事務経費 委 294

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,047		-
	補正後	1,047	-	-
収納代行業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	7,331		-
	補正後	7,331	-	-
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,168		-
	補正後	3,168	-	-
データ入力業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	6,542		-
	補正後	6,542	-	-
システム保守等委託	補正前	-	-	-
	補正額	29,211		-
	補正後	29,211	-	-
電算システム等賃借料	補正前	-	-	-
	補正額	9,106		-
	補正後	9,106	-	-
合 計	補正前	122,329		1,220
	補正額	56,405		-
	補正後	178,734		1,220

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	1,047	-	-	-	-	1,047
8	1,047	-	-	-	-	1,047
-	-	-	-	-	-	-
	7,331	-	-	-	-	7,331
8~11	7,331	-	-	-	-	7,331
-	-	-	-	-	-	-
	3,168	-	-	-	-	3,168
8	3,168	-	-	-	-	3,168
-	-	-	-	-	-	-
	6,542	-	-	-	-	6,542
8	6,542	-	-	-	-	6,542
-	-	-	-	-	-	-
	29,211	-	-	-	-	29,211
8	29,211	-	-	-	-	29,211
-	-	-	-	-	-	-
	9,106	-	-	-	-	9,106
8~13	9,106	-	-	-	-	9,106
	121,109	-	-	-	-	121,109
	56,405	-	-	-	-	56,405
	177,514	-	-	-	-	177,514

令和7年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金回収委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	700
口座振替磁気ファイル化处理委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	13
合 計		713

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
母子父子寡婦福祉資金回収委託	補正前	-	-	-
	補正額	700		-
	補正後	700	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	13		-
	補正後	13	-	-
合 計	補正前	716		-
	補正額	713		-
	補正後	1,429		-

のについての前年度末までの支出額

の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	700	-	-	-	-	700
8	700	-	-	-	-	700
-	-	-	-	-	-	-
	13	-	-	-	-	13
8	13	-	-	-	-	13
	716	-	-	-	-	716
	713	-	-	-	-	713
	1,429	-	-	-	-	1,429

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入）

第2条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,680,367千円は、当年度消費税資本的収支調整額475,424千円、建設改良積立金753,137千円、当年度損益勘定留保資金2,451,806千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	4,046,800	103,965	4,150,765
第5項 他 会 計 出 資 金	180,000	103,965	283,965

(債務負担行為)

第3条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
職員定期・特殊健康診断業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,493
産業廃棄物運搬処理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	520
浄水発生土搬出運搬処理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	43,960
除草作業委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	28,072
浄化槽清掃・維持管理委託 及び定期点検委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	1,620
合 計		1,243,527		1,319,192

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 7 年度大阪府枚方市水道事業

1. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		4,046,800	103,965	4,150,765
他会計出資金		180,000	103,965	283,965
	他会計出資金	180,000	103,965	283,965
収入合計		4,046,800	103,965	4,150,765

会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
他 会 計 出 資 金	103,965	1. 他会計出資金 水道管路耐震化事業分	103,965

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
職員定期・特殊健康診断業務委託	補 正 前	-
	補 正 額	1,493
	補 正 後	1,493
産業廃棄物運搬処理委託	補 正 前	-
	補 正 額	520
	補 正 後	520
浄水発生土搬出運搬処理委託	補 正 前	-
	補 正 額	43,960
	補 正 後	43,960
除草作業委託	補 正 前	-
	補 正 額	28,072
	補 正 後	28,072
浄化槽清掃・維持管理委託及び定期点検委託	補 正 前	-
	補 正 額	1,620
	補 正 後	1,620
合 計	補 正 前	16,397,886
	補 正 額	75,665
	補 正 後	16,473,551

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	水道料金等
	-		1,493	
-	-	8	1,493	水道料金等
-	-	-	-	
	-		520	水道料金等
-	-	8	520	
-	-	-	-	水道料金等
	-		43,960	
-	-	8	43,960	水道料金等
-	-	-	-	
	-		28,072	水道料金等
-	-	8	28,072	
-	-	-	-	水道料金等
	-		1,620	
-	-	8~10	1,620	
	766,930		15,630,956	
	-		75,665	
	766,930		15,706,621	

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
自動給湯給茶機賃借 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	499 千円
乳児肌着等賃借 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	608 千円
診療報酬等最適化支援業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	12,000 千円
職員検診等委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	10,785 千円
遠隔地医療通訳業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	858 千円
情報発信等業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	490 千円
医薬品契約事務支援業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	5,325 千円
放射線量測定等業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	2,253 千円
空調機監視業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	2,750 千円
有機溶剤処理業務委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	509 千円
文献検索等ライセンス料 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	2,164 千円
ベンチマークシステム利用料 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	1,030 千円
コンビニ収納決済手数料 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和10年度まで	2,199 千円
サイバーリスク保険料 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	3,121 千円
ペースメーカー立会業務等委託 （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	132 千円
医療機器保守点検委託（その1） （令和7年度設定分）	令和7年度から 令和13年度まで	2,273 千円	令和7年度から 令和13年度まで	7,217 千円
医療機器保守点検委託（その3） （令和7年度設定分）	—	—	令和7年度から 令和9年度まで	72,324 千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
医療機器保守点検委託（その４） （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和11年度まで	2,112 千円
医療機器保守点検委託（その５） （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和12年度まで	76,780 千円
医療機器保守点検委託（その６） （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和15年度まで	211,096 千円
医療機器保守点検委託（その７） （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和17年度まで	2,467 千円
医療機器保守点検委託（その８） （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和８年度まで	117,351 千円
医療機器賃借（その２） （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和８年度まで	509 千円
情報システム賃借 （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和８年度まで	660 千円
医薬品温度管理冷蔵庫賃借 （令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和８年度まで	264 千円
情報システム保守点検等委託 （その１）（令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和12年度まで	28,875 千円
情報システム保守点検等委託 （その２）（令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和14年度まで	46,458 千円
情報システム保守点検等委託 （その３）（令和７年度設定分）	—	—	令和７年度から 令和８年度まで	102,800 千円
合 計		4,697,589 千円		5,408,952 千円

令和７年（２０２５年）１１月２８日 提出

枚方市長 伏 見 隆

債 務 負 担 行 為

事 項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金 額
自動給湯給茶機賃借 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	499		-
	補 正 後	499	-	-
乳児肌着等賃借 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	608		-
	補 正 後	608	-	-
診療報酬等最適化支援業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	12,000		-
	補 正 後	12,000	-	-
職員検診等委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	10,785		-
	補 正 後	10,785	-	-
遠隔地医療通訳業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	858		-
	補 正 後	858	-	-
情報発信等業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	490		-
	補 正 後	490	-	-
医薬品契約事務支援業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	5,325		-
	補 正 後	5,325	-	-
放射線量測定等業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,253		-
	補 正 後	2,253	-	-
空調機監視業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,750		-
	補 正 後	2,750	-	-
有機溶剤処理業務委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	509		-
	補 正 後	509	-	-
文献検索等ライセンス料 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,164		-
	補 正 後	2,164	-	-
ベンチマークシステム利用料 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	1,030		-
	補 正 後	1,030	-	-
コンビニ収納決済手数料 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,199		-
	補 正 後	2,199	-	-

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	
-	-	診療収入
	499	
8	499	
-	-	診療収入
	608	
8	608	
-	-	診療収入
	12,000	
8	12,000	
-	-	診療収入
	10,785	
8	10,785	
-	-	診療収入
	858	
8	858	
-	-	診療収入
	490	
8	490	
-	-	診療収入
	5,325	
8	5,325	
-	-	診療収入
	2,253	
8	2,253	
-	-	診療収入
	2,750	
8	2,750	
-	-	診療収入
	509	
8	509	
-	-	診療収入
	2,164	
8	2,164	
-	-	診療収入
	1,030	
8	1,030	
-	-	診療収入
	2,199	
8～10	2,199	

事 項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金 額
サイバーリスク保険料 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	3,121		-
	補 正 後	3,121	-	-
ペースメーカー立会業務等委託 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	132		-
	補 正 後	132	-	-
医療機器保守点検委託（その1） （令和7年度設定分）	補 正 前	2,273	-	-
	補 正 額	4,944		-
	補 正 後	7,217	-	-
医療機器保守点検委託（その3） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	72,324		-
	補 正 後	72,324	-	-
医療機器保守点検委託（その4） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,112		-
	補 正 後	2,112	-	-
医療機器保守点検委託（その5） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	76,780		-
	補 正 後	76,780	-	-
医療機器保守点検委託（その6） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	211,096		-
	補 正 後	211,096	-	-
医療機器保守点検委託（その7） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,467		-
	補 正 後	2,467	-	-
医療機器保守点検委託（その8） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	117,351		-
	補 正 後	117,351	-	-
医療機器賃借（その2） （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	509		-
	補 正 後	509	-	-
情報システム賃借 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	660		-
	補 正 後	660	-	-
医薬品温度管理冷蔵庫賃借 （令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	264		-
	補 正 後	264	-	-
情報システム保守点検等委託 （その1）（令和7年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	28,875		-
	補 正 後	28,875	-	-

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	
-	-	診療収入
	3,121	
8	3,121	
-	-	診療収入
	132	
8	132	
8～13	2,273	診療収入
	4,944	
8～13	7,217	
-	-	診療収入
	72,324	
8～9	72,324	
-	-	診療収入
	2,112	
8～11	2,112	
-	-	診療収入
	76,780	
8～12	76,780	
-	-	診療収入
	211,096	
8～15	211,096	
-	-	診療収入
	2,467	
8～17	2,467	
-	-	診療収入
	117,351	
8	117,351	
-	-	診療収入
	509	
8	509	
-	-	診療収入
	660	
8	660	
-	-	診療収入
	264	
8	264	
-	-	診療収入
	28,875	
8～12	28,875	

事 項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金 額
情報システム保守点検等委託 （その２）（令和７年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	46,458		-
	補 正 後	46,458	-	-
情報システム保守点検等委託 （その３）（令和７年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	102,800		-
	補 正 後	102,800	-	-
合 計	補 正 前	9,271,437		1,923,645
	補 正 額	711,363		-
	補 正 後	9,982,800		1,923,645

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	
-	-	診療収入
	46,458	
8～14	46,458	
-	-	診療収入
	102,800	
8	102,800	
	7,347,792	
	711,363	
	8,059,155	

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理等委託 （令和7年度設定分）	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	160,598
電算システム等保守委託 （令和7年度設定分） （その2）	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	4,929
職員定期・特殊健康診断 業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,442
下水道ストックマネジメント 事業関連委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	500
合 計		1,859,022		2,026,491

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏 見 隆

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
下水道施設維持管理等委託（令和7年度設定分）	補 正 前	-
	補 正 額	160,598
	補 正 後	160,598
電算システム等保守委託（令和7年度設定分）（その2）	補 正 前	-
	補 正 額	4,929
	補 正 後	4,929
職員定期・特殊健康診断業務委託	補 正 前	-
	補 正 額	1,442
	補 正 後	1,442
下水道ストックマネジメント事業関連委託	補 正 前	-
	補 正 額	500
	補 正 後	500
合 計	補 正 前	4,793,149
	補 正 額	167,469
	補 正 後	4,960,618

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		160,598	
-	-	8~10	160,598	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		4,929	
-	-	8	4,929	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		1,442	
-	-	8	1,442	
-	-	-	-	損益勘定留保資金等
	-		500	
-	-	8	500	
	363,401		4,429,748	
	-		167,469	
	363,401		4,597,217	

枚方市立サプリ村野NPOセンター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立サプリ村野NPOセンター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 長期利用室の使用料の額を改定するため。

枚方市立サプリ村野ＮＰＯセンター条例の一部を改正する条例

枚方市立サプリ村野ＮＰＯセンター条例（平成24年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表２の表長期利用室１の項中「41,900円」を「47,100円」に改め、同表長期利用室２の項中「20,400」を「23,000」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和９年１月４日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）												
別表（第10条関係） 2 長期利用室の施設使用料 <table><tr><th>施 設 名</th><th>金 額（月 額）</th></tr><tr><td>長 期 利 用 室 1</td><td><u>47,100円</u></td></tr><tr><td>長 期 利 用 室 2</td><td><u>23,000</u></td></tr></table> 備考 [略]	施 設 名	金 額（月 額）	長 期 利 用 室 1	<u>47,100円</u>	長 期 利 用 室 2	<u>23,000</u>	別表（第10条関係） 2 長期利用室の施設使用料 <table><tr><th>施 設 名</th><th>金 額（月 額）</th></tr><tr><td>長 期 利 用 室 1</td><td><u>41,900円</u></td></tr><tr><td>長 期 利 用 室 2</td><td><u>20,400</u></td></tr></table> 備考 [略]	施 設 名	金 額（月 額）	長 期 利 用 室 1	<u>41,900円</u>	長 期 利 用 室 2	<u>20,400</u>
施 設 名	金 額（月 額）												
長 期 利 用 室 1	<u>47,100円</u>												
長 期 利 用 室 2	<u>23,000</u>												
施 設 名	金 額（月 額）												
長 期 利 用 室 1	<u>41,900円</u>												
長 期 利 用 室 2	<u>20,400</u>												

議案第 47 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会を設置するため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市総合 計画等策定 支援業務事 業者選定審 査会	枚方市総合計画及び枚方市まち・ ひと・しごと創生総合戦略の策定 支援業務を委託する事業者の選定 に関する審査	5 人 以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識 を有する者	答申 の日 まで
--	---	------------	---	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号参考資料

枚方市附属機関条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第 1 条、第 2 条関係）					別表（第 1 条、第 2 条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市生活 保護受給者 等就労支援 事業者選定 審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市生活 保護受給者 等就労支援 事業者選定 審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市総合 計画等策定 支援業務事 業者選定審 査会	枚方市総合計画及び枚方 市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定支援業務 を委託する事業者の選定 に関する審査	5 人 以内	(1) 学識経験を有する 者 (2) 経理に関する専門 的知識を有する者	答申の 日まで					
枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人 ホーム入所 判定審査会	[略]	[略]	[略]	

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立牧野生涯学習市民センター牧野北分館集会室及び枚方市立生涯学習情報プラザ学習ルームの使用料の額を改定するため。

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例

枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表5の表その3の表(1)表分館の項中「4,100」を「4,500」に、「3,800」を「4,100」に改め、別表5の表その3の表(2)表分館の項中「3,400」を「3,800」に改め、別表9の表学習ルームの項中「900」を「1,000」に、「1,000」を「1,100」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新（改正後）						旧（現 行）					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
5 枚方市立牧野生涯学習市民センター						5 枚方市立牧野生涯学習市民センター					
その1・その2 [略]						その1・その2 [略]					
その3 第1集会室等の施設使用料						その3 第1集会室等の施設使用料					
(1) 日曜日及び休日以外の使用						(1) 日曜日及び休日以外の使用					
施 設 名		金 額				施 設 名		金 額			
		午 前	午 後 A	午 後 B	夜 間			午 前	午 後 A	午 後 B	夜 間
		午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで			午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
分館	集会室	4,500	4,100	4,100	4,100	分館	集会室	4,100	3,800	3,800	3,800
備考 [略]						備考 [略]					
(2) 日曜日及び休日の使用						(2) 日曜日及び休日の使用					
施 設 名		金 額				施 設 名		金 額			
		午 前	午 後 A	午 後 B				午 前	午 後 A	午 後 B	
		午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで				午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				
分館	集会室	3,800	3,800	3,800
備考 [略]				
9 枚方市立生涯学習情報プラザ				
施 設 名	金 額			
	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 まで	
交 流 ル ー ム	[略]	[略]	[略]	
学 習 ル ー ム	1,000	1,100	1,000	
備考 [略]				

旧（現 行）				
分館	集会室	3,400	3,400	3,400
備考 [略]				
9 枚方市立生涯学習情報プラザ				
施 設 名	金 額			
	午前 9 時から 午後 0 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 まで	
交 流 ル ー ム	[略]	[略]	[略]	
学 習 ル ー ム	900	1,000	900	
備考 [略]				

枚方市総合文化芸術センター条例の一部改正について

次のとおり枚方市総合文化芸術センター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 本館大ホール及び小ホールの使用料の額を改定するため。

枚方市総合文化芸術センター条例の一部を改正する条例

枚方市総合文化芸術センター条例（平成30年枚方市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表1の表(1)表大ホールの部全席及び舞台の款平日の項中「45,000円」を「45,300円」に、「77,200円」を「77,600円」に、「92,300円」を「92,700円」に、「204,000円」を「215,600円」に改め、同款休日等の項中「56,200」を「56,600」に、「96,500」を「97,000」に、「115,300」を「115,800」に、「255,000」を「269,400」に改め、同部1階席及び舞台の款平日の項中「32,300」を「32,400」に、「55,400」を「55,600」に、「66,200」を「66,500」に、「146,400」を「154,500」に改め、同款休日等の項中「40,300」を「40,500」に、「69,200」を「69,500」に、「82,700」を「83,100」に、「183,000」を「193,100」に改め、同部舞台のみの款平日の項中「26,000」を「26,100」に、「44,700」を「44,800」に、「53,400」を「53,600」に、「118,000」を「124,500」に改め、同款休日等の項中「32,500」を「32,600」に、「55,800」を「56,000」に、「66,700」を「67,000」に、「147,500」を「155,600」に改め、同表小ホールの部全席及び舞台の款平日の項中「13,100」を「13,400」に、「22,500」を「23,000」に、「26,800」を「27,500」に、「59,400」を「63,900」に改め、同款休日等の項中「16,300」を「16,700」に、「28,100」を「28,700」に、「33,500」を「34,300」に、「74,200」を「79,700」に改め、同部舞台のみの款平日の項中「10,300」を「10,500」に、「17,700」を「18,100」に、「21,100」を「21,600」に、「46,800」を「50,200」に、「1,900」を「2,000」に改め、同款休日等の項中「12,800」を「13,100」に、「22,100」を「22,600」に、「26,300」を「27,000」に、「58,500」を「62,700」に、「2,400」を「2,500」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和9年9月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に施設の使用の許可を受けた場合の使用料については、なお従前の例による。

議案第 49 号参考資料

枚方市総合文化芸術センター条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）										旧（現 行）											
別表（第9条、第10条関係）										別表（第9条、第10条関係）											
1 枚方市総合文化芸術センター本館（駐車場を除く。）										1 枚方市総合文化芸術センター本館（駐車場を除く。）											
(1) ホール（楽屋及びクロークを除く。）										(1) ホール（楽屋及びクロークを除く。）											
区 分			金 額					超過金額			区 分			金 額					超過金額		
			午 前	午 後	夜 間	全 日	午 前							午 後	夜 間	全 日					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午前9時 から正午 まで							午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで					
大ホール	全席 及び 舞台	平 日	45,300円	77,600円	92,700円	215,600円	[略]	全席 及び 舞台	平 日	45,000円	77,200円	92,300円	204,000円	[略]							
		休日等	56,600	97,000	115,800	269,400	[略]		休日等	56,200	96,500	115,300	255,000	[略]							
	1階 席及 び舞 台	平 日	32,400	55,600	66,500	154,500	[略]	1階 席及 び舞 台	平 日	32,300	55,400	66,200	146,400	[略]							
		休日等	40,500	69,500	83,100	193,100	[略]		休日等	40,300	69,200	82,700	183,000	[略]							
	舞台 のみ	平 日	26,100	44,800	53,600	124,500	[略]	舞台 のみ	平 日	26,000	44,700	53,400	118,000	[略]							
		休日等	32,600	56,000	67,000	155,600	[略]		休日等	32,500	55,800	66,700	147,500	[略]							
小ホール	全席 及び 舞台	平 日	13,400	23,000	27,500	63,900	[略]	全席 及び 舞台	平 日	13,100	22,500	26,800	59,400	[略]							
		休日等	16,700	28,700	34,300	79,700	[略]		休日等	16,300	28,100	33,500	74,200	[略]							
	舞台	平 日	10,500	18,100	21,600	50,200	2,000	舞台	平 日	10,300	17,700	21,100	46,800	1,900							

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）								旧（現 行）							
	のみ	休日等	<u>13,100</u>	<u>22,600</u>	<u>27,000</u>	<u>62,700</u>	<u>2,500</u>		のみ	休日等	<u>12,800</u>	<u>22,100</u>	<u>26,300</u>	<u>58,500</u>	<u>2,400</u>
イベントホール	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	イベントホール	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考		[略]						備考		[略]					
(2)～(4)		[略]						(2)～(4)		[略]					

議案第 50 号

枚方市立総合スポーツセンター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立総合スポーツセンター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 総合体育館及び陸上競技場の利用料金の上限額を改定するため。

枚方市立総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例

枚方市立総合スポーツセンター条例（昭和57年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表市内使用者の部メインアリーナの款全面の項中「9,000円」を「12,700円」に、「12,500円」を「17,700円」に、「34,000円」を「48,100円」に改め、同款2/3面の項中「6,600」を「9,300」に、「9,200」を「13,000」に、「25,000」を「35,300」に改め、同款1/3面の項中「3,300」を「4,600」に、「4,600」を「6,500」に、「12,500」を「17,600」に改め、同表市外使用者の部メインアリーナの款全面の項中「18,000」を「25,400」に、「25,000」を「35,400」に、「68,000」を「96,200」に改め、同款2/3面の項中「13,200」を「18,600」に、「18,400」を「26,000」に、「50,000」を「70,600」に改め、同款1/3面の項中「6,600」を「9,200」に、「9,200」を「13,000」に、「25,000」を「35,200」に改め、別表第3号の表市内使用者の部陸上競技場の款全面の項中「12,000円」を「13,900円」に、「17,000円」を「19,700円」に、「29,000円」を「33,600円」に、「24,000」を「27,800」に、「34,000」を「39,400」に、「58,000」を「67,200」に、「60,000」を「69,500」に、「85,000」を「98,500」に、「145,000」を「168,000」に、「120,000」を「139,000」に、「170,000」を「197,000」に、「290,000」を「336,000」に改め、同款トラックの項金額の午前の欄中「4,000」を「4,600」に、「8,000」を「9,200」に、「20,000」を「23,000」に、「40,000」を「46,000」に改め、同項金額の午後の欄中「6,000」を「7,000」に、「12,000」を「14,000」に、「30,000」を「35,000」に、「60,000」を「70,000」に改め、同項金額の全日の欄中「10,000」を「11,600」に、「20,000」を「23,200」に、「50,000」を「58,000」に、「100,000」を「116,000」に改め、同款フィールドの項中「8,000」を「9,300」に、「11,000」を「12,700」に、「19,000」を「22,000」に、「16,000」を「18,600」に、「22,000」を「25,400」に、「38,000」を「44,000」に、「40,000」を「46,500」に、「55,000」を「63,500」に、「95,000」を「110,000」に、「80,000」を「93,000」に、「110,000」を「127,000」に、「190,000」を「220,000」に改め、同表市外使用者の部陸上競技場の款全面の項中「24,000」を「27,800」に、「34,000」を「39,400」に、「58,000」を「67,200」に、「48,000」を「55,600」に、「68,000」を「78,800」に、「116,000」を「134,400」に、「84,000」を「97,300」に、「119,000」を「137,900」に、「203,000」を「235,200」に、「144,000」を「166,800」に、「204,000」を「236,400」に、「348,000」を「403,200」に改め、同款トラックの項中「8,000」を「9,200」に、「12,000」を「14,000」に、「20,000」を「23,200」に、「16,000」を「18,400」に、「24,000」を「28,000」に、「40,000」を「46,400」に、「28,000」を「32,200」に、「42,000」を「49,000」に、「70,000」を「81,200」に、「48,000」を「55,200」に、「72,000」を「84,000」に、「120,000」を「139,200」に改め、同款フィールドの項中「16,000」を「18,600」に、「22,000」を「25,400」に、「38,000」を「44,000」に、

「32,000」を「37,200」に、「44,000」を「50,800」に、「76,000」を「88,000」に、「56,000」を「65,100」に、「77,000」を「88,900」に、「133,000」を「154,000」に、「96,000」を「111,600」に、「132,000」を「152,400」に、「228,000」を「264,000」に改め、別表第4号の表中「100円」を「200円」に、「200」を「400」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 指定管理者は、改正後の別表に定める金額に基づき利用料金の額を変更するときは、この条例の施行の日前においても、改正後の第8条第6項の規定の例により、市長の承認を受けることができる。この場合において、市長が承認を行ったときは、同条第8項の規定の例により、その旨を公示するものとする。

新（改正後）							旧（現 行）						
別表（第8条関係）							別表（第8条関係）						
(1) 総合体育館専用使用							(1) 総合体育館専用使用						
区 分			金 額				区 分			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日				午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで				午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
市 内 使 用 者	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面	<u>12,700円</u>	<u>17,700円</u>	<u>17,700円</u>	<u>48,100円</u>	市 内 使 用 者	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面	<u>9,000円</u>	<u>12,500円</u>	<u>12,500円</u>	<u>34,000円</u>
		2 / 3 面	<u>9,300</u>	<u>13,000</u>	<u>13,000</u>	<u>35,300</u>			2 / 3 面	<u>6,600</u>	<u>9,200</u>	<u>9,200</u>	<u>25,000</u>
		1 / 3 面	<u>4,600</u>	<u>6,500</u>	<u>6,500</u>	<u>17,600</u>			1 / 3 面	<u>3,300</u>	<u>4,600</u>	<u>4,600</u>	<u>12,500</u>
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
市 外 使 用 者	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面	<u>25,400</u>	<u>35,400</u>	<u>35,400</u>	<u>96,200</u>	市 外 使 用 者	メ イ ン ア リ ー ナ	全 面	<u>18,000</u>	<u>25,000</u>	<u>25,000</u>	<u>68,000</u>
		2 / 3 面	<u>18,600</u>	<u>26,000</u>	<u>26,000</u>	<u>70,600</u>			2 / 3 面	<u>13,200</u>	<u>18,400</u>	<u>18,400</u>	<u>50,000</u>
		1 / 3 面	<u>9,200</u>	<u>13,000</u>	<u>13,000</u>	<u>35,200</u>			1 / 3 面	<u>6,600</u>	<u>9,200</u>	<u>9,200</u>	<u>25,000</u>
	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）																																																																																																															
<table><tr><td colspan="2"></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>									[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table><tr><td colspan="2"></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>									[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																
備考 [略]							備考 [略]																																																																																																															
(2) [略]							(2) [略]																																																																																																															
(3) 陸上競技場専用使用							(3) 陸上競技場専用使用																																																																																																															
<table><tr><th colspan="4" rowspan="3">区 分</th><th colspan="3">金 額</th></tr><tr><th>午 前</th><th>午 後</th><th>全 日</th></tr><tr><th>午前 9 時 から正午 まで</th><th>午後 1 時 から午後 5 時まで</th><th>午前 9 時 から午後 5 時まで</th></tr><tr><td rowspan="12">市 内 使 用 者</td><td rowspan="8">陸 上 競 技 場</td><td rowspan="4">全 面</td><td rowspan="2">アマチュア スポーツに 使用する場 合</td><td>入場料等なし</td><td>13,900円</td><td>19,700円</td><td>33,600円</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>27,800</td><td>39,400</td><td>67,200</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の場 合</td><td>入場料等なし</td><td>69,500</td><td>98,500</td><td>168,000</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>139,000</td><td>197,000</td><td>336,000</td></tr><tr><td rowspan="4">トラ ック</td><td rowspan="2">アマチュア スポーツに 使用する場 合</td><td>入場料等なし</td><td>4,600</td><td>7,000</td><td>11,600</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>9,200</td><td>14,000</td><td>23,200</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の場 合</td><td>入場料等なし</td><td>23,000</td><td>35,000</td><td>58,000</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>46,000</td><td>70,000</td><td>116,000</td></tr><tr><td>フイ</td><td>アマチュア</td><td>入場料等なし</td><td>9,300</td><td>12,700</td><td>22,000</td></tr></table>							区 分				金 額			午 前	午 後	全 日	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	市 内 使 用 者	陸 上 競 技 場	全 面	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	13,900円	19,700円	33,600円	入場料等あり	27,800	39,400	67,200	その他の場 合	入場料等なし	69,500	98,500	168,000	入場料等あり	139,000	197,000	336,000	トラ ック	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	4,600	7,000	11,600	入場料等あり	9,200	14,000	23,200	その他の場 合	入場料等なし	23,000	35,000	58,000	入場料等あり	46,000	70,000	116,000	フイ	アマチュア	入場料等なし	9,300	12,700	22,000	<table><tr><td rowspan="12">市 内 使 用 者</td><td rowspan="8">陸 上 競 技 場</td><td rowspan="4">全 面</td><td rowspan="2">アマチュア スポーツに 使用する場 合</td><td>入場料等なし</td><td>12,000円</td><td>17,000円</td><td>29,000円</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>24,000</td><td>34,000</td><td>58,000</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の場 合</td><td>入場料等なし</td><td>60,000</td><td>85,000</td><td>145,000</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>120,000</td><td>170,000</td><td>290,000</td></tr><tr><td rowspan="4">トラ ック</td><td rowspan="2">アマチュア スポーツに 使用する場 合</td><td>入場料等なし</td><td>4,000</td><td>6,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>8,000</td><td>12,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の場 合</td><td>入場料等なし</td><td>20,000</td><td>30,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td>入場料等あり</td><td>40,000</td><td>60,000</td><td>100,000</td></tr><tr><td>フイ</td><td>アマチュア</td><td>入場料等なし</td><td>8,000</td><td>11,000</td><td>19,000</td></tr></table>							市 内 使 用 者	陸 上 競 技 場	全 面	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	12,000円	17,000円	29,000円	入場料等あり	24,000	34,000	58,000	その他の場 合	入場料等なし	60,000	85,000	145,000	入場料等あり	120,000	170,000	290,000	トラ ック	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	4,000	6,000	10,000	入場料等あり	8,000	12,000	20,000	その他の場 合	入場料等なし	20,000	30,000	50,000	入場料等あり	40,000	60,000	100,000	フイ	アマチュア	入場料等なし	8,000	11,000	19,000
区 分				金 額																																																																																																																		
				午 前	午 後	全 日																																																																																																																
				午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで																																																																																																																
市 内 使 用 者	陸 上 競 技 場	全 面	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	13,900円	19,700円	33,600円																																																																																																															
				入場料等あり	27,800	39,400	67,200																																																																																																															
			その他の場 合	入場料等なし	69,500	98,500	168,000																																																																																																															
				入場料等あり	139,000	197,000	336,000																																																																																																															
		トラ ック	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	4,600	7,000	11,600																																																																																																															
				入場料等あり	9,200	14,000	23,200																																																																																																															
			その他の場 合	入場料等なし	23,000	35,000	58,000																																																																																																															
				入場料等あり	46,000	70,000	116,000																																																																																																															
	フイ	アマチュア	入場料等なし	9,300	12,700	22,000																																																																																																																
	市 内 使 用 者	陸 上 競 技 場	全 面	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	12,000円	17,000円	29,000円																																																																																																														
					入場料等あり	24,000	34,000	58,000																																																																																																														
				その他の場 合	入場料等なし	60,000	85,000	145,000																																																																																																														
入場料等あり					120,000	170,000	290,000																																																																																																															
トラ ック			アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等なし	4,000	6,000	10,000																																																																																																															
				入場料等あり	8,000	12,000	20,000																																																																																																															
			その他の場 合	入場料等なし	20,000	30,000	50,000																																																																																																															
				入場料等あり	40,000	60,000	100,000																																																																																																															
フイ		アマチュア	入場料等なし	8,000	11,000	19,000																																																																																																																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）							
市外使用者	陸上競技場	フルード	スポーツに使用する場合	入場料等あり	<u>18,600</u>	<u>25,400</u>	<u>44,000</u>	フルード	スポーツに使用する場合	入場料等あり	<u>16,000</u>	<u>22,000</u>	<u>38,000</u>	
			その他の場合	入場料等なし	<u>46,500</u>	<u>63,500</u>	<u>110,000</u>		その他の場合	入場料等なし	<u>40,000</u>	<u>55,000</u>	<u>95,000</u>	
				入場料等あり	<u>93,000</u>	<u>127,000</u>	<u>220,000</u>			入場料等あり	<u>80,000</u>	<u>110,000</u>	<u>190,000</u>	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
		陸上競技場	全面	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等なし	<u>27,800</u>	<u>39,400</u>	<u>67,200</u>	全面	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等なし	<u>24,000</u>	<u>34,000</u>	<u>58,000</u>
					入場料等あり	<u>55,600</u>	<u>78,800</u>	<u>134,400</u>			入場料等あり	<u>48,000</u>	<u>68,000</u>	<u>116,000</u>
				その他の場合	入場料等なし	<u>97,300</u>	<u>137,900</u>	<u>235,200</u>		その他の場合	入場料等なし	<u>84,000</u>	<u>119,000</u>	<u>203,000</u>
	入場料等あり				<u>166,800</u>	<u>236,400</u>	<u>403,200</u>	入場料等あり			<u>144,000</u>	<u>204,000</u>	<u>348,000</u>	
	トラック		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等なし	<u>9,200</u>	<u>14,000</u>	<u>23,200</u>	トラック	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等なし	<u>8,000</u>	<u>12,000</u>	<u>20,000</u>	
				入場料等あり	<u>18,400</u>	<u>28,000</u>	<u>46,400</u>			入場料等あり	<u>16,000</u>	<u>24,000</u>	<u>40,000</u>	
	フィールド	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等なし	<u>18,600</u>	<u>25,400</u>	<u>44,000</u>	フィールド	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等なし	<u>16,000</u>	<u>22,000</u>	<u>38,000</u>		
			入場料等あり	<u>37,200</u>	<u>50,800</u>	<u>88,000</u>			入場料等あり	<u>32,000</u>	<u>44,000</u>	<u>76,000</u>		

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）						
		その他の場合	入場料等なし	<u>65,100</u>	<u>88,900</u>	<u>154,000</u>		その他の場合	入場料等なし	<u>56,000</u>	<u>77,000</u>	<u>133,000</u>	
			入場料等あり	<u>111,600</u>	<u>152,400</u>	<u>264,000</u>			入場料等あり	<u>96,000</u>	<u>132,000</u>	<u>228,000</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
備考 [略]													
(4) 陸上競技場個人共用使用													
区 分		使用単位		金 額			区 分		使用単位		金 額		
市 内 使 用 者		1 回 2 時間		<u>200円</u>			市 内 使 用 者		1 回 2 時間		<u>100円</u>		
市 外 使 用 者				<u>400</u>			市 外 使 用 者				<u>200</u>		
備考 [略]													
(5)・(6) [略]													

		その他の場合	入場料等なし	<u>56,000</u>	<u>77,000</u>	<u>133,000</u>		その他の場合	入場料等なし	<u>56,000</u>	<u>77,000</u>	<u>133,000</u>	
			入場料等あり	<u>96,000</u>	<u>132,000</u>	<u>228,000</u>			入場料等あり	<u>96,000</u>	<u>132,000</u>	<u>228,000</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	
備考 [略]													
(4) 陸上競技場個人共用使用													
区 分		使用単位		金 額			区 分		使用単位		金 額		
市 内 使 用 者		1 回 2 時間		<u>200円</u>			市 内 使 用 者		1 回 2 時間		<u>100円</u>		
市 外 使 用 者				<u>400</u>			市 外 使 用 者				<u>200</u>		
備考 [略]													
(5)・(6) [略]													

枚方市立市民体育館条例の一部改正について

次のとおり枚方市立市民体育館条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 利用料金の上限額を改定するため。

枚方市立市民体育館条例の一部を改正する条例

枚方市立市民体育館条例（平成8年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の表市内使用者の部ドームアリーナの款全面の項中「6,200円」を「8,500円」に、「8,400円」を「11,500円」に改め、同款1/2面の項中「3,100」を「4,200」に、「4,200」を「5,700」に改め、同部フィットネスルームの款全面の項中「3,200」を「3,700」に、「4,400」を「5,000」に改め、同款1/2面の項中「1,600」を「1,800」に、「2,200」を「2,500」に改め、同部スカイアリーナの款弓道等の項中「2,500」を「3,900」に、「3,400」を「5,300」に改め、同款その他の項中「1,000」を「1,500」に、「1,300」を「2,000」に改め、同表市外使用者の部ドームアリーナの款全面の項中「12,400」を「17,000」に、「16,800」を「23,000」に改め、同款1/2面の項中「6,200」を「8,500」に、「8,400」を「11,500」に改め、同部フィットネスルームの款全面の項中「6,400」を「7,400」に、「8,800」を「10,000」に改め、同款1/2面の項中「3,200」を「3,700」に、「4,400」を「5,000」に改め、同部スカイアリーナの款弓道等の項中「5,000」を「7,800」に、「6,800」を「10,600」に改め、同款その他の項中「2,000」を「3,000」に、「2,600」を「4,000」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 指定管理者は、改正後の別表に定める金額に基づき利用料金の額を変更するときは、この条例の施行の日前においても、改正後の第8条第6項の規定の例により、市長の承認を受けることができる。この場合において、市長が承認を行ったときは、同条第8項の規定の例により、その旨を公示するものとする。

議案第 51 号参考資料

枚方市立市民体育館条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）						
別表（第8条関係）							別表（第8条関係）						
1 専用使用							1 専用使用						
区 分			金 額				区 分			金 額			
			午 前	午後A	午後B	夜 間				午 前	午後A	午後B	夜 間
			午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで				午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで
市内使 用者	ドームア リーナ	全 面	<u>8,500円</u>	<u>8,500円</u>	<u>8,500円</u>	<u>11,500円</u>	市内使 用者	ドームア リーナ	全 面	<u>6,200円</u>	<u>6,200円</u>	<u>6,200円</u>	<u>8,400円</u>
		1／2面	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>4,200</u>	<u>5,700</u>			1／2面	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>3,100</u>	<u>4,200</u>
	フィットネ スルーム	全 面	<u>3,700</u>	<u>3,700</u>	<u>3,700</u>	<u>5,000</u>		フィットネ スルーム	全 面	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>4,400</u>
		1／2面	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>			1／2面	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>
	スカイア リーナ	弓道等	<u>3,900</u>	<u>3,900</u>	<u>3,900</u>	<u>5,300</u>		スカイア リーナ	弓道等	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>3,400</u>
		その他	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>2,000</u>			その他	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市外使 用者	ドームア リーナ	全 面	<u>17,000</u>	<u>17,000</u>	<u>17,000</u>	<u>23,000</u>	市外使 用者	ドームア リーナ	全 面	<u>12,400</u>	<u>12,400</u>	<u>12,400</u>	<u>16,800</u>
		1／2面	<u>8,500</u>	<u>8,500</u>	<u>8,500</u>	<u>11,500</u>			1／2面	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>6,200</u>	<u>8,400</u>
	フィットネ スルーム	全 面	<u>7,400</u>	<u>7,400</u>	<u>7,400</u>	<u>10,000</u>		フィットネ スルーム	全 面	<u>6,400</u>	<u>6,400</u>	<u>6,400</u>	<u>8,800</u>
		1／2面	<u>3,700</u>	<u>3,700</u>	<u>3,700</u>	<u>5,000</u>			1／2面	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>4,400</u>
	スカイア リーナ	弓道等	<u>7,800</u>	<u>7,800</u>	<u>7,800</u>	<u>10,600</u>		スカイア リーナ	弓道等	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>
		その他	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>			その他	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>	<u>2,600</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]							備考 [略]						

議案第 52 号

枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 体育館の利用料金の上限額を改定するため。

枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部を改正する条例

枚方市立伊加賀スポーツセンター条例（平成22年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表1の表第2号の表市内使用者の部大体育室の款全面の項中「6,000円」を「8,100円」に、「8,200円」を「11,000円」に改め、同款1/2面の項中「3,000」を「4,000」に、「4,100」を「5,500」に改め、同部体育室1の項中「1,600」を「1,900」に、「2,200」を「2,600」に改め、同部体育室2の項中「1,500」を「1,800」に、「2,000」を「2,400」に改め、同部多目的室の項中「700」を「800」に、「900」を「1,000」に改め、同表市外使用者の部大体育室の款全面の項中「12,000」を「16,200」に、「16,400」を「22,000」に改め、同款1/2面の項中「6,000」を「8,100」に、「8,200」を「11,000」に改め、同部体育室1の項中「3,200」を「3,800」に、「4,400」を「5,200」に改め、同部体育室2の項中「3,000」を「3,600」に、「4,000」を「4,800」に改め、同部多目的室の項中「1,400」を「1,600」に、「1,800」を「2,000」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 指定管理者は、改正後の別表に定める金額に基づき利用料金の額を変更するときは、この条例の施行の日前においても、改正後の第9条第6項の規定の例により、市長の承認を受けることができる。この場合において、市長が承認を行ったときは、同条第8項の規定の例により、その旨を公示するものとする。

議案第 52 号参考資料

枚方市立伊加賀スポーツセンター条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）						
別表（第9条関係）							別表（第9条関係）						
1 専用使用							1 専用使用						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 体育館							(2) 体育館						
区 分			金 額				区 分			金 額			
			午 前	午後A	午後B	夜 間				午 前	午後A	午後B	夜 間
			午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで				午前9時 から正午 まで	正午から 午後3時 まで	午後3時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで
市 内 使 用 者	大体育室	全 面	<u>8,100円</u>	<u>8,100円</u>	<u>8,100円</u>	<u>11,000円</u>	市 内 使 用 者	大体育室	全 面	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,200円</u>
		1 / 2 面	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>			1 / 2 面	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>4,100</u>
	体 育 室 1		<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>1,900</u>	<u>2,600</u>		体 育 室 1		<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>
	体 育 室 2		<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,400</u>		体 育 室 2		<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>2,000</u>
	多 目 的 室		<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>		多 目 的 室		<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>
市 外 使 用 者	大体育室	全 面	<u>16,200</u>	<u>16,200</u>	<u>16,200</u>	<u>22,000</u>	市 外 使 用 者	大体育室	全 面	<u>12,000</u>	<u>12,000</u>	<u>12,000</u>	<u>16,400</u>
		1 / 2 面	<u>8,100</u>	<u>8,100</u>	<u>8,100</u>	<u>11,000</u>			1 / 2 面	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>8,200</u>
	体 育 室 1		<u>3,800</u>	<u>3,800</u>	<u>3,800</u>	<u>5,200</u>		体 育 室 1		<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>4,400</u>
	体 育 室 2		<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>		体 育 室 2		<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>
	多 目 的 室		<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>1,600</u>	<u>2,000</u>		多 目 的 室		<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>1,800</u>
備考 [略]							備考 [略]						

議案第 53 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 健康診断に係る基準等を変更するため。

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の左欄に掲げる健康診断」を「同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第18条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

第27条第4号中「（乳児又は幼児をいう。以下同じ。）」を削る。

第30条第2号中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）」を「、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）」を「、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第15条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

第20条第3項中「第18条の18第1項の登録（）」を「（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の）」に、「に係る同条第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録」を「であった区域に係る改正法附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第3項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

第24条第2項中「若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）」を「、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

（枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第6条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「、児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第16条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

（枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第34条第2項後段中「健康診断の結果を把握し」を「措置を講じ」に改める。

（枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第

27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）に、「に係る同条第2項」を「であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項」に改める。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定（枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）及び第23条第1項の改正規定を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）										
[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (虐待等の禁止) 第14条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所者等及び職員の健康診断) 第18条 [略] 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>[略]</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>[略]</td></tr><tr><td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」と</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の</td></tr></table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	[略]	児童が通学する学校における健康診断	[略]	乳児又は幼児（以下「乳幼児」と	入所した乳幼児に対する入所時の	[枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (虐待等の禁止) 第14条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所者等及び職員の健康診断) 第18条 [略] 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、<u>当該健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ<u>同表の左欄に掲げる健康診断</u>の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>[略]</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>[略]</td></tr></table>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	[略]	児童が通学する学校における健康診断	[略]
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	[略]										
児童が通学する学校における健康診断	[略]										
乳児又は幼児（以下「乳幼児」と	入所した乳幼児に対する入所時の										
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	[略]										
児童が通学する学校における健康診断	[略]										

新（改正後）	旧（現 行）
いう。）に対する健康診査 健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 〔略〕 （設備の基準） 第27条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設を利用することができない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。 (5) 〔略〕 （母子支援員の資格） 第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 〔略〕	3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 〔略〕 （設備の基準） 第27条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 乳幼児（乳児又は幼児をいう。以下同じ。）を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設を利用することができない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。 (5) 〔略〕 （母子支援員の資格） 第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
(2) <u>保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第34条第2項及び第38条において「保育士」と総称する。）の資格を有する者</u> (3)～(5) 〔略〕 〔枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （職員） 第13条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) <u>保育士、法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部</u>	(2) <u>保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第34条第2項及び第38条において「保育士」と総称する。）の資格を有する者</u> (3)～(5) 〔略〕 〔枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （職員） 第13条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) <u>保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同</u>

新（改正後）	旧（現 行）
<u>を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) 〔略〕 4・5 〔略〕 （虐待等の禁止） 第15条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 〔枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （虐待等の禁止） 第13条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、<u>法第27条の2第1項各号に掲げる行為</u>その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員）	<u>条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) 〔略〕 4・5 〔略〕 （虐待等の禁止） 第15条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 〔枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （虐待等の禁止） 第13条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員）

新（改正後）	旧（現 行）
第20条 〔略〕 2 〔略〕 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第5条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）の員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数（園長が専任でないときは、原則として当該数に1を加えて得た数とする。）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 (1)～(5) 〔略〕 4・5 〔略〕	第20条 〔略〕 2 〔略〕 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第5条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第8項において準用する児童福祉法第18条の18第1項の登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）の員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数（第1号及び第2号に定める数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数とする。）を合算した数（園長が専任でないときは、原則として当該数に1を加えて得た数とする。）以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 (1)～(5) 〔略〕 4・5 〔略〕

新（改正後）	旧（現 行）				
[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (虐待等の禁止) 第14条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 [略] 2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] (虐待等の禁止) 第14条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 [略] 2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

新（改正後）	旧（現 行）
3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等の必要な事項を母子健康手帳（母子保健法第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、地域型保育事業者に勧告しなければならない。 4 〔略〕 （職員） 第24条 〔略〕 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士、<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において「保育士」と総称する。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認め</u>	3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等の必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、地域型保育事業者に勧告しなければならない。 4 〔略〕 （職員） 第24条 〔略〕 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において「保育士」と総称する。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</u>

新（改正後）	旧（現 行）
る者であって、次のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係〕 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 〔枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係〕 （職員の資格） 第6条 第4条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士、<u>児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」と</u>	(1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係〕 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 〔枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例関係〕 （職員の資格） 第6条 第4条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「保育士」と総称する。）の資格を有す</u>

新（改正後）	旧（現 行）
いう。）<u>附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「保育士」と総称する。）の資格を有する者でなければならない。</u> 2～6 [略] （虐待等の禁止） 第16条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 〔枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （従業者の配置の基準） 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小	る者でなければならない。 2～6 [略] （虐待等の禁止） 第16条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 〔枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （従業者の配置の基準） 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小

新（改正後）	旧（現 行）
限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。 (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</u> (2) 〔略〕 2・3 〔略〕 （健康管理） 第34条 〔略〕 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、規則で定める場合は、規則で定める健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、規則で定める措置を講じなければならない。	限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。 (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</u> (2) 〔略〕 2・3 〔略〕 （健康管理） 第34条 〔略〕 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、規則で定める場合は、規則で定める健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、規則で定める健康診断の結果を把握しなければならない。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
3 〔略〕 〔枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （職員の一般的条件） 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 〔略〕 （虐待等の禁止） 第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （規程） 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	3 〔略〕 〔枚方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係〕 （職員の一般的条件） 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 〔略〕 （虐待等の禁止） 第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （規程） 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
(1)～(5) 〔略〕 (6) 利用定員 (7)～(11) 〔略〕 （秘密保持等） 第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 〔略〕 （区分） 第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	(1)～(5) 〔略〕 (6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u> (7)～(11) 〔略〕 （秘密保持等） 第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 〔略〕 （区分） 第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

新（改正後）	旧（現 行）
（職員） 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</u> 2・3 〔略〕 （準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 （電磁的記録） 第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員は、</u>	（職員） 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）</u>）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 〔略〕 （準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。</u> （電磁的記録） 第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これら

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	に類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

枚方市公衆便所条例の一部改正について

次のとおり枚方市公衆便所条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 西口公衆便所を廃止するため。

枚方市公衆便所条例の一部を改正する条例

枚方市公衆便所条例（昭和39年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 名称 枚方公園駅前公衆便所
- (2) 位置 枚方市伊加賀北町5番11号

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 54 号参考資料
枚方市公衆便所条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
第2条 公衆便所の名称及び位置は次のとおりとする。 (1) 名称 <u>枚方公園駅前公衆便所</u> (2) 位置 <u>枚方市伊加賀北町5番11号</u>	第2条 公衆便所の名称及び位置は次のとおりとする。 (1) 名称 <u>西口公衆便所</u> 位置 <u>枚方市桜町2番23号</u> (2) 名称 <u>枚方公園駅前公衆便所</u> 位置 <u>枚方市伊加賀北町5番11号</u>

枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同表2の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同項の表備考中「第1条の2第1項第1号」を「第1条の8第1項第1号」に改め、別表第2の3の項中「第5条の4」を「第5条の14」に、「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改める。

別表第4中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
別表第2（第2条関係） マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この表において「法」という。）関係事務 1 法第5条の14の認定（法第5条の16第1項の認定の更新を含む。3の項において同じ。）の申請に対する審査 申請1件につき、6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の8第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が2以上の場合は、6,400円に1を超える長期修繕計画の数に3,100円を乗じて得た額を加算した額） 2 法第5条の17第1項の変更の認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 この表において「規約」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の8第1項第1号の規約をいう。 3 法第5条の14の認定又は法第5条の17第1項の変更の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき、980円 別表第4（第2条関係） マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係事	別表第2（第2条関係） マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この表において「法」という。）関係事務 1 法第5条の4の認定（法第5条の6第1項の認定の更新を含む。3の項において同じ。）の申請に対する審査 申請1件につき、6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が2以上の場合は、6,400円に1を超える長期修繕計画の数に3,100円を乗じて得た額を加算した額） 2 法第5条の7第1項の変更の認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 表 [略] 備考 この表において「規約」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。 3 法第5条の4の認定又は法第5条の7第1項の変更の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき、980円 別表第4（第2条関係） マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
務 1 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定</u>による容積率等の特例の許可の申請に対する審査 申請1件につき、160,000円	事務 1 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定</u>による容積率の特例の許可の申請に対する審査 申請1件につき、160,000円

枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 建築基準法施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正する条例

枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表56の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号参考資料
枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
別表（第 6 条、第 7 条関係）			別表（第 6 条、第 7 条関係）		
項	事 務 の 区 分	金 額	項	事 務 の 区 分	金 額
56	政令第137条の12第11項又は第12項の規定に基づく認定の申請に対する審査	[略]	56	政令第137条の12第 6 項又は第 7 項の規定に基づく認定の申請に対する審査	[略]
57	[略]	[略]	57	[略]	[略]
58	[略]	[略]	58	[略]	[略]
備考 [略] 付表 1 ～付表11 [略]			備考 [略] 付表 1 ～付表11 [略]		

枚方市都市公園条例の一部改正について

次のとおり枚方市都市公園条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 有料施設の利用料金の上限額を改定するため。

枚方市都市公園条例の一部を改正する条例

枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表王仁公園の部プールの款遊泳の項中「900円」を「1,200円」に、「450円」を「600円」に改め、同款遊泳以外の項中「5,400円」を「7,200円」に改め、同部運動広場の款運動の項中「1,500円」を「2,500円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同款運動以外の項中「3,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同表香里ヶ丘中央公園の部運動広場の款運動の項中「1,500円」を「2,500円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同款運動以外の項中「3,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同表中の池公園の部運動広場の款運動の項中「1,500円」を「2,500円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同款運動以外の項中「3,000円」を「5,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同表東部公園の部野球場の款野球又はソフトボールの項中「3,000円」を「4,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に、「1,500円」を「2,000円」に改め、同款野球又はソフトボール以外の項中「6,000円」を「8,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第5の規定は、令和8年10月1日以後の有料施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の有料施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 指定管理者は、改正後の別表第5に定める金額に基づき利用料金の額を変更するときは、この条例の施行の日前においても、改正後の第23条の3第5項の規定の例により、市長の承認を受けることができる。この場合において、市長が承認を行ったときは、同条第7項の規定の例により、その旨を公示するものとする。

議案第 57 号参考資料

枚方市都市公園条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
別表第 5（第23条の 3 関係） 有料施設を使用する場合の利用料金の上限						別表第 5（第23条の 3 関係） 有料施設を使用する場合の利用料金の上限					
1 施設						1 施設					
区		分		単 位	金 額	区		分		単 位	金 額
王 仁 公 園	プール	遊 泳	大人 1 人	1 日	<u>1,200円</u>	王 仁 公 園	プール	遊 泳	大人 1 人	1 日	<u>900円</u>
			小人 1 人		<u>600円</u>				小人 1 人		<u>450円</u>
		遊泳以外		4 時 間	<u>7,200円</u>			遊泳以外		4 時 間	<u>5,400円</u>
	運動広場	運 動		2 時 間	<u>2,500円</u> (5,000円)	運動広場	運 動		2 時 間	<u>1,500円</u> (3,000円)	
		運動以外		2 時 間	<u>5,000円</u> (10,000円)		運動以外		2 時 間	<u>3,000円</u> (6,000円)	
	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]		[略]		[略]
[略]		[略]		[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
香里ヶ丘 中央公園	運動広場	運 動		2 時 間	<u>2,500円</u> (5,000円)	香里ヶ丘 中央公園	運動広場	運 動		2 時 間	<u>1,500円</u> (3,000円)
		運動以外		2 時 間	<u>5,000円</u> (10,000円)			運動以外		2 時 間	<u>3,000円</u> (6,000円)

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）						
中の池公園	運動広場	運 動	2 時 間	<u>2,500円</u> (5,000円)	中の池公園	運動広場	運 動	2 時 間	<u>1,500円</u> (3,000円)		
		運動以外	2 時 間	<u>5,000円</u> (10,000円)			運動以外	2 時 間	<u>3,000円</u> (6,000円)		
	[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]		
東部公園	野 球 場	野球又はソフトボール	2 時 間 (規則で定める時間帯を除く。)	<u>4,000円</u> (8,000円)	東部公園	野 球 場	野球又はソフトボール	2 時 間 (規則で定める時間帯を除く。)	<u>3,000円</u> (6,000円)		
			1 時 間 (規則で定める時間帯に限る。)	<u>2,000円</u> (4,000円)				1 時 間 (規則で定める時間帯に限る。)	<u>1,500円</u> (3,000円)		
		野球又はソフトボール	2 時 間 (規則で定める時間帯を除く。)	<u>8,000円</u> (16,000円)			野球又はソフトボール	2 時 間 (規則で定める時間帯を除く。)	<u>6,000円</u> (12,000円)		
			1 時 間 (規則で定める時間帯に限る。)	<u>4,000円</u> (8,000円)				1 時 間 (規則で定める時間帯に限る。)	<u>3,000円</u> (6,000円)		
		[略]		[略]			[略]	[略]		[略]	[略]
		鏡伝池緑地		[略]			[略]	鏡伝池緑地		[略]	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
備考 [略]	備考 [略]

枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 自転車等の利用者等から徴収する自転車等の放置に対する措置に係る費用の額を見直すため。

枚方市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

枚方市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年枚方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「自転車」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「2,000円」を「4,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「8,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自転車（原動機を用いるものに限る。） 1台につき6,000円

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に移送し、保管した自転車等について適用し、同日前に移送し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
（費用の徴収） 第13条 〔略〕 2 前項の規定により徴収する費用の額は、次のとおりとする。 (1) 自転車（<u>次号に掲げるものを除く。</u>） 1台につき<u>4,000円</u> (2) 自転車（<u>原動機を用いるものに限る。</u>） 1台につき<u>6,000円</u> (3) 原動機付自転車 1台につき<u>8,000円</u> 3 〔略〕	（費用の徴収） 第13条 〔略〕 2 前項の規定により徴収する費用の額は、次のとおりとする。 (1) 自転車 1台につき<u>2,000円</u> (2) 原動機付自転車 1台につき<u>3,000円</u> 3 〔略〕

枚方市自転車駐車場条例の一部改正について

次のとおり枚方市自転車駐車場条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 使用料の額を改定するため。

枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

枚方市自転車駐車場条例（昭和61年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

100円	1,800円 (1,500円)
	1,000円
200円	3,000円 (2,500円)
300円	4,000円 (3,500円)
	5,000円 (4,500円)

を

」

「

150円	2,200円 (1,900円)
	1,200円
300円	3,400円 (2,900円)
450円	4,400円 (3,900円)
	5,400円 (4,900円)

に改める。

」

附 則

- この条例は、令和8年9月20日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
別表第 2（第10条関係）				別表第 2（第10条関係）			
区 分		金 額		区 分		金 額	
		一時使用（1回）	定期使用（1月）			一時使用（1回）	定期使用（1月）
自転車	一 般	150円	2,200円 (1,900円)	自転車	一 般	100円	1,800円 (1,500円)
	学生等		1,200円		学生等		1,000円
原動機付自転車		300円	3,400円 (2,900円)	原動機付自転車		200円	3,000円 (2,500円)
普通自動二輪車		450円	4,400円 (3,900円)	普通自動二輪車		300円	4,000円 (3,500円)
大型自動二輪車			5,400円 (4,900円)	大型自動二輪車			5,000円 (4,500円)
備考 [略]				備考 [略]			

枚方市自動車駐車場条例の一部改正について

次のとおり枚方市自動車駐車場条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 使用料の額を改定するため。
- 2 前払駐車券の発行を終了するため。

枚方市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

枚方市自動車駐車場条例（平成3年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項を削る。

別表普通自動車の項中「30分」を「20分」に、「15,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「15,000円」に改め、同表自動二輪車の項中「300円」を「450円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「5,000円」を「5,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年9月20日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
(使用料の額等) 第 8 条 [略]				(使用料の額等) 第 8 条 [略] <u>2 市長は、使用者の利便を図るため必要があると認めるときは、使用料の納付につき、前払駐車券（前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）第 2 条第 1 項に規定する前払式証票をいう。以下同じ。）を発行することができる。</u> <u>3 市長は、前項の規定により前払駐車券を発行するときは、当該前払駐車券に表示された額の 1 割を超えない範囲内の額を減額することができる。</u>			
別表（第 8 条関係）				別表（第 8 条関係）			
自動車の区分	使用の区分	使 用 料 の 額		自動車の区分	使用の区分	使 用 料 の 額	
普通自動車	一時使用	昼間	<u>20分</u> までごとに100円（ただし、 <u>20分</u> までごとに100円を加えた額が1,400円を超える場合にあっては、1,400円）	普通自動車	一時使用	昼間	<u>30分</u> までごとに100円（ただし、 <u>30分</u> までごとに100円を加えた額が1,400円を超える場合にあっては、1,400円）
		[略]	[略]			[略]	[略]
	定期使用	全日	1 月につき <u>20,000円</u>		定期使用	全日	1 月につき <u>15,000円</u>
		平日	1 月につき <u>15,000円</u>			平日	1 月につき <u>10,000円</u>
自動二輪車	一時使用	1 日 1 回につき <u>450円</u>		自動二輪車	一時使用	1 日 1 回につき <u>300円</u>	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
	定期使用	1 月につき <u>4,400円</u> （大型のものにあつては、 <u>5,400円</u> ）		定期使用	1 月につき <u>4,000円</u> （大型のものにあつては、 <u>5,000円</u> ）
備考 [略]			備考 [略]		

議案第61号

ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業請負変更契約締結について

次のとおりひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆

2. 受注者 枚方市長尾家具町4丁目23番地の19
株式会社橘電気工事
代表取締役社長 橘 充 紘

大阪市淀川区西中島7丁目1番20号 第1スエヒロビル7階
株式会社エネ・グリーン 大阪支社
支社長 桑 野 雄 企

3. 工 事 名 ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

4. 施 工 場 所 枚方市磯島北町37番1号 他

5. 変 更 内 容

契 約 金 額	
変 更 前	金 412,500,000円
変 更 後	金 435,346,450円

工事概要書（変更）

1. 工 事 名 ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業

2. 施工場所 枚方市磯島北町37番1号 他

3. 契約金額

変更前	金	412,500,000円
変更後	金	435,346,450円
増 額	金	22,846,450円

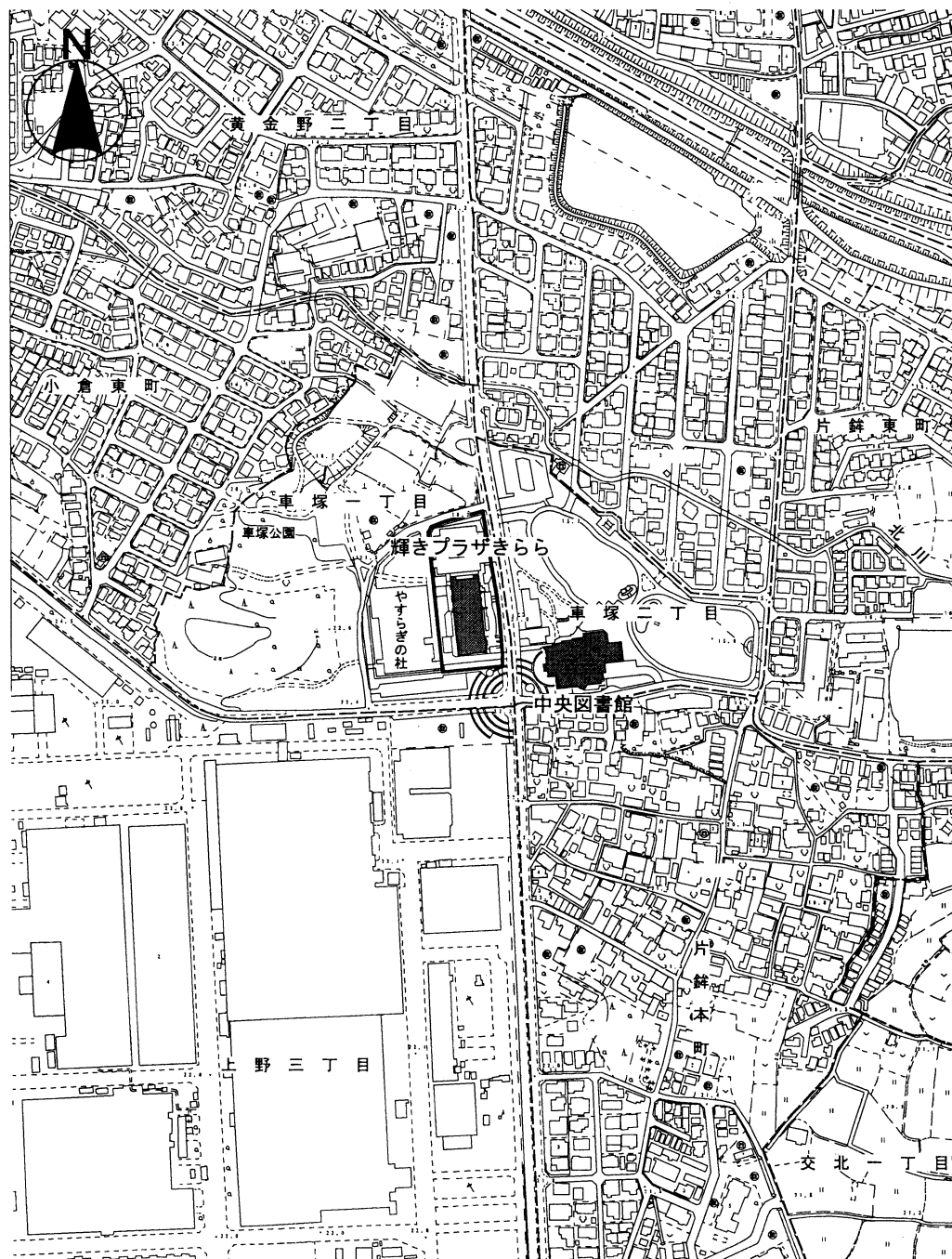
4. 工期・履行期間 令和7年3月6日から令和10年3月31日まで

5. 工事等概要 枚方市役所CO₂削減プランに基づき、本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量を、令和12年度までに平成25年度比で51%以上削減していくための取組の一部として、照明設備につき、未改修施設のLED化を行うものです。

6. 変更理由 公募型プロポーザル方式により選定した事業者から、輝きプラザきらら及び中央図書館について、LED化する照明器具の追加による省エネルギー化の向上に資する設計図書の変更の提案を受け、本事業の目的に合致すると判断して設計図書を変更するため、契約金額を変更するものです。

事業場所位置図

事業件名 ひらかたゼロカーボン推進事業における市有施設照明設備改良事業



輝きプラザきらら：枚方市車塚1丁目1番1号

中央図書館：枚方市車塚2丁目1番1号

議案第62号

枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負変更契約締結について

次のとおり枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 寝屋川市大成町1番1号
前田組・浦辺設計共同企業体
代表者 株式会社前田組
代表取締役 前田 浩輝
3. 工事名 枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）
4. 施工場所 枚方市御殿山南町2番2号
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 3,966,611,000円
変 更 後	金 4,097,113,900円

工事概要書（変更）

1. 工 事 名 枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）

2. 施工場所 枚方市御殿山南町2番2号

3. 契約金額

変更前	金 3, 9 6 6, 6 1 1, 0 0 0 円
変更後	金 4, 0 9 7, 1 1 3, 9 0 0 円
増 額	金 1 3 0, 5 0 2, 9 0 0 円

4. 工 期 令和4年6月10日から令和8年7月15日まで

5. 工事概要

- ・ 禁野小学校新設工事（延べ床面積：約8, 000㎡）
上記に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式
- ・ 高陵小学校解体工事（延べ床面積：6, 166㎡）
上記に伴う建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式
- ・ 禁野小学校設計業務
上記に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事における基本設計及び実施設計

6. 変更理由 法面において、排水施設等の破損があり、適正な維持管理を図るため、排水施設等の改修が必要になったこと、受注者から工期内の急激なインフレーションを理由とする契約金額の変更の請求があり、契約金額が著しく不適當となったと認められること等から、契約金額を変更するものです。

施行・工事場所位置図

件名 枚方市立禁野小学校整備事業（設計・施工一括発注）



枚方市御殿山南町 2 番 2 号

議案第 63 号

枚方市立総合福祉会館の指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立総合福祉会館の指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和7年（2025年）11月28日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 施設の名称 | 枚方市立総合福祉会館 |
| 2. 団体の名称 | L I N Kひらかた共同事業体
(代表団体) 社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 |
| 3. 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 |

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称		枚方市立総合福祉会館				
指定候補者として 選定された団体		LINKひらかた共同事業体	指定期間		令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	
選定委員会への 諮問日		令和7年7月3日	選定委員会からの 答申日		令和7年9月25日	
選定の概要		枚方市立総合福祉会館の指定候補者を選定するため「枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会」に諮問した。 募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和7年8月4日から9月2日までの間、公募を行った。申請団体は1団体であった。 【選定委員会での審査概要】 同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。 その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。 (評価方法) 評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は60点満点、指定管理料の額は40点満点とし、これらの合計100点満点で評価を行った。 (選定委員会での主な意見と結果) 代表団体は、開設以来約30年にわたり本施設の運営に携わっており、施設の特徴や内実を熟知するだけでなく、福祉・地域活動に関する強みを活かし、関係機関とのネットワークを築き上げるなど、高い信頼性を有している。構成団体についても、ビルメンテナンスや健康増進施設運営のエキスパートであり、豊富な経験と実績を有する優れた専門家集団を形成している。3団体がそれぞれの特徴とノウハウを活かすことのできるバランスの良い共同事業体であり、各団体の財務状況も安定しているため、指定管理者として相応しいと言えることから、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。 上記、選定委員会の答申に基づき、同年10月29日に指定候補者を選定した。				
提案指定管理料の上限額		885,398,000 円	調査基準価格		752,588,300 円	
申請団体		提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 60点満点	提案された指定管理料の額 (B) 40点満点	総合評価点 (A)+(B) 100点満点	順位
①	LINKひらかた共同事業体	885,398,000 円	48.10 点	20.00 点	68.10 点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

◆評価結果【枚方市立総合福祉会館】

事業計画に関する内容審査 配点60点

要求事項		配点	申請団体1 LINKひらかた共同事業体
			得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項		9	7.80
①団体の経営方針		5	4.00
②指定管理者の指定を申請した理由		2	1.80
③経営の継続性・安定性		2	2.00
2. 施設の経営方針に関する事項		26	19.60
①施設の現状に対する考え方及び将来展望		6	4.80
②施設運営に 関する計画	(ア)施設運営全般に関する提案	8	5.20
	(イ)事業実施・改善に関する提案	12	9.60
3. 施設の管理に関する事項		10	7.70
①施設の管理全般に関する提案		8	6.40
②環境への配慮に関する提案		2	1.30
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項		5	5.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項		5	5.00
5. 緊急時における対策に関する事項		5	4.00
緊急時における対策に関する事項		5	4.00
6. その他		5	4.00
その他		5	4.00
得点合計(A) (60点満点)		60	48.10

指定管理料の額 配点40点

項 目	申請団体1 LINKひらかた共同事業体
提案された指定管理料(単位:円)	885,398,000
指定管理料の得点(B) (40点満点) 【配点(40点)×{基礎係数0.5+加算係数{0.5×(上限額-提案額)÷(上限額-調査基準価格)}}】	20.00

○総合評価点

項 目	申請団体1 LINKひらかた共同事業体
総合評価点(A+B)	68.10
順位	1

○評価内容

＜申請団体1＞ LINKひらかた共同事業体

代表団体は、開設以来約30年にわたり本施設の運営に携わっており、施設の特徴や内実を熟知するだけでなく、福祉・地域活動に関する強みを活かし、関係機関とのネットワークを築き上げるなど、高い信頼性を有している。構成団体についても、ビルメンテナンスや健康増進施設運営のエキスパートであり、豊富な経験と実績を有する優れた専門家集団を形成している。3団体がそれぞれの特徴とノウハウを活かすことのできるバランスの良い共同事業体であり、各団体の財務状況も安定しているため、指定管理者として相応しいと言える。

今後については、今回、スポーツ・アミューズメント施設の管理運営経験を有する構成団体を新たに迎え入れたことから、水泳教室をはじめとする各種イベント等や自主事業に関し、これまでになかった斬新な企画を立ち上げるなどの拡充がなされるとともに、出会い・交流の場として温水プールが活用されるような事業展開も期待したい。

また、高齢者や障害者等のそれぞれの独自のネットワークを調査し、多様な媒体を通して効果的に広報を行うための新たな戦略を検討し実施するほか、市民ニーズの把握や様々な特色を有する近隣の大学や団体等との連携により、地域一丸となって、他にはない「新しい学び、つながり、生きがいづくり」に資する事業を創出し、本施設が「市民の集いの拠点」となるよう取り組まれない。

なお、指定管理料については上限額と同額で提案されており、今後、経費縮減も図りながら利用者の満足度と安全性を維持した事業が行われることを期待する。

事業計画に関する確認事項一覧（枚方市立総合福祉会館）

要求事項		確認事項
1.申請団体の経営方針等に関する事項		
①団体の経営方針		1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている
		2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業・休暇制度が確保されている
		3. 労働安全衛生法に基づき定期健康診断を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組が実施されている
		4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている（申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている）
		5. 高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの定年引上げや継続雇用など、高年齢者雇用確保措置を講じている
		6. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している
		7. ハラスメントの相談窓口が設置されている。また、ハラスメントを防止するための対策が講じられている
②指定管理者の指定を申請した理由		8. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている
③経営の継続性・安定性		9. 国税、市税（市内に事業所を有する者）に係る徴収金を完納している
		10. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる
		11. 申請時において、公の施設の管理運営事業の実績があるか。ただし、延床面積が4,709㎡（本施設の延床面積の5割程度）以上の施設とする
2.施設の経営方針に関する事項		
①施設の現状に対する考え方及び将来展望		12. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている
②施設運営に関する提案	(ア)施設運営全般に関する提案	13. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されている
		14. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている
		15. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている
		16. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている
		17. 業務に従事する者の教育研修方針が提案されている
		18. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修（ハラスメント研修を含む）について、提案されている
	(イ)事業実施・改善に関する提案	19. 施設の利用の向上に関する計画が提案されている
		20. 利用者に対する接遇対応向上について提案されている
		21. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている
		22. 会館福祉事業に関して、施設の設置目的に合致した講座等の提案がされている
		23. 水泳教室開催事業に関して、障害者（児）または高齢者等に配慮した提案がされている

要求事項	確認事項
3.施設の管理に関する事項	
①施設の管理全般に関する提案	24. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている
	25. 適正な人員配置が提案されている
	26. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている
	27. 備品管理にあたり、管理簿の整備及び責任所在について提案されている
②環境への配慮に関する提案	28. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている
	29. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取組が提案されている
4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	
	30. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている
	31. 個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている
5.緊急時における対策に関する事項	
	32. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている
	33. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている
	34. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている
6.その他	
	35. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組について提案されている
	36. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている

指定候補者選定の経過

令和 7年 7月 3 日
(2025 年)

枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会への諮問
第 1 回指定管理者選定委員会開催
管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、
指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法につ
いて審議

令和 7年 9月 25 日
(2025 年)

第 2 回指定管理者選定委員会開催
申請状況等の報告
事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
指定候補者についての審議
枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会からの答申

令和 7年 10月 29 日
(2025 年)

指定候補者の選定

枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会の構成（委員名は選出区分ごとに五十音順）

	氏 名（所属）	選出区分
会 長	明石 成司（弁護士）	学識経験のある者
副会長	中川 恵子（税理士）	
委 員	安藤 幸（関西学院大学人間福祉学部准教授）	専門的知識を有する者
委 員	三木 恵美（関西医科大学リハビリテーション学 部准教授）	
委 員	安田 誠人（花園大学社会福祉学部教授）	

市道の廃止について

次の路線を廃止するにつき、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

（廃止 - 1）

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	養父丘第 9 号線	養父丘 2 丁目 775- 3 番地先	養父丘 2 丁目 775-42 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 1）のとおり

提案理由： 養父丘 2 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

（廃止 - 2）

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	家具町第 20 号線	長尾家具町 2 丁目 5- 1 番地先	長尾家具町 2 丁目 6- 3 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 2）のとおり

提案理由： 長尾家具町 2 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	田口第 20 号線	田口 1 丁目 397-12 番地先	田口 1 丁目 391-15 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 3）のとおり

提案理由： 田口 1 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾元町第 91 号線	長尾元町 5 丁目 3791-22 番地先	長尾元町 5 丁目 3795-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 4）のとおり

提案理由： 長尾元町 5 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 5)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	堂山第 5 号線	堂山 2 丁目 1740-1 番地先	堂山 2 丁目 1704-18 番地先	-
②	堂山第 10 号線	堂山 3 丁目 1378-8 番地先	堂山 3 丁目 1355-20 番地先	-
③	堂山第 24 号線	堂山 3 丁目 1387-1 番地先	堂山 3 丁目 1385-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 5）のとおり

提案理由： 堂山 2 丁目、堂山 3 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 6)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	山之上 95 号線	山之上 1 丁目 1199-1 番地先	山之上 1 丁目 1394-6 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 6）のとおり

提案理由： 山之上 1 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

(廃止 - 7)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	高田 13 号線	高田 1 丁目 1496-1 番地先	高田 1 丁目 1481 番地先	-
②	高田 14 号線	高田 1 丁目 1493-1 番地先	高田 1 丁目 1478 番地先	-

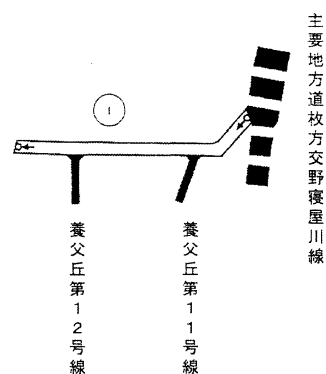
参考図面： 別添図面（廃止 - 7）のとおり

提案理由： 高田 1 丁目地区において、開発行為により既存の認定路線を廃止するため。

廃止 - 1

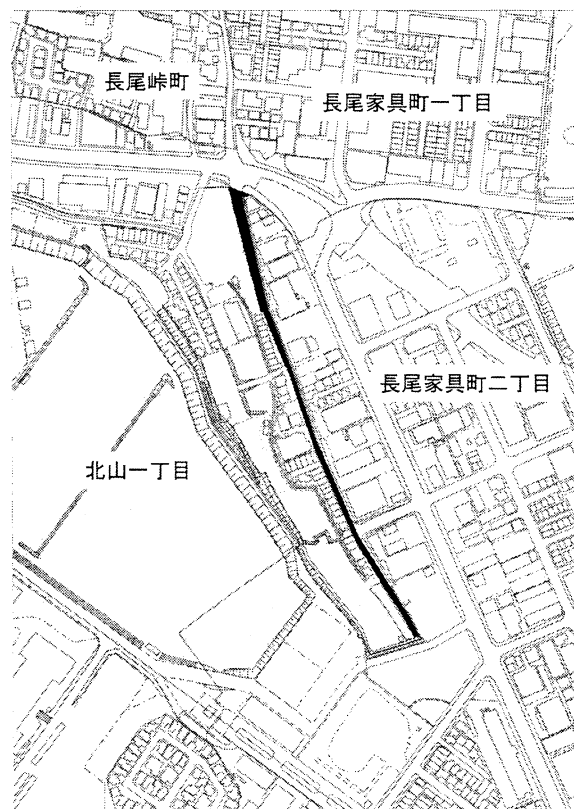


今回廃止予定路線

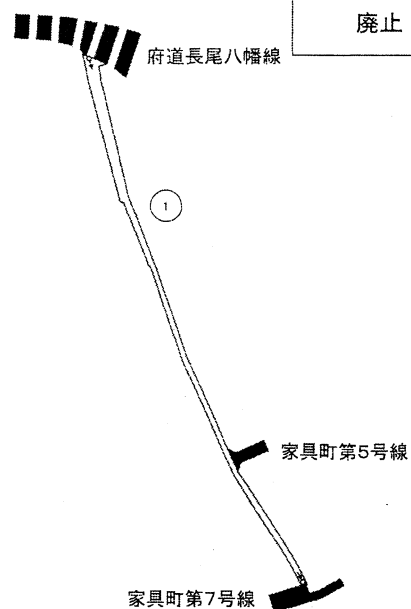


市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

廃止 - 2



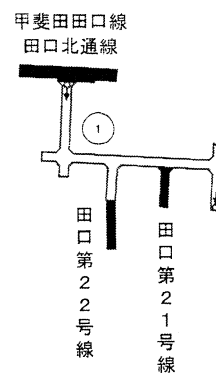
今回廃止予定路線



市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



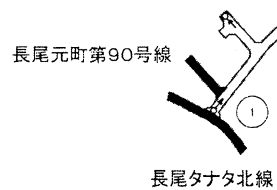
—— 今回廃止予定路線



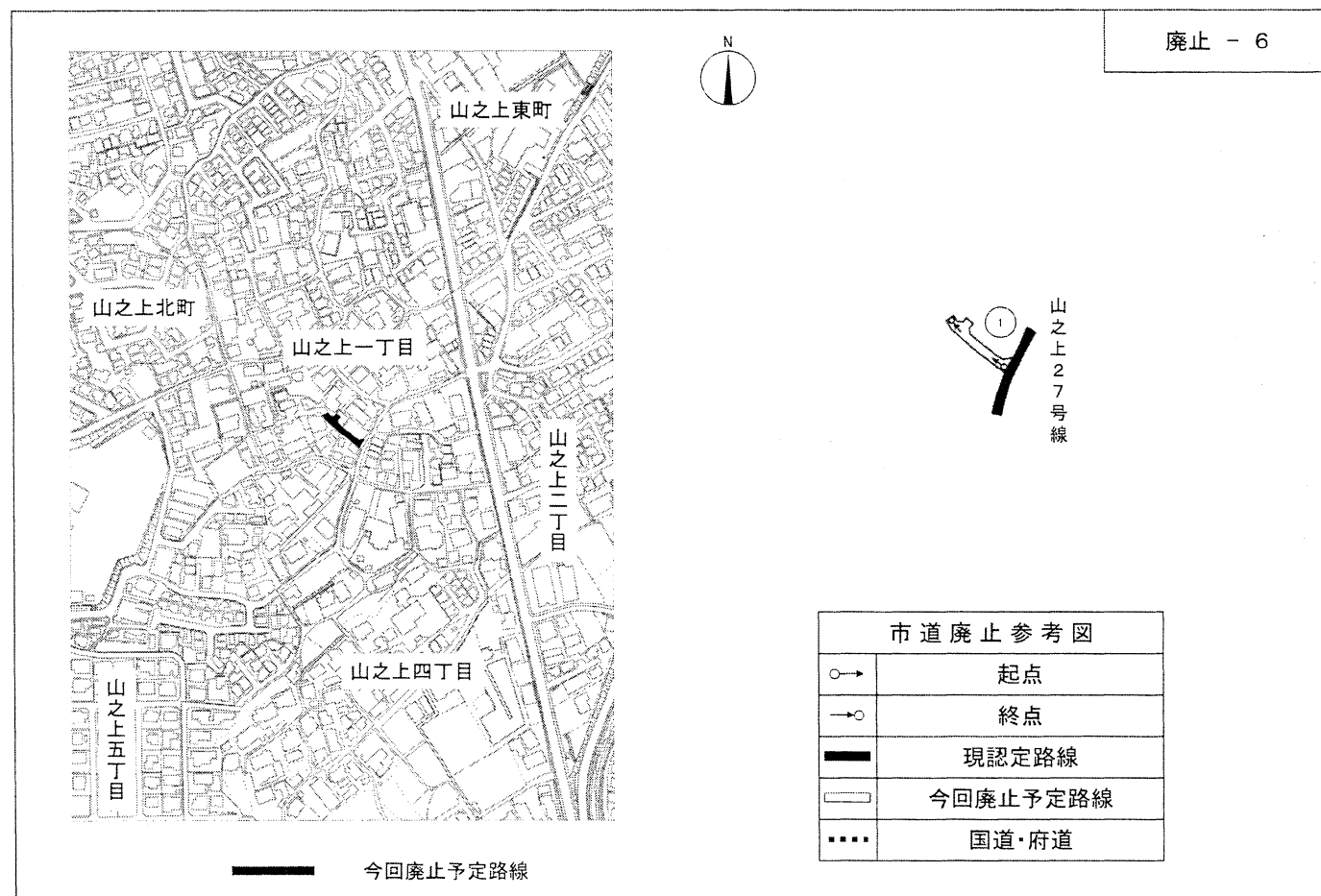
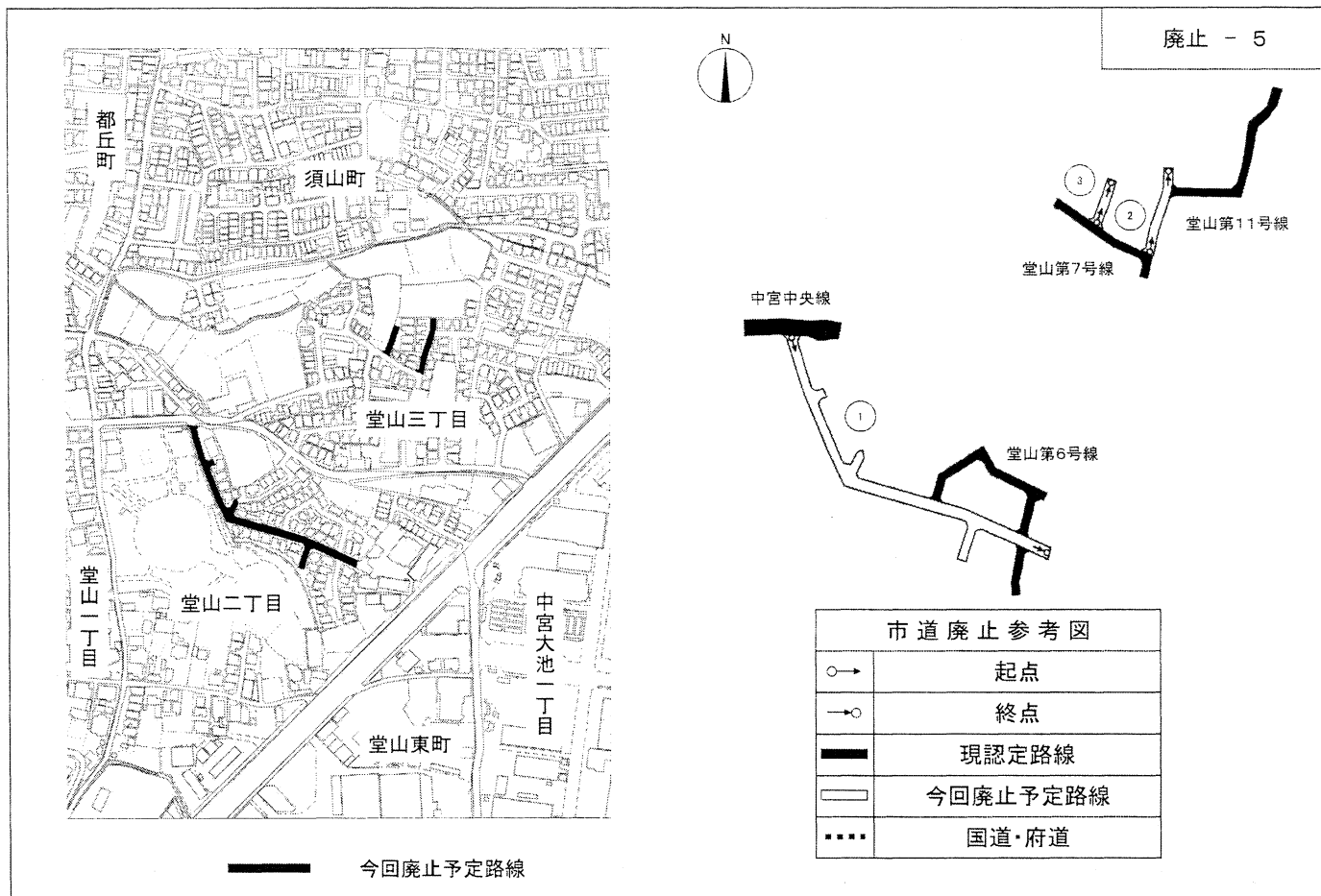
市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

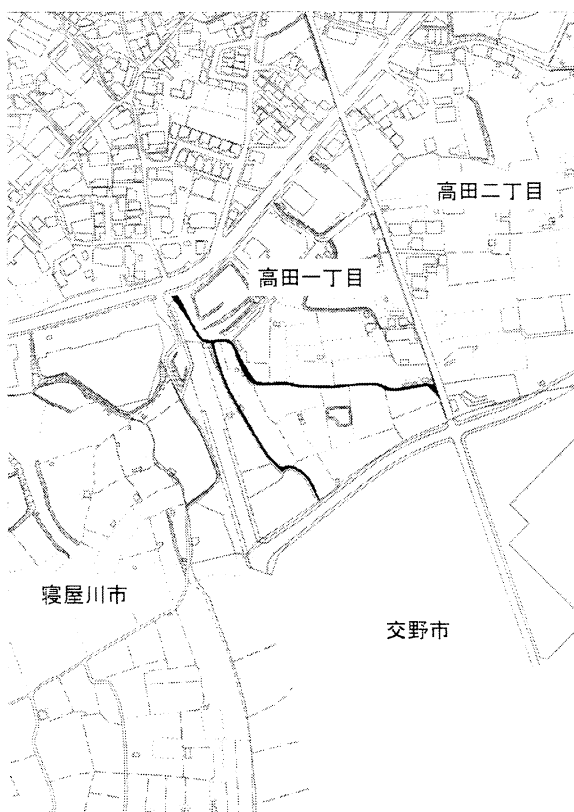


—— 今回廃止予定路線

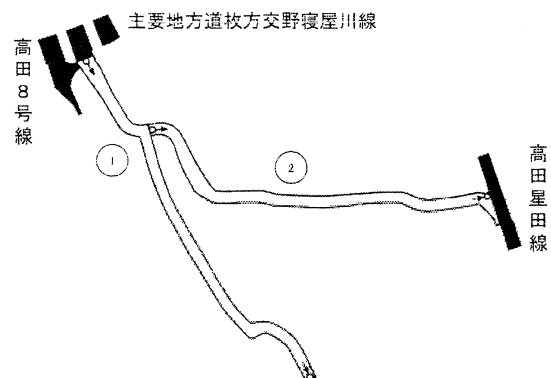


市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道





—— 今回廃止予定路線



市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

市道の認定について

次の路線を認定するにつき、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

（認定 - 1）

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	町楠葉第 9 号線	町楠葉 2 丁目 3319- 1 番地先	町楠葉 2 丁目 3319- 7 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 1）のとおり

提案理由： 町楠葉 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

（認定 - 2）

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	牧野本町第 5 号線	牧野本町 1 丁目 209- 5 番地先	牧野本町 1 丁目 209- 8 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 2）のとおり

提案理由： 牧野本町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	養父丘第 9 号線	養父丘 2 丁目 2146-2 番地先	養父丘 2 丁目 759-34 番地先	-
②	養父丘第 36 号線	養父丘 2 丁目 2116-16 番地先	養父丘 2 丁目 609 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 3）のとおり

提案理由： 養父丘 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	招提元町第 33 号線	招提元町 4 丁目 1672-6 番地先	招提元町 4 丁目 1672-7 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 4）のとおり

提案理由： 招提元町 4 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 5)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	高野道第 35 号線	高野道 2 丁目 3360-420 番地先	高野道 2 丁目 3360-422 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 5）のとおり

提案理由： 高野道 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 6)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	家具町第 20 号線	長尾家具町 2 丁目 5-1 番地先	長尾家具町 2 丁目 2217-7 番地先	-
②	家具町第 47 号線	長尾家具町 1 丁目 6-1 番地先	長尾家具町 2 丁目 2209-9 番地先	-
③	家具町第 48 号線	長尾家具町 2 丁目 2211-7 番地先	長尾家具町 2 丁目 2212-20 番地先	-
④	家具町第 49 号線	長尾家具町 2 丁目 2216-3 番地先	長尾家具町 2 丁目 2217-22 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 6）のとおり

提案理由： 長尾家具町 1 丁目地区、長尾家具町 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 7)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	招提大谷第 63 号線	招提大谷 2 丁目 100-19 番地先	招提大谷 2 丁目 100-24 番地先	-
②	招提大谷第 64 号線	招提大谷 2 丁目 100-14 番地先	招提大谷 2 丁目 100-17 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 7）のとおり

提案理由： 招提大谷 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 8)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾荒阪北町線	長尾荒阪 2 丁目 3610-1 番地先	長尾北町 3 丁目 1923-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 8）のとおり

提案理由： 長尾荒阪 2 丁目、長尾北町 3 丁目地区において、大阪府より移管及び引継ぎを受けるため。

(認定 - 9)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	田口第 20 号線	田口 1 丁目 397-12 番地先	田口 1 丁目 391-16 番地先	-
②	甲斐田第 23 号線	甲斐田町 426- 1 番地先	甲斐田町 426-10 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 9）のとおり

提案理由： 田口 1 丁目地区、甲斐田町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 10)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾元町第 96 号線	長尾元町 1 丁目 345-1 番地先	長尾元町 1 丁目 163-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 10）のとおり

提案理由： 長尾元町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 11)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾元町第 91 号線	長尾元町 5 丁目 3799- 1 番地先	長尾元町 5 丁目 3794- 1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 11）のとおり

提案理由： 長尾元町 5 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 12)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾東町第 54 号線	長尾東町 2 丁目 4482-43 番地先	長尾東町 2 丁目 4482-44 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 12）のとおり

提案理由： 長尾東町 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 13)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	堂山第5号線	堂山2丁目 1740-1番地先	堂山2丁目 1705-2番地先	-
②	堂山第10号線	堂山3丁目 1353-29番地先	堂山3丁目 1378-8番地先	-
③	堂山第24号線	堂山3丁目 1353-18番地先	堂山3丁目 1327-43番地先	-
④	堂山第25号線	堂山2丁目 1695-17番地先	堂山2丁目 1695-22番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 13）のとおり

提案理由： 堂山2丁目、堂山3丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 14)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	中宮第17号線	中宮大池2丁目 2528-3番地先	中宮大池2丁目 2410-1番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 14）のとおり

提案理由： 中宮大池2丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 15)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	藤阪中町第13号線	藤阪元町3丁目 1645-15番地先	藤阪中町 1679-2番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 15）のとおり

提案理由： 藤阪元町3丁目、藤阪中町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 16)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	藤阪東町第 45 号線	藤阪東町 1 丁目 2170-24 番地先	藤阪東町 1 丁目 2895-15 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 16）のとおり

提案理由： 藤阪東町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 17)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾台第 11 号線	長尾台 3 丁目 831-11 番地先	長尾台 3 丁目 831-6 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 17）のとおり

提案理由： 長尾台 3 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 18)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾台第 12 号線	長尾台 4 丁目 4870-3 番地先	長尾台 4 丁目 4871-4 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 18）のとおり

提案理由： 長尾台 4 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 19)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	伊加賀西 62 号線	伊加賀西町 856-5 番地先	伊加賀西町 856-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 19）のとおり

提案理由： 伊加賀西町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 20)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	星丘第 47 号線	星丘 3 丁目 456-5 番地先	星丘 3 丁目 456-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 20）のとおり

提案理由： 星丘 3 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 21)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	春日東町第 6 号線	春日東町 2 丁目 362-2 番地先	春日東町 2 丁目 362-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 21）のとおり

提案理由： 春日東町 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 22)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	津田北町第 7 号線	津田北町 1 丁目 3156-3 番地先	津田北町 1 丁目 3183-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 22）のとおり

提案理由： 津田北町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 23)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	津田第 38 号線	津田元町 1 丁目 56-2 番地先	津田元町 1 丁目 51-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 23）のとおり

提案理由： 津田元町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 24)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	山之上 95 号線	山之上 1 丁目 1199-1 番地先	山之上 1 丁目 1387-6 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 24）のとおり

提案理由： 山之上 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 25)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	穂谷第 11 号線	大字穂谷 2209-1 番地先	大字穂谷 2217-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 25）のとおり

提案理由： 大字穂谷地区において、京田辺市から本市に移管するため。

(認定 - 26)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	御殿山小倉線	上野 2 丁目 880-5 番地先	上野 2 丁目 1-2 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 26）のとおり

提案理由： 上野 2 丁目地区において、本市の道路整備事業を進めるため。



今回認定予定路線



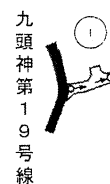
楠葉第1号線

市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



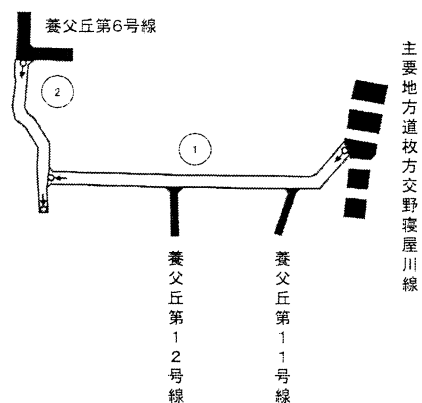
九頭神第19号線

市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

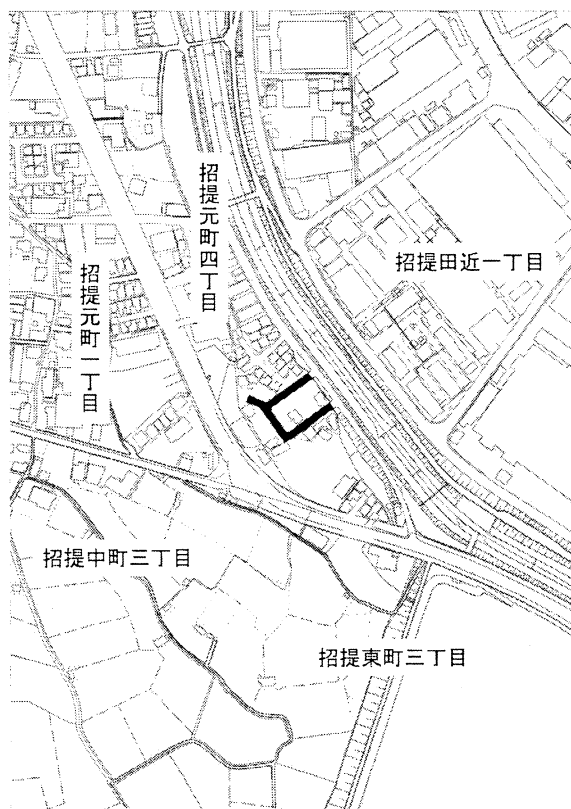


今回認定予定路線

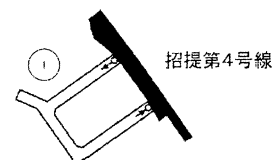


市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
----	国道・府道



今回認定予定路線

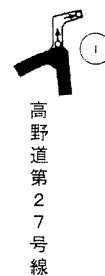


市道認定参考図

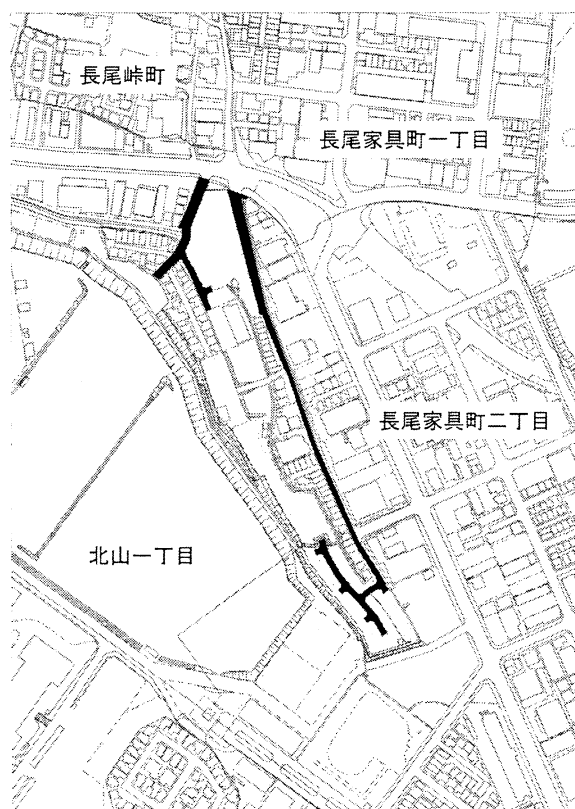
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
----	国道・府道



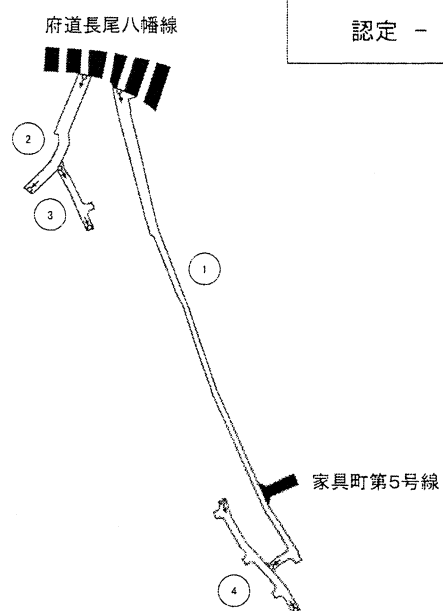
—— 今回認定予定路線



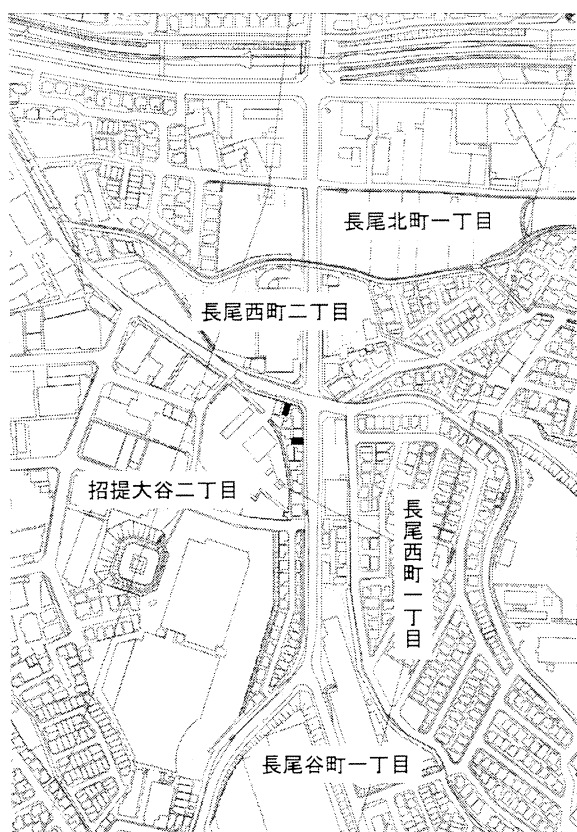
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



—— 今回認定予定路線



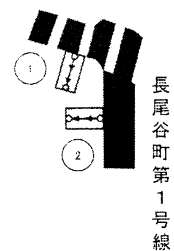
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



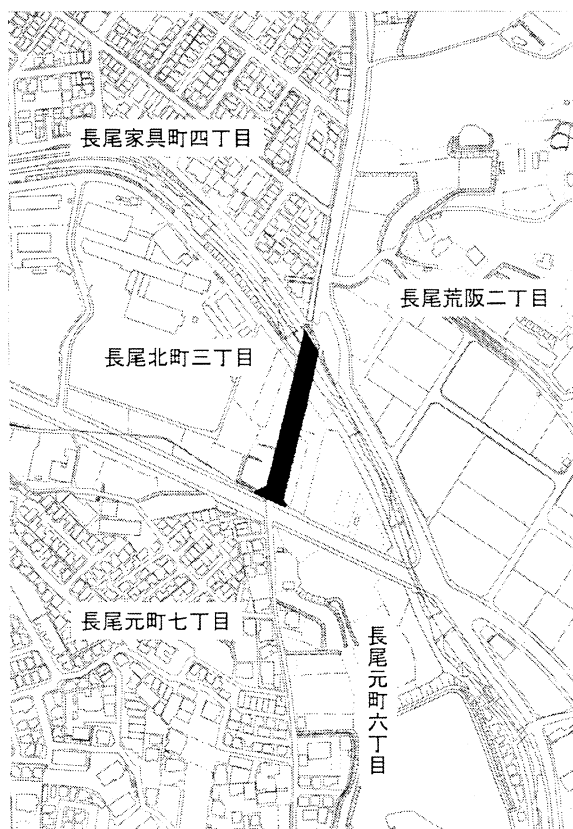
今回認定予定路線



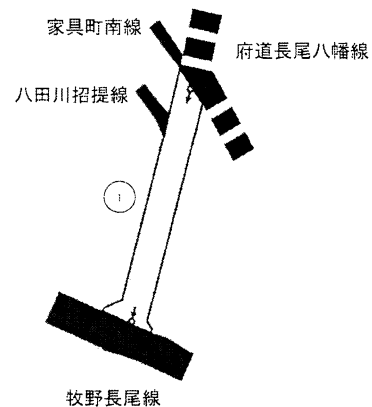
主要地方道枚方高槻線



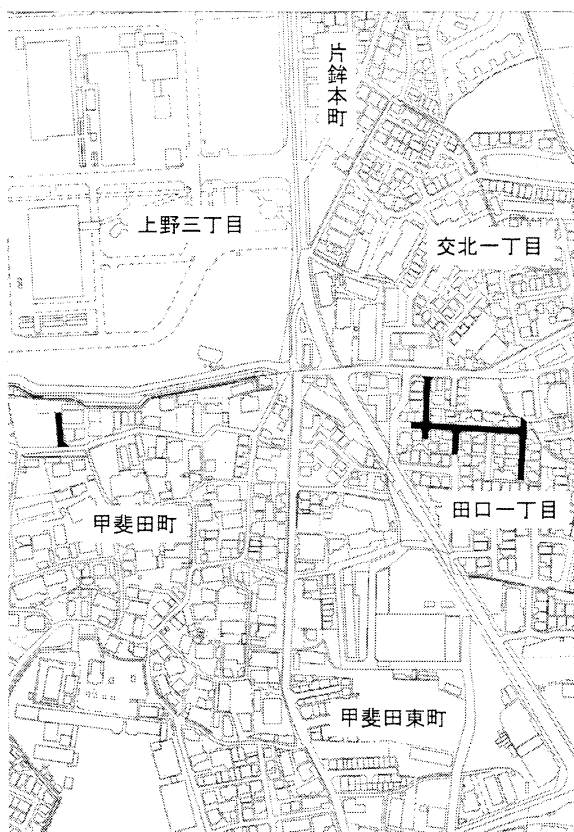
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



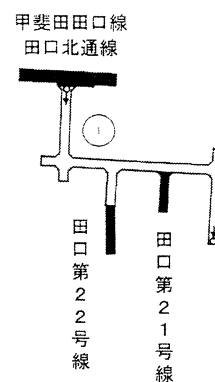
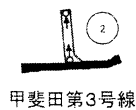
今回認定予定路線



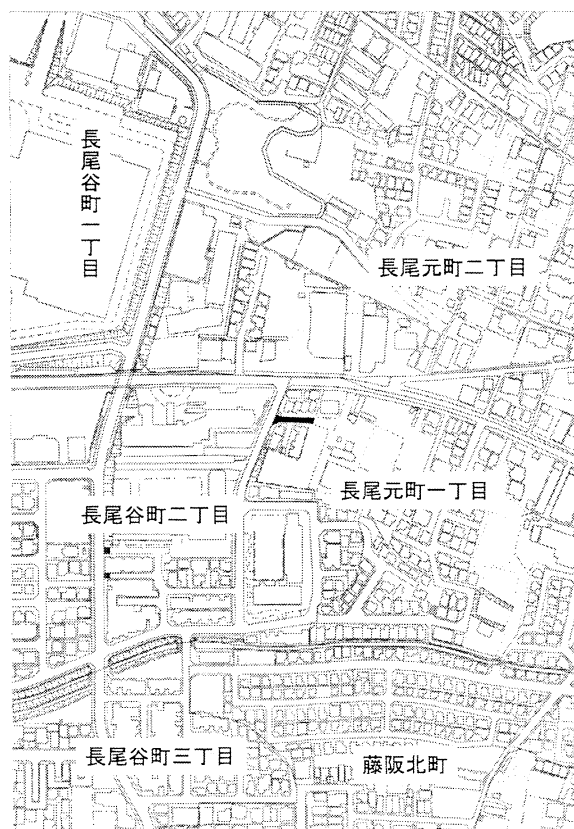
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



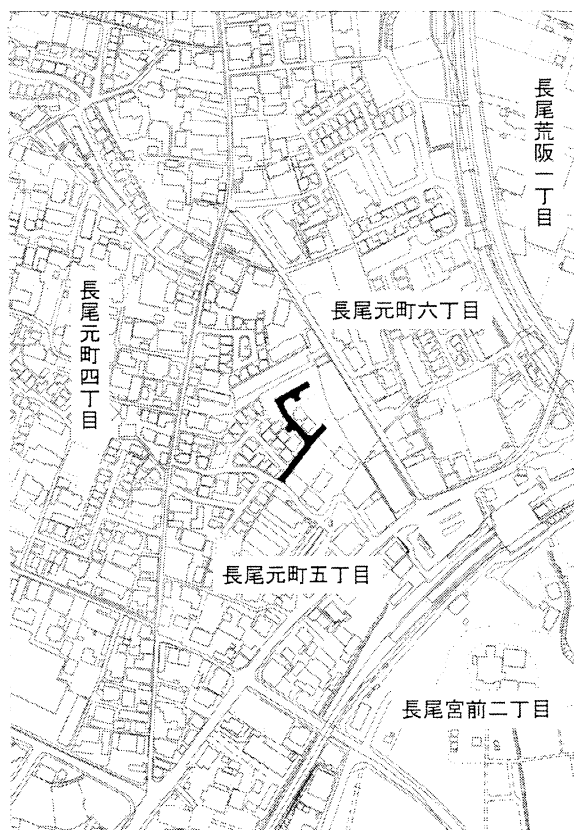
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



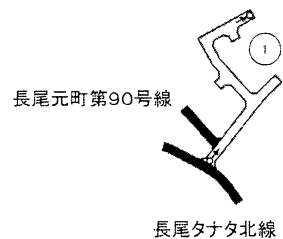
今回認定予定路線



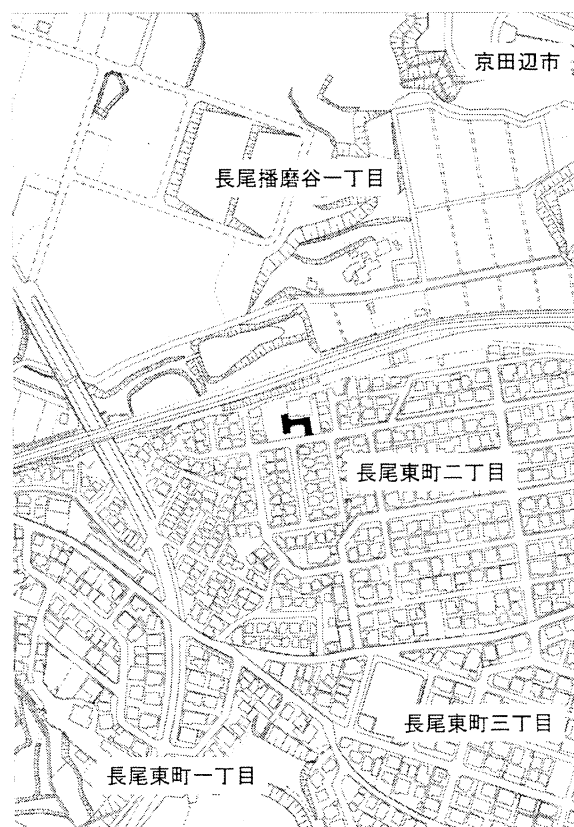
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



—— 今回認定予定路線



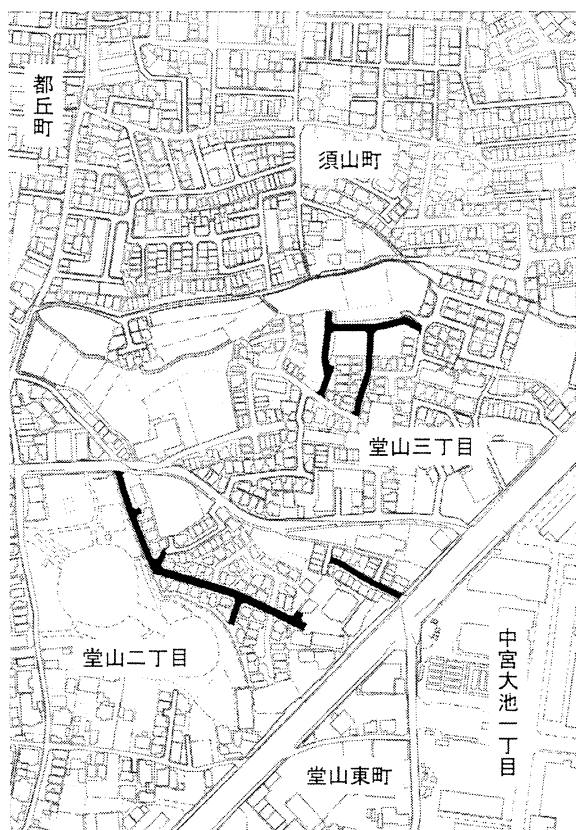
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



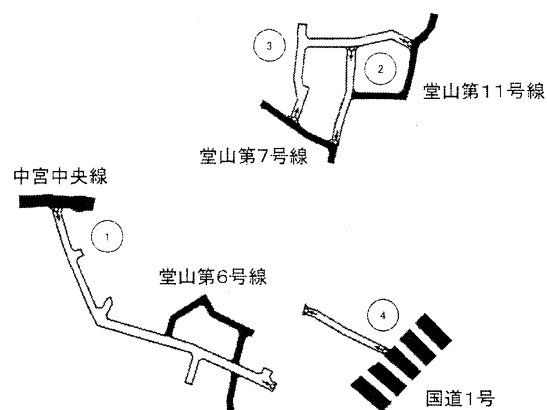
—— 今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

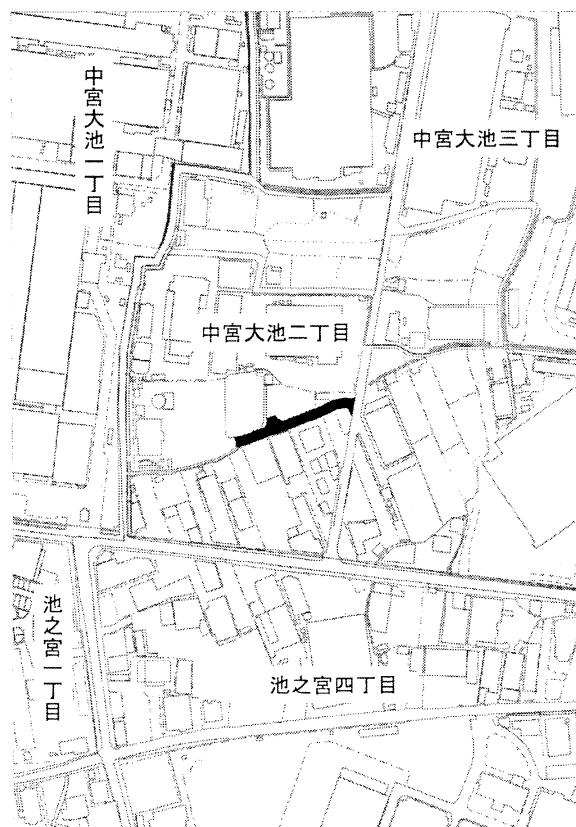


今回認定予定路線

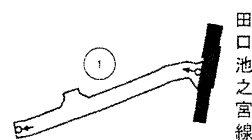


市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線

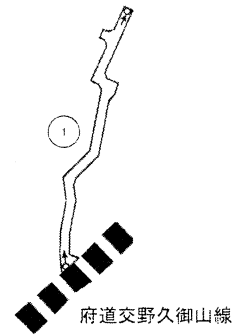


市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線



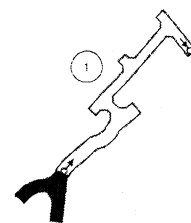
府道交野久御山線

市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
■	現認定路線
□	今回認定予定路線
...	国道・府道



今回認定予定路線



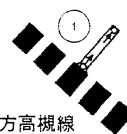
藤阪東町第24号線

市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
■	現認定路線
□	今回認定予定路線
...	国道・府道



今回認定予定路線



主要地方道枚方高槻線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



国道1号

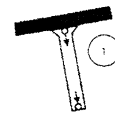
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

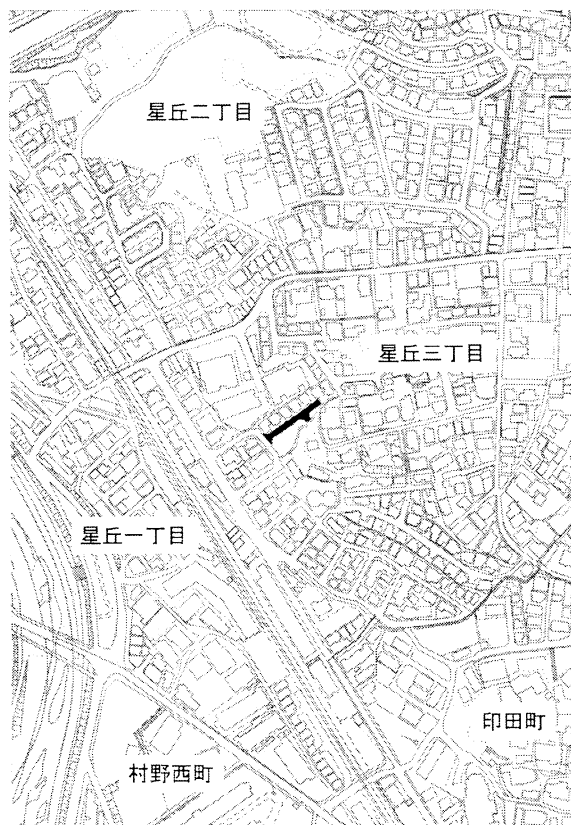


桜町伊加賀西1号線



市道認定参考図

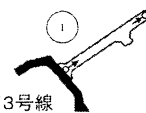
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線



星ヶ丘第3号線



市道認定参考図

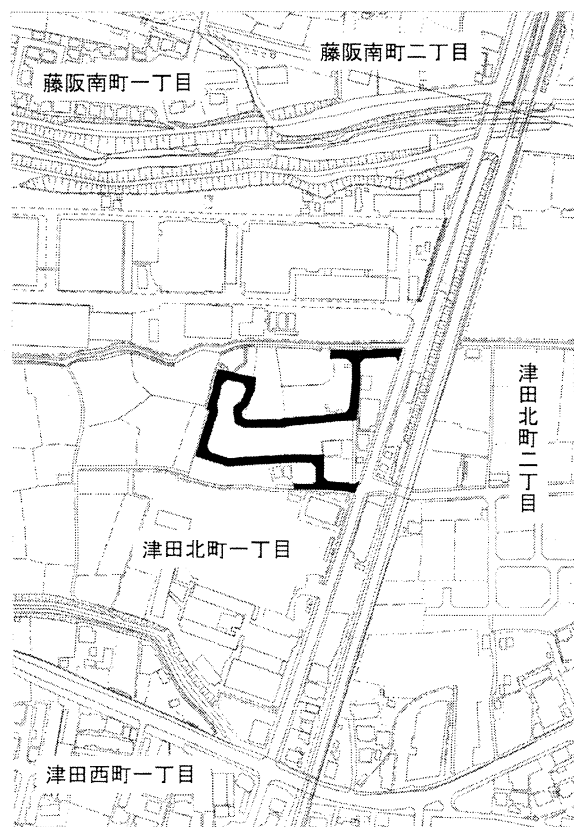
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



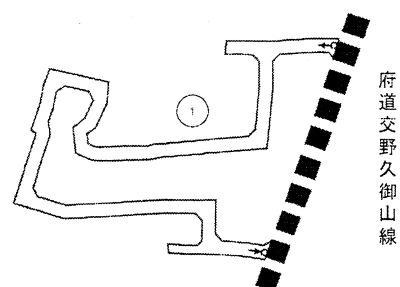
—— 今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



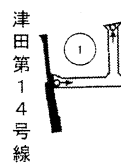
—— 今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

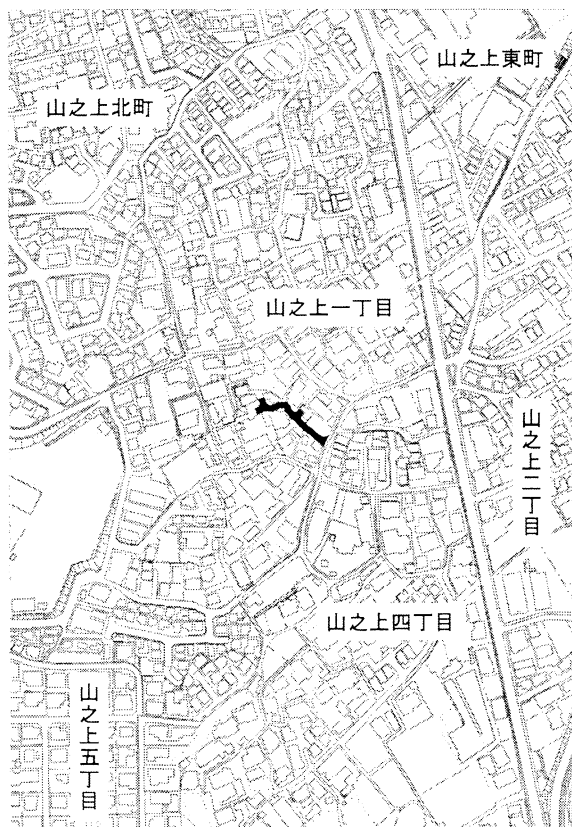


今回認定予定路線

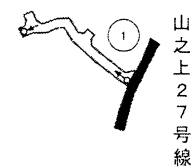


市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道

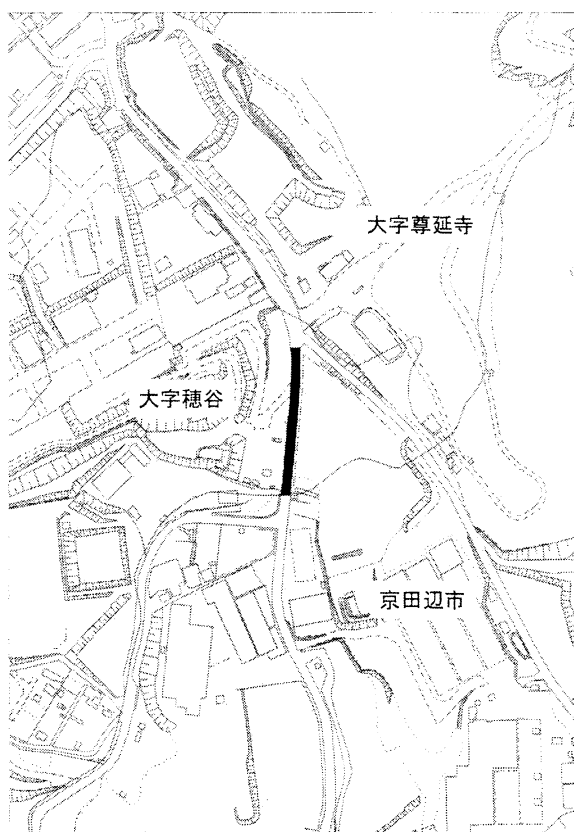


今回認定予定路線

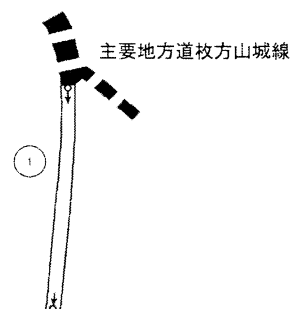


市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線

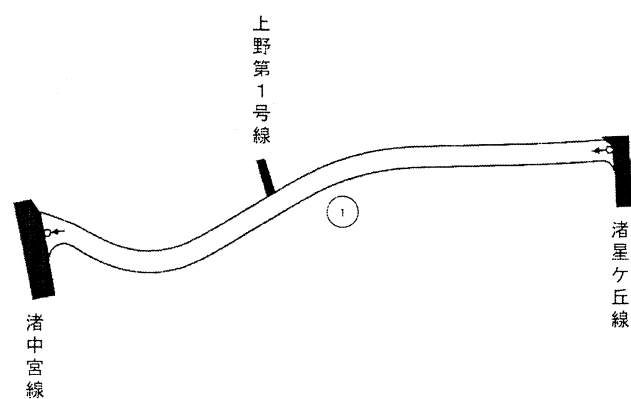


市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線



市道認定参考図

○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道

京田辺市が枚方市の区域内で京田辺市道を廃止することの承諾について

次のとおり、京田辺市長が枚方市の区域内で京田辺市道を廃止することを枚方市長が承諾するにつき、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

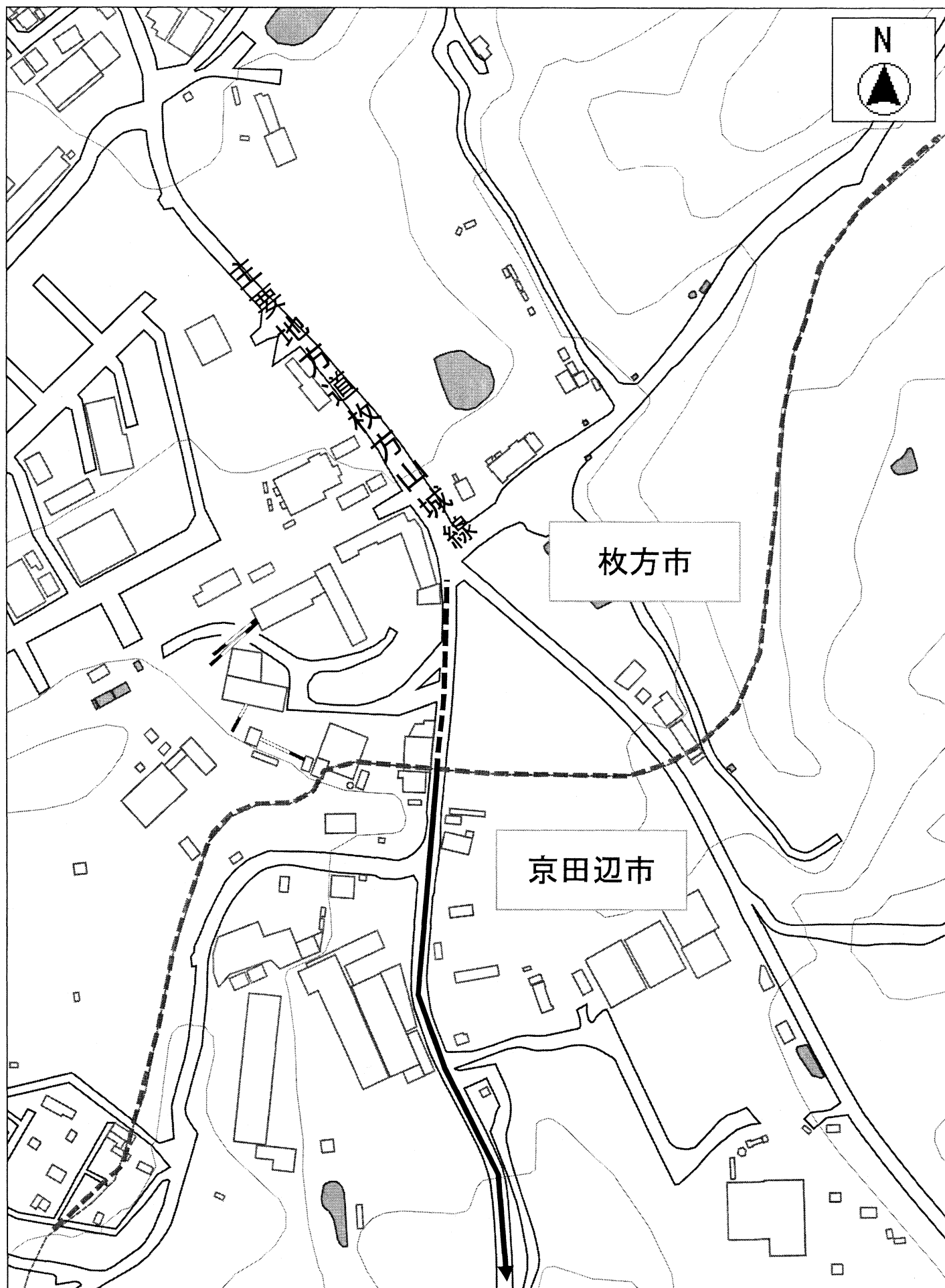
記

（承諾（廃止））

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	津田天王線	大字穂谷 2209- 2 番地先	大字穂谷 2592 番地先	-

参考図面： 別添図面（承諾（廃止））のとお

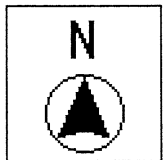
提案理由： 京田辺市長が道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、枚方市の区域内で京田辺市道を廃止したいとして枚方市長の承諾を求めてきたため。



----- 枚方市廃止承諾予定区間



京田辺市道津田天王



承諾(廃止)

枚方市

京田辺市

京田辺市道 参考図	
	枚方市廃止承諾予定区間
	京田辺市道津田天王線
	主要地方道枚方山城線

議案第 6 7 号

副市長の選任の同意について

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生

発行年月 令和7年(2025年)11月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課
Tel 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)

